

市原の古文書研究 * 第5集



飯香岡八幡宮文書
八幡・寺嶋家文書
八幡・梅谷家文書
勝間・深山家文書

市原の古文書研究会

市原の古文書研究

* 第5集

市原の古文書研究会

秋葉平
上田洋子
佐野彪
高澤恒子
山岸弘明

市原の古文書研究
*第5集

市原の古文書研究会

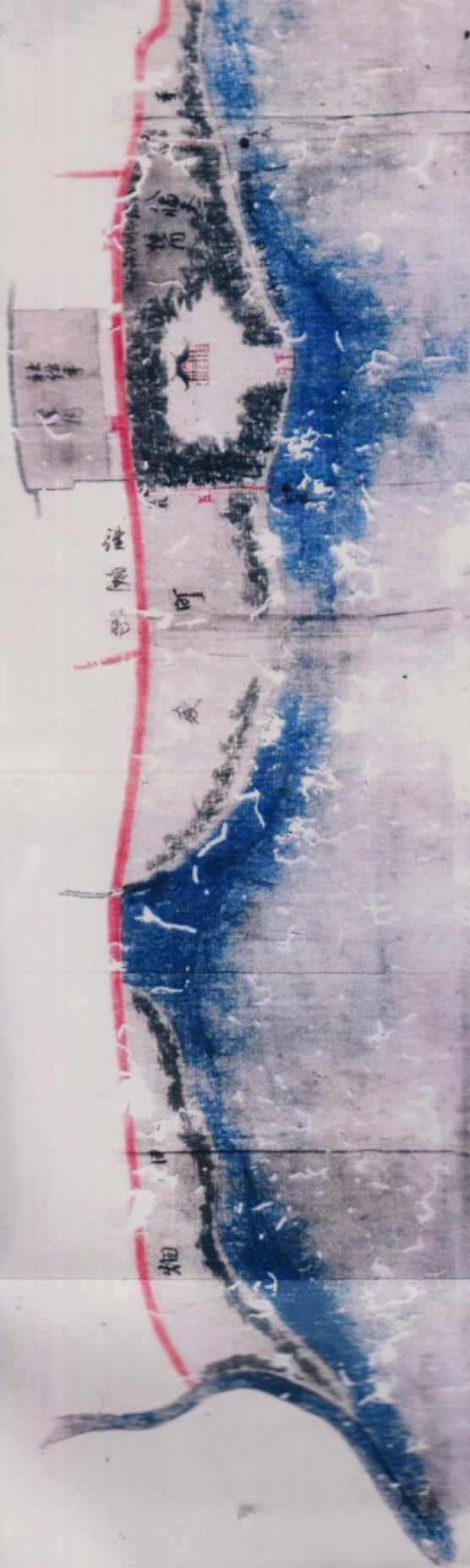
秋葉 平

上田洋子

佐野 彪

高澤恒子

山岸弘明



汝知離標唯五陸視
 十老冷雷亂蓬廣

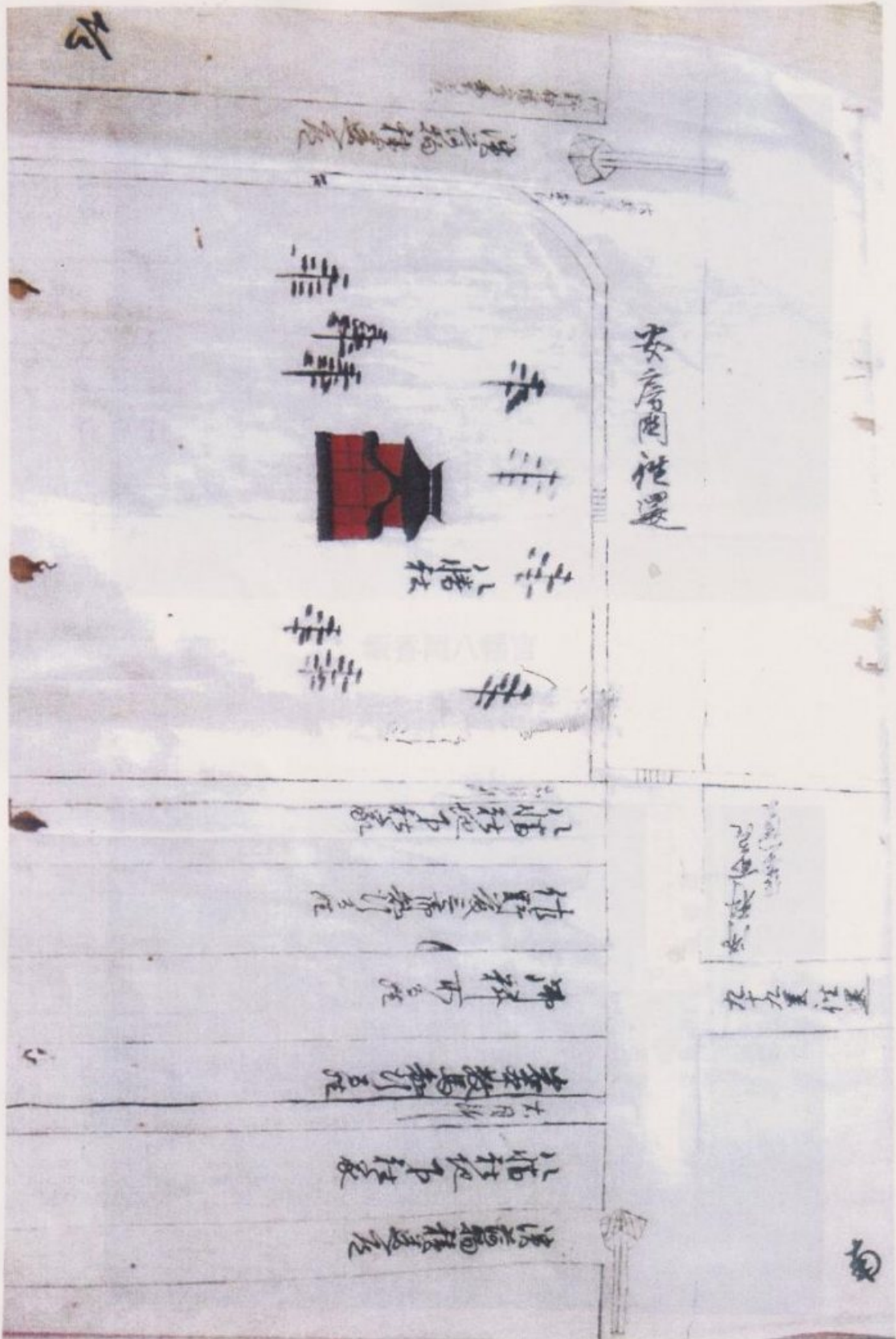
此繪是實地測量之圖
 凡通根之河路地均詳
 且其地有本中之...

利根川
 御城
 御城
 御城

利根川
 利根川



飯香岡八幡宮文書 136 「寛文9年、五所、市原、八幡村水論裁許絵図」



寺嶋家文書「江戸後期、八幡村市原出途周辺絵図」



飯香岡八幡宮



八幡宿駅前の旧道



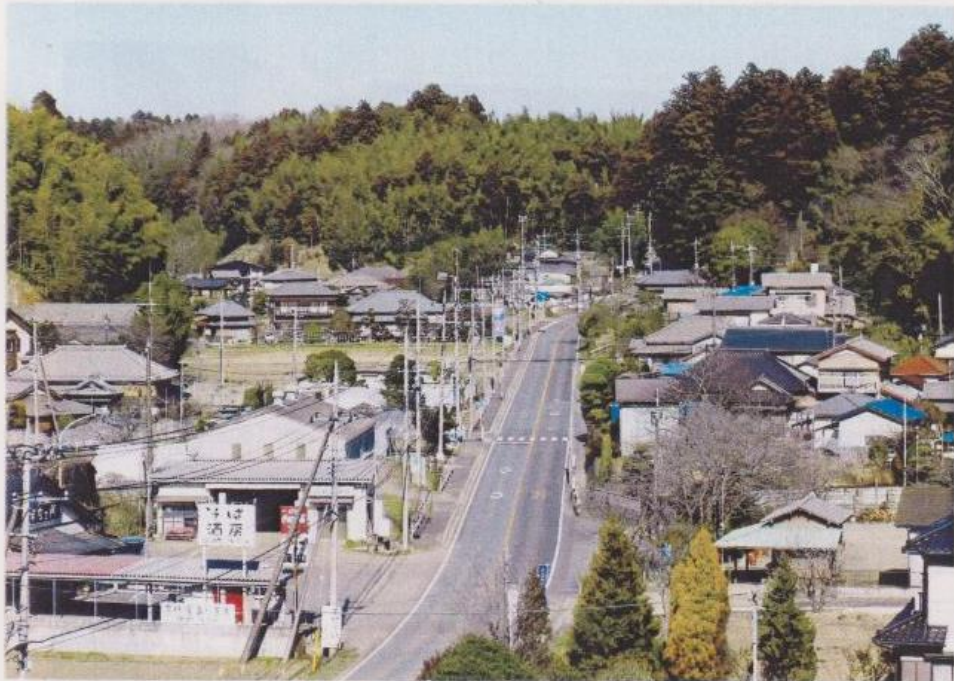
寺嶋医院



梅谷家



深山家



勝間地区



ゆかり地を調査



(前列) 秋葉 (後列左から) 佐野、高澤、上田、山岸

市原の古文書研究を契り集へるべし

長坂六郎

石原 市原、八幡村水争い裁判書(部分)と古文書

カライベツ

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原の古文書研究

＊ 第5集

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市原八幡宮書庫より出た古文書

市京の古文書冊袋

* 袋の集

表紙カバー

五所、市原、八幡村水争い裁許絵図(部分Ⅱ寛文9年)

飯香岡八幡宮書き上げ絵図付図(部分Ⅱ天正20年)

*

カラーページ

飯香岡八幡宮書き上げ絵図(天正18年)

五所、市原、八幡村水争い裁許絵図(寛文9年)

八幡村市原出途周辺絵図(江戸後期)

飯香岡八幡宮、八幡・寺嶋家、梅谷家、勝間・深山家

凡例

*

飯香岡八幡宮文書へ考察と解読▽

1 3

* 八幡・寺嶋家文書へ考察と解読▽

1 2 3

* 八幡・梅谷家文書へ考察と解読▽

1 7 3

* 勝間・深山家文書へ考察と解読▽

2 2 3

* メンバー紹介、奥付け

3 0 2

本書では難解な古文書が一般の人たちにも親しめるよう「読み下し文」で解読しました。

凡例

- ① 「旧仮名遣い」、「変体仮名」は現代仮名遣いに、「異体字」は正字とした。
- ② 漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字は原文も記載したい場合、ワープロ内蔵範囲で表記し（ ）内に現代表記または読みを併記した。ただし、同一文書内の2回目以降は現代表記または読みのみとした。
- ③ 「常用音訓」外の読みは（ ）内に併記した。
- ④ 用字用語は主として「送り仮名のつけ方」、「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』（三省堂）の「標準的な現代表記」を参考にした。
- ⑤ 助詞の「てにをは」や接続詞のしかし、ただし、なお、またなどは原文漢字を省略して平仮名とした。また、ごさ候、よつてくだんのごとし、ありがたくなど昔の言葉も平仮名とした。
- ⑥ 敬語の「御」は領主など厳格な敬語は御を、通常仲間内の敬語はおとした。
- ⑦ 干支（えと）、単位などの表外文字は例外として原文のまま表記し、年号、地名、人名は（ ）に読みを付し、一部は常用漢字とした。
- ⑧ 数字は解読では原文とした。ただし、壱、弐、参、拾などの旧字は現代表記とした。解読以外に洋数字を使用、2桁の時半角で、1桁および3桁以上は全角で表示した。
- ⑨ 解読以外の年号は平成22年または平成22年（2010）とした。
- ⑩ 原文と比較のため、解読の改行は原文に合わせた。

⑪ 読みやすいよう、解読では適宜、。「」などを付した。解読以外での書名は「」とした。

⑫ 原文の誤記は（ママ）、誤記と思われる場合は（…カ）とした。あて字、脱字、誤字、旧地名は（ ）内に正した。

⑬ 判読不能の箇所は□、「」、「虫くい」などとした。

⑭ 原文の欠落は（表紙欠落）、（前文欠落）、（以下欠落）などとした。

⑮ 紙面の都合で全文を掲載できない場合は、（原文の一部を省略）、（以下解読を省略）などとした。

参考 十千の読み方

甲 きのえ、コウ	十二支の読み方
乙 きのと、オツ	子 ね、シ
丙 ひのえ、ハイ	丑 うし、チュウ
丁 ひのと、テイ	寅 とら、イン
戊 つちのえ、ボ	卯 う、ポウ
己 つちのと、キ	辰 たつ、シン
庚 かのえ、コウ	巳 み、シ
辛 かのと、シン	午 うま、ゴ
壬 みずのえ、ジン	未 ひつじ、ビ
癸 みずのと、キ	申 さる、シン
	酉 とり、ユウ
	戌 いぬ、ジュツ
	亥 い、ガイ

飯香岡八幡宮は白鳳年間創設と伝える古社で、本誌ではこれまでの第3集、第4集で概要を紹介した。その歴史はおおむね

- ①産土(うぶすな)神時代(古代)
- ②石清水八幡宮別宮時代(平安後期ころ)
- ③市原八幡宮時代(鎌倉、室町時代ころ)
- ④飯香岡八幡宮時代(室町時代、現在)

に大別されるといえる。
飯香岡八幡宮の「飯香岡」は地名で、日本武尊(やまとたけるのみこと)が東征の途中、この地に着陣、村人たちが酒飯を差し上げたとき、「この飯の香りしごくよろし」と「飯香岡」の地名を定めたとされる。

社伝による勧請は天武天皇の白鳳4年で、桜町季満卿が下向し、記念の「夫婦いちょう」を植樹されたという。しかしまた一方同社は上総の「一國総社」を自称し、国府推定地とされる市原台地と「柳楯神事」でつながることなど、「石清水八幡宮別宮」と「市原八幡宮」の後身とする考えが「市原市史」などを通じてほぼ定着している。

現在の八幡宮本殿の建築年代は昭和42年から行われた「調査修理工事」の結果、中世15世紀、室町中期の長祿、文明改修期と特定されたが、移転時期は鎌倉時代に逆上る可能性もあり、今後の研究課題となっている。その前身地はかつて上総国府近く、市原、国分寺台地上にあったとされるが不詳、市原八幡宮説、若宮の八幡神社説が有力といえる。

①市原八幡宮説 上総の「国府」所在地には諸説があるが、かつて「府中」と呼ばれた能満周辺がその第1候補といえる。隣接する市原の地名は市原庄の中心地を表し、「府中日吉神社」も国府との関連性を伺わせる。その一面に「市原八幡宮」の旧

社名を継承する小社がある。当社は「総社八幡宮」を傳承し、旧地を不詳とする移転伝説がある。また、氏はすべて飯香岡社の氏子を兼ね、「神事」である「柳楯」が五所、八幡への巡行に先立って「万葉伝説」の地「阿須波神社」と当社へ立ち寄っている。このことは当社と飯香岡社との歴史的な関係を暗示しているものといえよう。

②(若宮)八幡神社説 若宮の八幡神社もまた前身候補地としての説得力を持っている。その創建年代や傳承が極めて近似していること、江戸時代「若宮八幡宮」を称し、飯香岡の別当寺・靈応寺(若宮寺)が兼務していたこと、「飯香岡社文書」に若宮八幡宮を当社の若宮とする記載があることなどが挙げられる。若宮八幡宮は本来飯香岡八幡宮の摂社、若宮として創建され、後の荒廃期に分離したことが考えられる。

また、このほか飯香岡八幡宮には元八幡宮や石塚を旧地とする傳承も残されている。飯香岡八幡宮の前身地の特定は市原の中世史上極めて重要なテーマであり、改めて検討を加えることとしたい。

飯香岡八幡宮についての書物は数多いが、この中でとくに資料的価値の高い数編を紹介して研究者の便に供したい。これらは市や県の公立図書館に蔵書されているので参照されたい。

- ①市原市史各編(昭和55年ほか)市原市教育委員会)
- ②市原郡史(大正5年)市原郡教育会)
- ③重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理工事報告書(1968)本堂修理委員会)
- ④上総国府推定地歴史地理学的調査報告書(1999)市教育委員会)
- ・国府との関係にみた飯香岡八幡宮と柳楯神事(島田潔)
- ・飯香岡八幡宮の秋期例大祭(中嶋宏子)
- ⑤市原の柳楯神事(昭和58年)飯香岡八幡宮)
- ⑥房総の祭、柳楯神事(昭和40年)今井福治郎)

⑦市原地方史研究（昭和41年創刊）市教育委員会ほか）

・飯香岡八幡宮随想（第1号）市川教生）

・柳楯神事について（〃）森操）

・中世における飯香岡八幡宮（第9号）寺田広）

・飯香岡八幡宮の戦国期文書（第15号）粟野俊之）

・飯香岡八幡宮天保10年亥年一件について（第13号）水谷安昌）

・八幡神社修理工事に関する覚え書（第19号）瀧本平八）

・市原市歴史と文化財シリーズ⑨（地方史研究連絡協議会）

・市原市八幡地区の遺跡と文化財、飯香岡八幡宮とその周辺

（平成16年）瀧本平八）

⑨神道大系神社編（安房・上総・下総・常陸）、飯香岡八幡宮

（1990）神道大系編纂会）

⑩市原の古文書研究第3集、4集（平成17年ほか）本会）

また通常入手が困難な下記資料については本集に紹介した。

①伴信友全集、神名帳考証土代附考、第19上総国式外旧社、八

幡宮（1977）黒川春樹、図書刊行会）

伴信友は本居宣長の学問継承者で、江戸後期から明治時代に

かけて「古代史研究」に多くの業績を残した。「神名帳考証」

は伴の代表作とされる。飯香岡社の創設神話を「五所村の人、

都にいたりてある神祠にて神像を奪い立ち退けるが追手の者に

遮られてせんかたなきままに五所の浦に着きたまえと像を海中

に投げ入れ」帰国後五所の海中から神像をえたとする。また、

八幡大神を祭神とし、一国一社の八幡宮として中興したこと、

治承4年源頼朝建立などを記録している。

②千葉県神社台帳（明治10年代、県公文書館所蔵）

明治から昭和戦前まで県が使用した神社台帳。創建のいわれ

や歴史、祭神、祭日、摂社、末社、建造物、神官名などを記し

ている。

③飯香岡八幡宮御神徳略記（大正13年）社務所）

奥付けは元和2年初版、安永6年再版、明治34年3版、大正時代のこの版を10版としている。元和はともなく少なくとも江戸時代後期にはいわれを記した「しおり」や「お札」が発行されていた可能性を示している。

略記による創建は孝謙天皇代、天平宝字3年（759）で、国分寺建立とはほぼ同時期の「天平文化」期にあたる。上総国放生の地として勧請された「国府八幡宮」とし、一方現在の「国府総社飯香岡八幡宮の葉（しおり）」は創祀不詳とした上で、白鳳4年と天平宝字3年勧請の両説を併記している。

源頼光、頼義、頼朝、千葉常胤、足利義満、徳川家康などの信仰浅からず、ことあることに折りをかけて神徳を受けたこと、一般庶民の崇拜を受けて今日に至ったことを記す。また、当時境内南端に「釘付けの松」と称する古松があり、（夫婦）いちようと、ともに有名だったこと、明治42年陸軍省から献納された「日露戦争」の戦利品である旅順要塞の大砲などを旧道側鳥居近くに屋外展示していたことなどがわかる。飯香岡八幡宮もまた日本の軍国化していく様を体験したのであった。

飯香岡八幡宮には昭和50年度の市原市の文書調査で182点が確認されている。本会では同宮神官の市川一男氏の全面協力をえて所蔵全文書の解説を進めている。先の第3集、第4集に引き続き31以降を紹介する。

31冥加献金願い（万延元年）聖帳）

「冥加」は幕府や領主への献金をいう。安政6年に焼失した江戸城の最後の本丸造営工事の献金だが、この殿堂もわずか3年後の文久3年11月、2の丸御殿とともにあえなく焼失することになる。14代将軍家茂、幕府政治のコントーンとした時代、ツケ火や将軍毒殺計画といった物騒な噂が広まり、将軍の食事は紀伊からしたがった老女が作った。当時西の丸もなく一時清水、

田安邸を転々とした後、西の丸に仮殿舎を建てて移った。以後本丸が再建されることはなかった。

幕府財政は火の車、総額175万両(弘化度実績)ともいわれる工事費の一部は領民たちにも押しつけられている。八幡宮別当寺関連の献金総額は3両1分、あらかじめ寺社奉行に献金を願ひ出、許可されるという形式をとっている。あて先の寺社奉行は山形5万石城主の水野忠精(のち老中)で、領収書の写しも添付されている。郷土史料としての見どころは靈応寺、満徳寺と末寺の配当だろう。別当寺・靈応寺(若宮寺)を満徳寺が代兼しているのは無住か、ほかの末寺も多くは破院で権利だけが継承されていた。

33 八幡宿八幡宮記録写し(年号無記、明治の写し)中紙

八幡宮の創建から天正20年までの社伝のまとめ。とくにあて先はなく作成の趣旨は不明。白鳳年間の桜町中納言勅使下向に始まり、千葉広常、源頼朝の社領、足利義満の神輿(みこし)、徳川家康の神領寄進など。とくに目新しいものはない。

35 公武和相論記(江戸後期カ)堅帳

前書きに「公武和相論」写本とある。寛永年間3代將軍家光は妹和子(東福門院)を後水尾天皇の女御として入内させる一方、朝廷支配のために京都所司代を設置、「禁中ならびに公家諸法度」を制定して統制にあたった。本書は上野寛永寺の造営から始まるが内容は「寛政の改革」時代のこと、幕府老中・松平定信のゆきぶりに朝廷側が戸惑っている様子が伺える。江戸後期、力を付けた地方の有力商家などが政治向きの情報収拾にあたったので写本が出回った。本書は郷土史に直接関係がないので掲載は巻頭部分だけにとどめた。

55 八幡宮御供所、神主宅再建勸化帳(文化8年)堅帳

126

「勸化(勸進)」は社寺の建立、修復のため寄付を募ること。126に御供所と神主宅の破損再建について御助力を御願ひし

たいとの趣旨書きがある。55は出納帳で、前半は寄付金穀を、後半は支払い、最後に差し引き勘定がある。寄付は浜本町、南町、観音町、仲町、五所村が多く、村田村などからの寄付もある。米を1両につき1石2斗余で換金、勸化総額は54両と錢14貫文余であった。

57 本殿組物拓本(昭和42年ころ)中紙

昭和42年4月から43年12月にかけて行われた本殿修理工事で神社側が行った乾拓「拓本」か。添え書きに「御本殿向拝大面取りの方柱、斗拱(ときょう)の一部拳(こぶし)鼻」とある。渦文様は室町中期ころのもので本殿の年代特定の根拠の1つになった。ダイナミックなやりガンナ仕上げ跡が生々しい。

58 神社由緒など取り調べ差し出し帳(明治3年)堅帳

明治3年菊間藩に提出した差し出し帳。今般「神社御規則」御定めのためと趣旨書き、後出「勝間・深山家文書」413の「明治3年御用覚え」11月17日「太政官布告」に対応している。1ページの「式外(しきげ)」は「延喜式神名帳」の式内、式外の別、延喜(900-922)は平安後期藤原時代はじめの年号で、律令制度の細則、神名帳の記載有無で分けている。ついで由緒、大小建物、祭神と勸請年記、神位、祭日、社領、造営記録などを記す。当時社殿正面石段上に玉垣はまだなく、神楽殿、絵馬殿、器蔵、神供所、正面1の鳥居、海中2の鳥居のほか境内入り口に鳥居3か所などを記している。

また社領変遷は、往古当社勸請の時神領12町付け置かれ、千葉常胤が12町石、源頼朝が150町石を寄付したが、元龜2年織田家のため領中兵火を受け神領を没収され、天正18年徳川家康から150石の高直し判物を下し置かれたとする。元龜2年(1571)は戦国時代末期で、「天下布武」をめざす織田信長が室町幕府最後の將軍義昭を擁立、この年近江比叡山を焼き打ちしている。当時上総、下総国境の八幡地区は千葉、里見両軍の争奪地であったが、幸いにも兵火を受けることなく本殿が

残った。織田家との接点はなく文意は不明。

一方造営記録は、貞寛元年(859)、寛平7年(895)、
建久3年(1192)、応安2年(1369)、長祿3年
(1459)、文明元年(1469)、天正4年(1576)、
文祿3年(1594)とする。昭和42年に始まった解体調査、
修復工事の結果、現在の本殿は室町中期の長祿3年または文明
元年造営と推定された。

60 A 元黒印地旧神官配当(明治8年Ⅱ 縦帳)

60 B 元黒印地草高配当祿始末書(明治8年Ⅱ 縦帳)

Aは明治維新直後、明治元年から3年の旧神官草高(収穫総
高)配当報告書。差し出し人は八幡太神祠官ら関係者16名で、
あて先は千葉県令(知事)。八幡太神は維新後の社名で祠官は
神主、社家や承仕は廃止され元職になっている。八幡宮領草高
150石のうち、霊応寺が17石5斗余、宝乗坊(満徳寺附い)
6石余を配当、一方の神社側は神主23石余、社家は6斗4石
余、幡役3斗余、承仕1石3石で明治4年に廃止された。

霊応寺の注書きに注目すべき記述がある。明治維新時の住職
は明治元年8月に病死し、その後任を名乗る市原武雄の正当性
が訴訟沙汰になるが、4年11月和解、市原が隠居退身している。
しかし、霊応寺はこの訴訟騒動を契機に起こった「廃仏毀釈
(きしゃく)」の嵐の中「暴力的に破壊」されるのである。霊
応寺の最後を記す貴重な史料といえる。第4集「満徳寺」の項
もあわせて参照されたい。

64五所、市原、八幡村用水論裁許状写し(寛文9年Ⅱ 中紙)

136裁許絵図写し(Ⅱ 大図)

能満の水留め堰(せき)水争い訴訟、評定所裁許状の写し。
64は裁許状で136は裏書き絵図、本来表裏一枚のものが別々
に写された。江戸時代の司法権は領主(大名、旗本、代官)や
名主の専権事項だが、所領同士の争いは勘定奉行(公事方)か
老中と2奉行が加わる評定所(最高裁判所)で合議された。

本書は最後に老中、寺社奉行、南北江戸町奉行、勘定奉行の
連署があるので江戸辰の口の評定所で裁決されたことがわかる。
裁許状ははじめ五所村と市原村の主張を、ついで八幡村の申し
分、検使役人の調査結果を記し、最後に判決を述べる。正文は
「(以後)ゆうがい山(市原城址)の下に内法5寸四方の樋を
伏せ、双方へ分水仕るべく候、後鑑のため絵図いま裏書き、双
方へ出し置くの間、堅く相守るべきものなり」とする。

用水源泉の能満の水留め堰は現在もある市原中、中央武道館、
埋蔵文化財センター裏の池で市原台地を迂回している。主流は
市原村を経由して五所村に通じたが、途中市原山木入り口に樋
を設け一部を八幡村に分水していた。ちなみに八幡村の灌漑用
水の大半は草刈堰の中川溝を引いていた。「寺嶋家文書」に関
係する資料が多く残されているので今後紹介することとしたい。
「裏書き絵図」はとくに重要。市原村周辺の絵図は他になく
貴重史料として部分を本集の表紙にも引用した。また、本文で
は判りやすく一部現状を加筆した。

市原埠頭から八幡、山木交差点をへて市原の台地につながる
297号線は大多喜往還(街道)、鶴舞往還(街道)の新道で、
かつては市原出途から発し市原入口あたりで右折、台地下を迂
回していたことがわかる。また、村境いは入り会いが複雑に交
錯し、能満用水をめぐる村々が争った様子が絵図上からも伺う
ことができる。出入りとなった能満川(シン田川とも)はいま
も悠々と台地下を流れ、「ゆうがい山下のトイ」近くで激しい
水音を発しながら地下暗渠へと落ち込んでいる。

65八幡宮造営勸金、年貢勘定証文(元禄6年Ⅱ 中紙)

元禄4年に竣工した現拝殿、弊殿工事の寄付と年貢領収書。
発行者は八幡宮神主と別当寺、あて先は工事で社家奉行を勤め
た大塚助太夫だが、寄付額や年貢高はない。「飯香岡八幡宮由
緒本記」によると「元禄四辛未年、八幡宮弊殿、拝殿立て直し
新造立これありによりて堀飛驒守(直有Ⅱ八幡1万石)、大久

保伊豆守（忠高Ⅱ八幡1万石）殿御両家御信仰あらせられる由、よりて御造営料として御蔵米御寄進あらせられ、ならびに氏子大小の家門助力を尽くし神納これあり」とある。ちなみに社家の大塚氏は天明時代に欠所となり、嘉永年間親類子孫が新規社家に取り立てられ大井氏を名乗った。

67 みお拝借地証文（慶長19年Ⅱ小堅帳）

当時八幡村を所領した本多正信、本多正純、永井尚政3家の蔵屋敷年貢米津出しみおの借用証文。発行者は村役人総代（名主）の善六、利兵衛と津出しを担当する蔵地守善右衛門の3人であて先は八幡宮役所。後の南町みお、当時海面干潟地、現在白金通りから市原看護専門学校、高等職業訓練所から市原海岸通りの埋め立て工場地帯にかけて長さ480間、上幅12間、底幅8間のみお筋（人工運河）と白金通り八幡保育園、市原支所前あたり、当時小字山岸、南北30間、東西18間のみお（津出し港）で、冥加金（使用料）は年間1両となっている。

『飯香岡八幡宮由緒本記』による、慶長19年5月本多正純あて差し出し帳によれば「八幡宮境内の内、地頭方へ御蔵造立につき蔵屋敷に貸地の分間（検）地、豎90間、横19間、本多佐渡守、本多上野介、永井信濃守、3給地頭方へ貸地なり」とし、続いて「右3給地頭方御蔵造立につき、御蔵米運送新規みお掘割り地所、当社表海岸御除地の内、別紙証文のとおり貸地致し、冥加金として1両ずつ年々上納致すものなり」と経緯を記している。

68 徳川家康、田畑取り調べにつき言上書（天正18年Ⅱ堅帳）

137 A 御書き上げ絵図面写し（Ⅱ大図）

天正18年豊臣秀吉の小田原征伐と徳川家康江戸入りにかかわる飯香岡八幡宮文書。137の八幡村絵図はA B 2枚、第4集カラーページで紹介した43も同じ写し。

家康を先鋒とした秀吉軍は4月、北条氏政、氏直が籠城する小田原城を完全包囲、一方で木村重高、浅野長政らが武蔵、下

総に侵攻し、本隊は本佐倉から岩付方面に向かった。八幡方面には一部分隊が進んだとみられるが明確でない。上総の諸城は城主以下主戦力を小田原に集結したので戦闘体制がとれず抵抗のないまま降伏したとされる。八幡通過は5月10日ごろ。第4集ではあらかじめ小田原から持参した制札などを紹介した。

137は別当寺、神主連名、あて先は家康の重臣青山藤蔵（忠成Ⅱ郡上5万石藩祖）、差し出し日は3月13日、境内除地絵図面お尋ねにつき差し出すとし、裏面は5月上意によって小田原陣中に召し出され祈願所を仰せ付けられたこと、天正20年2月境内構え堀を築き、禁制高札場を作ったことを記している。ここでの禁制は前集で紹介した秀吉高札をさすと考えられる。

また、68の言上書は社領の所書き、解説に*印を付した地名は八幡地区に現存している。合計は田595枚、畑137枚となっている。しかし、3月13日に家康あてに境内図面を差し出したたり、5月小田原陣中に召し出されたなどの文言は史実として疑問がない訳ではない。引き続き研究課題としたい。

120 旗本岩本家領宗門改め帳（弘化4年Ⅱ堅帳）

「宗門改め（人別）帳」は江戸時代の戸籍簿。はじめキリシタン吟味のため設けられたが、享保以降は人口調査のため数年ごとに作成された。当社では弘化2年（1845）、4年、安政3年（1856）の3点を保存、弘化2年と安政3年は純社領分で神主市川若狭（常陸）家、社家4家を含む13家、本書は岩本大隅守領の一部で、承仕4家と百姓3家を記載している。八幡宮承仕と百姓の7家が岩本領に付属していた。3点をあわせ改めて考察することとしたい。

121 A 末社守護人、古格議定書（弘化5年Ⅱ中紙）

社家が末社ごとの守護人と神儀式における席順などを定めた議定書。Bも同文だが最終ページが欠落している。

122 A 遷宮、祭礼など取り扱い証文（宝暦元年Ⅱ中紙）

八幡宮造営の下遷宮で起こった神主、別当、氏子間のトラブル

ルにともなう内済証文。神主、別当立ち会い相談の徹底や遷宮、祭礼時の細則など双方和談をもって内済したとしている。別当の若宮寺は靈応寺の通称、役僧の神王院は別当支院の1つで門徒代表、各領名主が連名で押印、あて先が神主になっている。神社由緒などに宝暦期の造宮記録はなく工事内容は不明。

123 別当方不正訴訟一札（文政2年Ⅱ巻紙）

寺社奉行にあて神社方が別当方を訴えた訴訟の内済証文。前半に訴訟側神社方の主張を、ついで別当方反論を記し、寺社奉行吟味中のところ、今般対談して内済することになった。「御吟味お下げ成し下され候段仰せ渡され、一同承知畏み奉り候」、関係者一同、寺社奉行にあてた内済証文に連印している。訴状によると、別当白純は祭礼や月並み神事において、これまでの慣例を無視したり、末寺8か院の内、移転、隠居などによる無住や破院分の配当を私し、必要な修理や再建も行わないという。江戸時代、「寺請け制」を背景にした寺社行政は寺優位で、社領経営も別当寺の統率下に置かれた。社領の半分以上を受け取り権利にあぐらする別当寺、加えて当時の僧侶たちの風俗類塵が底流にあった。内済は配当を積み立て衆徒再建を進めることなどを上げたが、実行されることはなかった。

文政13年再び神社方が別当白純を提訴、寺社奉行は神社側の訴えを全面的に認めて白純の僧籍を剝奪、江戸10里四方追放とした。後任住職に栄阿が任命されたが病気で現地は通栄が代行し、続く田刀も江戸にあって通栄の代行が続いた。天保9、10年にかけて3度目の訴訟、今度は通栄の不正や田刀の管理責任が問われた。処分を察した通栄は吟味途中に退転。現存する「済み口証文」は衆徒8か院配当67石余を以後10年間、再建と若宮寺修復、八幡宮修理費にあてることなどを取り決めていた。この時期、全国の神社、別当寺の多くで、その運営主導権を争い、利害対立の抗争が繰り広げられている。

124 境内蔵屋敷跡、取り交わし証文（文政2年Ⅱ中紙）

前出67に関連している。「飯香岡八幡宮由緒本記」などによると、現在の八幡保育園、市原支所、八幡公民館の一角は慶長19年、本多佐渡守、本多上野介、永井信濃守にあて蔵屋敷地として貸し地し、寛文元年は永井豊前守、永井式部少輔、酒井兵部正、堀三左衛門の蔵屋敷であった。本証文は旧来諸侯4家へ貸し地にしていたがその後引き払いになり、いまは民家3軒が八幡宮の社用に使っている。今後地代をとる場合は八幡宮の修復代として上納させることとしている。

129 審付、品々覚え（嘉永4年Ⅱ巻帳）

123の訴訟関係資料などを譲渡か貸し出したものだろうか。とくに目的などの記載はない。

131 御修復料取り立て帳（安永7年Ⅱ横帳）

御修復料とあるが工事としては少額で、記録も残されていない。いったん米で割り当て代金を取り立てている。

133 徳川家康200年遠忌（おんき）口演（文化12年Ⅱ廻状）

「口演」は口で述べること。元和2年に亡くなって神様とされた家康（東照宮）遠い年忌法会開催の通知書。回覧が氏子村を越え天正18年の家康江戸入府当時の禁制範囲である八幡郷、きくま、やまき、府中（能満）、そうじや、村上、ごい、ごしよに及んでいることも興味深い。

139 神主市川伊賀亮ほか裁許状（文政7年Ⅱ中紙）

神祇管領長から烏帽子（えぼし）、紗狩衣（かりぎぬ）着すことを許可された裁許状。

140 みこしの儀廻章（弘化2年Ⅱ廻状）

「廻状（廻章）」は用件を連絡する書状のこと。みこしの儀は新調か修繕をさすのであろうか。打ち合わせのため関係者を招集している。名前の肩部分のかぎマークは「合点」、廻状の趣旨、承知の意味を現している。

冥加献金願 馬

上総国市原郡八幡村

若文寺
若德寺
若末中

献金覺人

八幡宮
御朱印

高直指中内

高直指中内
高直指中内

上総国市原郡八幡村
八幡宮御朱印
御朱印

若文寺

高直指中内
高直指中内

若村

若德寺

高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内

若院
若院
若院
若院
若院
若院
若院
若院
若院
若院

高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内
高直指中内

万延元年(1860) 飯香岡八幡宮文書 31
江戸城本丸御普請献金願い

冥加献金願い、写し
上総国市原郡八幡村
若宮寺
万(満)徳寺
ならびに門末中

縦 帳

- 献金覺元
- 八幡宮御朱印 高百五十石の内
- 高十八石配当 岩本大隅守附(付)属
- 一金一兩 上総国市原郡八幡村
- 高六石配当 八幡宮別当
- 一金一分、銀六匁四分八厘 新義真言宗 若宮寺
- 高十四石二斗四升余同断 同 同村
- 一銀十五匁三分八厘五毛 宝乘坊 満徳寺
- 高十一石三斗八升余同断 同村 円乘院
- 一銀十二匁二分九厘五毛 同村 神王院
- 高七石二斗八升余配当 同村 一乘坊
- 一銀七匁八分七厘二毛 同村 西林坊
- 高六石六斗八升余同断 同村 西林坊
- 一同七匁二分一厘 同村 西林坊

八幡宿 八幡宮記録寫

八幡宮御記録寫

恭慎言。八幡宮者人皇十六代帝應神天皇之神靈而二所
 宗廟而其一本邦文武之祖神異城歸化之宗源也其神靈照臨
 其靈驗周宇內護國安民之御神誓超遺餘社者也。柳當社者
 人皇四十代天武天皇之御勅願白鳳二年癸酉三月五日御勅
 請即御勅使櫻町中納言季滿卿御奉幣使菅原中務少輔時
 春卿兩卿御下向有撰此勝景奉祭鎮一國一社之八幡宮也安元三年
 千葉介常胤當社寄附領内十町石之有起者安全為子孫繁昌也
 彼領内北計之臺云有北計星祭云治承四年頼朝七騎若之持候安
 房上總並八幡宮趣願曰頼朝雖為源家武將未聞天運早速有
 用神願也依之八庄十一郡之内為御供田奉寄進者也同年願成就依
 新造留被成下願文三通。御寄進神樂社於鎌倉法華堂下小路

年号無記（明治力） 飯香岡八幡宮文書 33
 八幡宿八幡宮御記録

八幡宿八幡宮記録寫し

八幡宮御記録寫し

恭（うやうやしく）慎みて言う。八幡宮は人皇十六（五）代帝
 應神天皇の御神靈にして二所
 宗廟、しこうしてその一つ本邦文武の祖神、異城歸化の宗源な
 り。その神光四海を照らし
 その靈驗宇内に周（あまねく）護國安民の御神誓超過余社のも
 のなり。そもも当社は
 人皇四十代天武天皇の御勅願、白鳳二年癸酉三月十五日御勅
 請、すなわち御勅使・桜町中納言季滿卿、御奉幣使・菅原中務
 少輔時春卿
 兩卿御下向あり、この勝景を選び祭鎮奉る一國一社の八幡宮な
 り。安元二丙申年
 千葉介常胤当社寄付として領内十町石の旨趣は、安全、子孫繁
 昌（盛）のためなり。
 かの領内北計（斗）の台といわる北斗星祭云々ありと。治承四
 年頼朝七騎落ちの時安房より
 上総に至り八幡宮趣願曰（いわく）、頼朝源家武將たりといえ
 どもいまだ天運開けず、早速
 神願し開く有るなり、これにより八庄十一郡の内、御供田とし
 て寄進奉るものなり、同年願い成就、よりにて
 新造留（立）成し下され願文三通、御寄進神興（みこし）四社
 鎌倉法華堂下小路において

新造立奉行者上杉中務少輔入道禪助奉行社家執行（社家執行）國大臣衛門

尉宗正于時至徳元年甲子九月八日太政大臣征夷將軍源義満若奇進也。

御當家征夷大將軍源家康公御禁制如左禁制上総國市原庄八幡郷

事一樹下人百姓此郷（此郷）除申候事若之條令停止汽釜於此郷（此郷）事

御判物御代々將軍御朱印右之御大振大納言家康公武運長久持すは

今度唐人早速御開陳丹誠之旨趣依り加付上総國市原庄八幡宮寄進奉る

者也天正廿年壬辰八月八日使者本多弥八郎正綱

依右申上事（王依姫命）天照皇大神。天穗日尊。日本武尊

八幡宮三座中。應神天皇若宮平野日体坐末社。仲哀天皇仁徳天皇別宮

大分宮。千栗宮藤崎宮。新日宮。正八幡宮。瑞津比宮

高良五座末社。住吉。武みか槌。經主命。大已貴命

新造立なり。奉行は上杉中務少輔入道禪助、奉行、社家執行・
善国大工右衛門

尉宗正、時に至徳元年甲子九月八日、太政大臣征夷將軍源義満
公右寄進なり。

御當家征夷大將軍源家康公御禁制左のごとし。禁制、上総國市
原庄八幡郷

そうじゃ、きくま、村上、やまき、ごい、府中、ごしよ、一軍
勢甲乙人等乱妨、狼藉（ろうぜき）のこと、一放火の

こと、一（地）下人（じげにん）、百姓に対し非分の儀申しか
くること、右の条々堅く停止（ちようじ）せしめ訖（おわん

ぬ）、もし違犯（反）の輩（やから）においては
忽（たちまち）嚴科に（処）されべきものなり。天正十八年五

月日、御判。御朱印神領百五十石、源家康公
御判物、御代々將軍御朱印これあり。御太刀一振、大納言家康

公武運長久、持すは
今度唐入り、早速御開陳（凱陣）丹誠の旨趣よりくだんのご

とし。上総國市原郡八幡宮寄進奉る
ものなり、天正二十年壬辰八月十八日、使者本多弥八郎正綱

（純）なり。右の外御寄進これあり
候。右申し上ぐるごこと。

天照皇大神、天穗日尊、日本武尊
玉依姫命

八幡宮三座中 應神天皇 若宮平野日体、五座末社、
神功皇后

仲哀天皇、仁徳天皇別宮
正八幡宮 瑞津比宮

大分宮、千栗宮、藤崎宮、新日宮 經主命 大已貴命

高良五座末社、住吉、武みか槌（神）

公武和相論記

神君御入国の後、天下統一統に平均な(さ)しめ給い、
 諸人枕を高くして誠にと(戸)ささぬ御代の御恵みこそあり
 まし、さき小解東(東)御代は、
 神君御年比前山(山)と(山)天台山鎮護國家の靈山を御建
 立ありき、御望み深くましましけれども、終に御願い満
 足せずして御停止なさしめ給う。これ三代將軍
 家光公大猷(だいゆう)院殿と号し奉る。神君御年回到たり
 なにとぞ

神君御入国の後、天下統一統に平均な(さ)しめ給い、
 諸人枕を高くして誠にと(戸)ささぬ御代の御恵みこそあり
 まし、さき小解東(東)御代は、
 神君御年比前山(山)と(山)天台山鎮護國家の靈山を御建
 立ありき、御望み深くましましけれども、終に御願い満
 足せずして御停止なさしめ給う。これ三代將軍
 家光公大猷(だいゆう)院殿と号し奉る。神君御年回到たり
 なにとぞ

年代不詳(江戸後期カ) Ⅱ 飯香岡八幡宮文書 35
 公武和相論記



公武和相論記

この本もと『公武和相論』と
 なつて全部十卷なり
 し(知)る、表わ(す)ともに恐れあれば
 これをはぶいて『風雲録』
 と称し写し置くなり

そもそも神君御入国の後、天下統一統に平均な(さ)しめ給い、
 万民ゆたかに
 諸人枕を高くして誠にと(戸)ささぬ御代の御恵みこそあり
 がたけれ、ここに関東へ東叡山御建立の儀、
 神君何とぞ比叡山にひとしき、天台山鎮護國家の靈山を御建
 立ありたきよし、御望み深くましましけれども、終に御願い満
 足せずして御停止なさしめ給う。これ三代將軍
 家光公大猷(だいゆう)院殿と号し奉る。神君御年回到たり
 なにとぞ

勸化受納諸人掛字

辛文化八年未十二月

勸化集写し書
 一金二兩三分と錢十一貫六百文
 米六俵なり
 一金三兩なり
 米九俵なり
 一金四兩一分と錢二貫文
 米七俵一斗二升
 一金二兩一分錢一貫文
 米三俵なり

辛文化八年未十二月
 勸化受納、諸人用払い方写し

縦帳

文化8年(1811) 飯香岡八幡宮文書55
 八幡宮御供所、神主宅再建勸化受納、払い方帳

濱本(はもと)町内
 南町内
 南観音町内
 中町丁(町)内



飯香岡八幡宮

御本殿斗栱の一部

拳鼻

御本殿

向拝大面取の

方柱

昭和42年(1967)ころカ
飯香岡八幡宮文書57
本殿組物拓本(乾拓)

飯香岡八幡宮

御本殿斗栱(ときょう)の一部

拳鼻(こぶしはな)

御本殿

向拝大面取の

方柱

(寸法は省略)

上

上総國中京郡八幡郷
八幡太神神主
市川三郎

費

一 今般国内大小の神社御規則 御定ル
相成ル候於 府藩縣ノ簡條委詳
取調膏土月限可ク分カ録ス
作ル月ノ九年上ノ元年

明治3年(1908) 飯香岡八幡宮文書 58
神社由緒など取り調べ差し出し帳

上 (たてまつる) 上総国市原郡八幡郷
八幡太神神主
市川三郎
縦 帳

覚
一 今般国内大小の神社御規則御定めに
相成り候条、府藩県において左の簡条、委詳
取り調べ当十二月限り差し出すべき趣、
仰せ出され候につき、左に申し上げ奉り候。

上総国市原郡八幡郷鎮座

式外
八幡大神

但し府藩縣別段
崇敬等之別

右御勸請之御郷在_平神領_御御下向之節御定め
御勸使桜町季満卿其御外御下向之節御定め
下置_御旗_御舊傳_御候

康平七年鎮守府將軍賴義公御領之御舊傳_御
寛治五年武將義家公御領之御舊傳_御
安元二年七月千葉平常胤公御領之御舊傳_御
治承四年八月武將賴朝公御領之御舊傳_御
建久三年八月武將賴朝公御領之御舊傳_御

上総国市原郡八幡郷鎮座

式外(しきげ)

八幡大神(おおかみ) ただし府藩縣別段

崇敬等の別

右御勸請の御(みぎり)郷名ならびに神田領猶御預り等
御勸使桜町季満卿その御外御下向の節御定め
下し置かれ候趣に旧伝に候。

一 康平七年鎮守府將軍(源)頼義公祈願の趣、旧伝に候。

一 寛治五年武將(源)義家公祈願のため御太刀その外御旗、
御弓神献、

旧伝に候。

一 安元二年七月千葉平常胤公神領十町石寄付ならびに境内
海面御定めこれあり候、旧伝に候。

一 治承四年八月、武將(源)頼朝公上総八庄十一郡の内、
百五十町石、寄付判物、證(証)書神献、旧伝に候。

一 建久三年八月武將賴朝公領内禁制判物、印証、これを神
献、旧伝に候。

正統二年三月領主青砥藤綱殿木造の御太刀神献候由
舊傳

應安二年武將義満公初領有之由舊傳

至徳元年正月武將義満公神輿四社神献有之由舊傳

之武由定舊傳

應永九年正月武將義持公初領木造の御太刀奉
幣由定舊傳

長祿元年正月武將義政公初領神献物有之由舊傳

天正元年七月管領北條家、領内守護不欠行市稱
復免許の印証神献在之由

天正十八年五月武將家康公殿内掃部判証神献
在之由

天正十九年十一月武將家康公祈願、高判証神献
ござ候。

天正二十年八月武將家康公初領、高判証神献
在之由

文和三年五月武將秀忠公祈願、御太刀神献
在之由

寛永十三年六月武將家光公祈願、御太刀神献
在之由

寛文四年正月武將家康公祈願、御太刀神献
在之由

寛文五年七月武將家綱公判証神献ござ候。

貞享二年六月武將綱吉公判証神献ござ候。

嘉

一 正喜二年三月領主青砥藤綱殿木造の御太刀神献候由、
旧伝に候。

一 応安二酉年、武將(源)義満公祈願これある由、旧伝に候。
一 至徳元年九月、武將(源)義満公神輿(みこし)四社神
献これあり、ならびに神祭の式御再定、旧伝に候。

一 応永十九辰年正月、武將(源)義持公祈願、木造の御太刀
奉幣(ほうへい)一前(揃)神献、旧伝に候。

一 長祿三卯年三月、武將(源)義政公祈願、神献物これあり、
旧伝に候。

一 天正九巳年七月、管領北条家より領内守護不入新市諸
役免許の印証神献罷(まかり)あり候。

一 天正十八年五月、武將(徳川)家康公領内禁制の判証神献
まかりあり候。

一 天正十九年十一月、武將家康公祈願、高判証神献ござ候。

一 天正二十年八月、武將家康公祈願、御太刀神献ござ候。

一 元和三年五月、武將秀忠公高証書神献これあり候。

一 寛永十三年十一月、武將家光公高判証神献ござ候。

一 寛文四年四月、永井豊前守殿祈願につき額面神献ござ候。

一 寛文五年七月、武將家綱公判証神献ござ候。

一 貞享二年六月、武將綱吉公判証神献ござ候。

元禄七年六月榊原重忠殿折願千九十六羽神

御祈願

享保三年七月武将吉宗公高判証神献ごさ候

延享四年八月武将家重公高判証神献ごさ候

宝曆十一年八月武将家治公高判証神献ごさ候

天明八年九月武将家齊公高判証神献ごさ候

天保九年閏四月和十藏殿折願千種半右衛門殿折願

神献物ごさ候

天保十年九月武将家慶公高判証神献ごさ候

安政二年九月武将家定公高判証神献ごさ候

萬延元年九月武将家茂公高判証神献ごさ候

萬延元年十月森川出羽守殿折願ごさ候

南社間敷并大小建物

本社

御神殿表平行

同 妻行

敬中殿平行

四間一尺四寸五分

四間二尺一寸

二間四尺一寸

- 一元禄七戌年六月、榊原七良右衛門殿折願につき雄鳩千九十六羽神献ごさ候。
 - 一享保三年七月、武将吉宗公高判証神献ごさ候。
 - 一延享四年八月、武将家重公高判証神献ごさ候。
 - 一宝曆十二年八月、武将家治公高判証神献ごさ候。
 - 一天明八年九月、武将家齊公高判証神献ごさ候。
 - 一天保九年閏四月、和十藏殿、柳道太郎殿、千種半右衛門殿折願、神献物ごさ候。
 - 一天保十年九月、武将家慶公高判証神献ごさ候。
 - 一安政二年九月、武将家定公高判証神献ごさ候。
 - 一万延元年九月、武将家茂公高判証神献ごさ候。
 - 一万延元年十月、森川出羽守殿折願につき御太刀その外神献ごさ候。
- 以上

一当社間敷ならびに大小建物

本社

一御神殿表平行

同 妻行

一幣殿平行

四間一尺四寸五分

四間二尺一寸

二間四尺一寸

同 妻行

三間五尺

拜殿表平行

六間五尺九寸

同 妻行

三間二尺

向拜表平行

三間五尺九寸

同 妻行

三間或尺四寸

本神社三殿造り

小倉

瑞籬妻行

九間余

同 後平行

九間

同 前折れ曲 九尺

八尺

一鳥居開間幅

式間或尺

境内

鳥居三所

中古まで建立の鳥居は其の形は絶破につき未だその形は

神供所

表平行

妻行

五間

式間或尺

同 妻行

三間五尺

一拜殿表平行

六間一尺五寸

同 妻行

三間三尺

一向拜表平行

三間五尺五寸

同 妻行

一間二尺四寸

右本社三殿造り込みにござ候。

本社付き

一御瑞籬(みずがき)妻行 十一間余

同 後平行

九間

同 前折れ曲がり左右 八尺ずつ

以上

一、一の鳥居開間幅 二間二尺

ただし二の鳥居古来建立の鳥居は、中古破絶にござ候

境内入り口

一鳥居三か所

中古まで建立の鳥居は、中古破絶にござ候

絶破につき未だその形は

一神供所

表平行

五間

妻行

二間三尺

神井上履

平行

八尺五寸

妻行

一間

手洗水屋上履

表平行

八尺

妻行

七尺五寸

併寶藏神樂殿信馬殿三所元龜二年為繪田家

兵火焼亡及び重傷等ありて今再建之志於中

再建仕文化公館殿は有る今再建之志於中

登藏

表平行

妻行

二間三尺

祭神 勸請年記 附 社号改替等之変

以上

左御殿 息長帯姫尊 日本武尊 足仲彦尊 經津主尊

中御殿 譽田別尊 猿田彦尊 經津主尊

右御殿 玉依姫尊 天穗日尊 中筒男尊 事代主尊

一 神井上履

平行

八尺五寸

妻行

一間

一手洗い水屋上履

表平行

八尺

妻行

七尺五寸

ただし宝藏ならびに神樂殿、繪馬殿三か所、元龜二未年

織田家のため 兵火焼亡に及び候、旧伝にござ候、もつともその後神樂

殿、繪馬殿二か所 再建仕り候ところ、文化度絶破仕り候につき当今再建立

外に

一 器藏一か所

表平行

二間三尺

妻行

三間

以上

一 祭神ならびに勸請年記、附（付けたり）社号改め替え等のこ

左御殿 息長帯姫尊

左御相殿

中御殿 譽田別尊

日本武尊 足仲彦尊 經津主尊

右御殿 玉依姫尊

右御相殿

猿田彦尊 天穗日尊 中筒男尊 事代主尊

當社勸請之傳

景行天皇四十三五年、日本武尊東夷御征伐御時、上麻州石握御影府に御着被爲成地名_ナ飯香岡止改、其以前_ニ御影府六所神社御先座被爲在_ニ天武天皇白鳳四乙亥年三月十五日、御勅使御下向御影之府飯香岡_ニ當社御鎮座之節、郷名八幡郷と改め地名を飯香岡と御定め置かれ候趣に旧伝にござ候。

社位

不分明_ナ御座候

祭日

俱_ニ年中数度有之候_ニ、其内大祭ヲ書載スベシ

當社年中大小祭八拾余度之内、春二月十五日旧例大祭、同十月_三日古式神祭、秋八月十五日賦幣之祭、九月十五日大祭、神興_ニ馬居海面_ニ行夷狄降伏之祭、同十六日御中御行、其外旧例祭式、唐_ノ且大祭中往還通行相止、迂道通用舊例_ニ。

社地間數_附 地所古今沿革之事

當社勸請の伝

景行天皇四十三五年、日本武尊東夷御征伐の御時、上麻（総）州石握御影府に御着ならせられ、地名を飯香岡と改め、それ以前は御影府六所神社御先座あらせられ候ところ、天武天皇、白鳳四乙亥年三月十五日、御勅使御下向御影の府飯香岡に當社御鎮座の節、郷名八幡郷と改め地名を飯香岡と御定め置かれ候趣に旧伝にござ候。

一社位

不文明にござ候

一祭日

ただし年中数度これあり候わば、その内大祭を書載すべし

当社年中大小祭八十余度の内、春三月十五日旧例大祭につき、同十四日より十六日まで古式神祭にござ候。

秋八月十四日賦幣の祭祀、十五日大祭、みこし二の鳥居海面へ御行（ぎょうこう）

夷狄（異敵）降伏の祭祀、同十六日郷中御行、その外旧例祭式にござ候。かつ大祭中往還通行相止め、迂道通用、旧例にござ候。

一社地間數

付けたり、地所古今沿革のこと

當社
性首境内

表海邊通、西より北へ貳百七拾間
裏町並み通、東より南へ貳百九拾間
北方邊通、七十六間、南邊通、五十二間半
併、隣境内、成亥の方見通、汐干權立迄

右境内の内南の方

表海邊通、六拾五間四尺
裏町並み通、六拾五間四尺
北の妻通り、五十五間
南の妻通り、五十五間三尺
右往昔より、當神官の者葬祭地にござ候ところ、康正二年四月千葉家主從數多、(あまた)討ち死にの由にて、故ありて天文二年三月寺地に分け遣わし、村内字清水より一か寺引き移り、無量寺境内に相成り、今(じこん)葬地ござ候。旧伝にござ候。

其
南今境内

表海邊通、西より北へ貳百間
裏町並み通、東より南へ二百二十二間
北方邊通、七十六間、南邊通、五十二間半
併、隣境内、成亥の方見通、汐干權立迄
表町並み通、西より北へ百間
裏の方、東より南へ百間
表町並み通、西より北へ百間
裏の方、東より南へ百間

往昔より
東の角境内

勅願所

天武天皇白鳳四乙亥年三月十五日、御勅使桜町中納言季滿卿、御官幣使菅原中務少輔時春卿御下、向御勸請あらせられ候由に、當社古伝相成り候。

当社往昔境内

表海邊通り、西より北へ二百七十間
裏町並み通り、東より南へ二百九十間
北の方、妻通り七十六間、南の妻通り五十五間半
ただし海面境内成亥の方見通し、汐干權(かい)立てまで

右境内の内南の方

表海邊通り、六十五間四尺
裏町並み通り、六十五間四尺
北の妻通り、五十五間
南の妻通り、五十五間三尺
右往昔より、當神官の者葬祭地にござ候ところ、康正二年四月千葉家主從數多(あまた)討ち死にの由にて、故ありて天文二年三月寺地に分け遣わし、村内字清水より一か寺引き移り、無量寺境内に相成り、今(じこん)葬地ござ候。旧伝にござ候。

その後当今境内

表海邊通り、西より北へ二百間
裏町並み通り、東より南へ二百二十二間
北の方妻通り七十六間、南の妻通り五十五間半
ただし海面境内成亥の方見通し、汐干かい立てまで
往昔より東の角境内
表町並み通り、西より北へ百一間
裏の方、東より南へ百二間
南妻通り五十二間、北妻通り五十二間。以上

一勅願所

天武天皇白鳳四乙亥年三月十五日、御勅使桜町中納言季滿卿、御官幣使菅原中務少輔時春卿御下、向御勸請あらせられ候由に、當社古伝相成り候。

御震翰御勅額 無所座下

御撫物御玉串献上等之事

右見注首云云不念の道免の實建久三年武將源頼朝公
河玉串献上御目見之玉串度致石定時(武將)献上
同四代源家綱公三年置献上目見之玉串由則慶應
二寅年武將源家代々相勤其後慶應四辰年因四月
河相實有河川宮様御玉串献上河目見之相勤目録頂戴
仕下 併 將軍家目見之玉串御撫物玉串見下

社領現米高

所在之國郡村原米并
神官家禄分配の別

右高河勸請之御社領上河石寄付治承四年七月
千葉平常胤公神領上河石寄付源頼朝公
上徳国八庄十一郡の内百五十町石寄付候趣のころ、
天文、永禄
に至り国乱甚だしく、元龜二未年織田家のため領中兵火の
由、これにより
右安元以来の神領没収され、右古神領十二町、そのまま差
し置かれ候につき
この分天正度、徳川氏御高直しの判物(はんもつ)下し置
かれ候。

八幡太神領
八幡郷之内

一御宸翰(しんかん)、御勅額 ござなく候。

一右は往昔のところ不分明にござ候えども、建久三年のころ
武將源頼朝公へ

御玉串献上、神主目見え、もつともその後度数不定、時の
武將へ献上

など仕り、猶(なお)天正十八年より武將徳川氏へ年々献
上、目見え申し付けられ

同四代源家綱公より三年置き献上、目見え申し付けられ候
由、すなわち慶応

二寅年まで將軍家代々相勤め、その後慶応四辰年閏四月
御相(総)督有栖川宮様へ御玉串献上、御目見え相勤め、
目録頂戴(ちようだい)仕り候。

一社領現米高 所在の国郡村りん米ならびに
神官家禄分配の別

当社御勸請のころより神領十二町付け置かれ、その後安元
二申年七月、

千葉平常胤公神領十二町石寄付、治承四年九月源頼朝公
上総国八庄十一郡の内百五十町石寄付候趣のころ、
天文、永禄

に至り国乱甚だしく、元龜二未年織田家のため領中兵火の
由、これにより

右安元以来の神領没収され、右古神領十二町、そのまま差
し置かれ候につき

この分天正度、徳川氏御高直しの判物(はんもつ)下し置
かれ候。

八幡太神領
八幡郷の内

高百五拾石

往昔より 田畑小作直

社入所收地米二百石九俵 昇岩 寺多

内米或百石俵 昇岩 寺多

社入所八幡左神 寺 浦比修復料 杉本 寺 神家

引所 厚百石俵 昇岩 寺 神家 寺 神家 寺 神家

右地方の内 高百石俵 昇岩 寺

神主 市川三郎家録

高百石俵 昇岩 寺

今井晴三 神主

高百石俵 昇岩 寺

市川一学 神主

高百石俵 昇岩 寺

大野千郷 神主

高百石俵 昇岩 寺

市川大造 神主

高百石俵 昇岩 寺

杉本多七郎 神主

高百石俵 昇岩 寺

宮好雅次 神主

高百五十石

往昔より田畑小作直(じき)取り

この入れ付け収納米三百六十九俵と四升六合一勺

内米二百四十二俵と三斗七升四合一勺なり

この分右八幡太神ならびに諸社修復料、なお年中神

祭その外すべて遣い払い備えに、蔵米にごさ候。

引き残して米百二十六俵と九升二合なり

神主、社家、御旗役、神勸料分配

右地方の内

一高二十四石三斗二升余 神主 市川三郎家録(禄)

一同高四石四斗二升五合 社家 今井晴三分配

一同高三石九斗四升二合 同 市川一学分配

一同高二石九斗四升三合 同 大野千郷分配

一同高二石六斗七升 同 市川大造分配

一同高一石五斗 同 杉本多七郎分配

一同高九斗八升四合五勺 同 宮好雅次分配

高九斗外寄石

主好中 多紀

高六斗外寄石

山下堅治 多紀

高四斗外寄石

大井嘉七 多紀

高三斗外寄石

丸鉄五郎 多紀

高二斗外寄石

丸鉄 七 多紀

布外寄元治承和... 奉出減石某古少人致事... 古傳... 古傳...

造営公私或式年等事

供 向社... 式年... 古傳...

貞寛元年八月造営... 由公私不明... 古傳...

康平七辰年... 武將頼朝... 義満公... 寄附造営... 古傳...

建久三子年八月武將頼朝... 神殿新造... 古傳...

應安二酉年武將義満... 造営... 古傳...

嘉慶元卯年九月武將義満... 境内海面... 二大鳥居新... 古傳...

造立寄附... 古傳...

- 一 同高九斗八升四合二才 社家 宮好中分配
- 一 同高六斗四升三合 同 山下堅治分配
- 一 同高四石四斗二升四合 同 大井嘉七分配
- 一 同高三斗二升六合五勺 幡役 丸鉄五郎分配
- 一 同高三斗二升六合五勺 幡役 丸与七分分配
- 右の外安元、治承度のころ奉仕、分配の者あまたござ候、伝のところ、
- 前出減石以来、右少人数奉仕相成り候趣、古伝にござ候。
- 造営公私あるいは式年などのこと
- ただし当社の義(儀)、式年などござなく候
- 一 貞寛元年八月造営ござ候由、公私不明にござ候。
- 一 康平七辰年、鎮守府武將(源)頼義公米千石寄付造営の趣、相伝えられ候。
- 一 建久三子年八月、武將(源)頼朝公神殿新造立の趣、相伝えられ候。
- 一 応安二酉年武將義満公造営、旧伝に候。
- 一 嘉慶元卯年九月、武將(源)義満公境内海面へ二の大鳥居新造立、寄付相伝えられ候。

長祿三年二月太田左衛門佐殿幣殿拜殿送宮也御
御見分之上送宮料金千兩御下げの由、相伝えられ
候。

寛政二六年八月足利右兵衛佐殿境内海面二の大鳥居再建
候。

文明元年八月足利右兵衛佐殿古来檜皮葺き
候。

永祿二未年三月千葉平富胤殿同平親胤殿境内海面
二の大鳥居再建の由、相伝えられ候。

元龜度神領没収せられ、都(すべ)て修覆(復)行き届き
候。

子年八月管領北条家へ出願仕り候ところ、造営につき諸郷
勸進の判証下し置かれ候。

文祿三年永井右近太夫殿寄付、造営これあり候趣、相
伝えられ候。

承応二巳年八月境内海面二の鳥居、神料をもって再建これ
あり候趣、相伝えられ候。

元禄四未年堀飛驒守殿、大久保伊豆守殿蔵米寄付造
営これあり候趣、相伝えられ候。

寛政二戌年、一の鳥居、斗拱(ときよう)、修覆(復)金
ならびに氏子助力をもって再建ござ候。

天保六未年四月、御屋根一式ならびに瑞離(みずがき)そ
の外、ときよう修復金ならびに氏子助力をもって造営ござ
候。

天保十二丑年七月、一の鳥居、ときよう修復金ならびに氏
子助力をもって再建ござ候。

長祿三卯年三月、太田左衛門佐殿へ幣殿、拜殿造営相願ひ
候ところ見分の上、造営料金千兩御下げの由、相伝えられ
候。

寛正六酉年足利右兵衛佐殿境内海面二の大鳥居再建
の趣、相伝えられ候。

文明元丑年八月、足利右兵衛佐殿当御屋根、古来檜皮葺き
のところ新たに銅板に葺き替え造営これある趣、相伝えら
れ候。

永祿二未年三月、千葉平富胤殿、同平親胤殿、境内海面
二の大鳥居再建の由、相伝えられ候。

元龜度神領没収せられ、都(すべ)て修覆(復)行き届き
がたく候につき、天正四

子年八月管領北条家へ出願仕り候ところ、造営につき諸郷
勸進の判証下し置かれ候。

文祿三年、永井右近太夫殿寄付、造営これあり候趣、相
伝えられ候。

承応二巳年八月境内海面二の鳥居、神料をもって再建これ
あり候趣、相伝えられ候。

元禄四未年、堀飛驒守殿、大久保伊豆守殿蔵米寄付造
営これあり候趣、相伝えられ候。

寛政二戌年、一の鳥居、斗拱(ときよう)、修覆(復)金
ならびに氏子助力をもって再建ござ候。

天保六未年四月、御屋根一式ならびに瑞離(みずがき)そ
の外、ときよう修復金ならびに氏子助力をもって造営ござ
候。

天保十二丑年七月、一の鳥居、ときよう修復金ならびに氏
子助力をもって再建ござ候。

攝社末社之事

攝社
御影之社

六所神社

表平行四尺五寸
表平行三尺七寸
ただし往昔御本社御勧請以前の生産の祖神御勧請の由、
祭神ならびに
勸請、曆数不分明にござ候。

撰社
若宮社
表平行七尺
妻行九尺三寸

撰社
海部社
表平行六尺
妻行九尺三寸

撰社
高良社
表平行六尺
妻行九尺三寸

撰社
天神社
右同断

撰社
神明社
表平行五尺
妻行六尺

撰社
巖島社
表平行同断

(一) 撰社、末社のこと

撰社

一 御影の社、六所神社 表平行四尺五寸
妻行三尺七寸

ただし往昔御本社御勧請以前の生産の祖神□の由、
祭神ならびに
勸請、曆数不分明にござ候。

一 撰社、若宮社 表平行七尺
妻行九尺三寸

ただし勸請、白鳳四乙亥年三月十五日右本社
同曆、旧伝にござ候

一 撰社、海部社 表平行六尺
妻行九尺三寸

一 撰社、高良社 表平行六尺
妻行九尺三寸

一 撰社、天神社 右同断

一 撰社、神明社 表平行五尺
妻行六尺

一 撰社、巖島社 表平行同断
妻行

八坂社

白鳥社

琴平社

淺間社

山祇社

疱神社

道祖神

阿波社

稻荷社

日吉社

以上

表平行五尺五寸
妻行三尺五寸

表平行三尺五寸
妻行四尺五寸

表平行三尺五寸
妻行四尺五寸

表平行三尺八寸
妻行六尺

表平行一丈三尺
妻行一丈三寸

表平行三尺五寸
妻行三尺一寸

表平行三尺五寸
妻行四尺五寸

右同断

表平行八尺
妻行九尺

表平行六尺
妻行八尺七寸

一同 八坂社

一同 白鳥社

一同 琴平社

一同 淺間社

一同 山祇社

一同 疱神社

一同 道祖神

一同 阿波社

一同 稻荷社

以上

表平行五尺五寸

妻行三尺五寸

表平行三尺五寸

妻行四尺五寸

表平行三尺五寸

妻行四尺五寸

表平行三尺八寸

妻行六尺

表平行一丈三尺

妻行一丈三寸

表平行三尺五寸

妻行三尺一寸

表平行三尺五寸

妻行四尺五寸

右同断

表平行八尺

妻行九尺

表平行六尺

妻行八尺七寸

社中職名位階

但し位階之明暦元度之頃神主
 從五位下市川伊賀守藤原重好古傳
 寛文二年之頃神主
 從五位下市川山城守藤原好房古傳其以前歴代
 昇進之由亦此座不明亦座

当神主市川無位

藤原信明

- 社家大野千郷 藤原頼延
- 社家市川一学 藤原邦教
- 社家今井晴三 源庸忠
- 社家市川大造 藤原常忠
- 社家松本多七郎 藤原定光
- 社家宮好雅次 藤原保秀

(一) 社中職名位階

ただし位階の儀、明暦元度のころ神主
 從五位下市川伊賀守藤原重好と古伝に候、
 寛文二年のころ神主
 從五位下市川山城守藤原好房と古伝に候、それ以前歴代
 昇進の由にござ候えども不明にござ候

当神主市川無位

- 藤原信明
- 社家大野千郷 藤原頼延
- 社家市川一学 藤原邦教
- 社家今井晴三 源庸忠
- 社家市川大造 藤原常忠
- 社家杉本多七郎 藤原定光
- 社家宮好雅次 藤原保秀

神主社家幡役

男女合六六人之内男三拾七人
女武拾九人

神領本願者百姓

男女合百九人之内男五拾五人
女五拾四人

以上

神官若他社兼勤有之者本社子而居某職他社亦而居
某職等之別

青代神官兼勤者

上総国市原郡五所村鎮座

若宮八幡名所

祭神 大鷦鷯尊

神明社

祭神 天照太神

大宮社

祭神 大宮姫命

日吉社

祭神 大山咋命
大己貴命

稻荷社

祭神 稻蒼魂命

神主、社家、幡役とも

男女人数合わせ六十六人の内、男三十七人、女二十九人
神領本願ならびに百姓ども

男女人数合わせ百九人の内、男五十五人、女五十四人
以上

(一) 神官もし他社兼勤これあらば、本社にてはその職、他社
にては

その職などの別

当社神主兼勤村々

上総国市原郡五所村鎮座

一 若宮八幡太神 祭神大さざきの尊

一 神明社 同天照太神

一 大宮社 同大宮姫命

一 日吉社 同大山咋命

一 大己貴命

一 稻荷社 同稻蒼魂命

春日社

祭神 天兒屋根命

白幡社

日 日本武尊

稻荷社

日 稻倉魂命
保食比咩命

大牟田彦命
天照太神
五幡神社建座等

同兼勤
同國同郡市原村鎮座

八幡太神

祭神 譽言田別尊

阿須波社

日 阿須波之神
波比岐神

日之宮社

日 天照太神

以上

同兼勤

同國同郡山木村鎮座

白幡社

祭神 日本武尊

疱神社

日 疱瘡神

琴平社

日 金山彦命

以上

一 春日社

祭神 天兒屋根命

一 白幡社

同 日本武尊

一 稻荷社

同 稻倉魂命

保食比咩命

以上

一 同兼勤、同國同郡金杉村鎮座 一 磯部太神社

祭神 天手刀雄命、天照太神、万幡豊秋津姫命

同兼勤

同國同郡市原村鎮座

一 八幡太神

祭神 譽言田別尊

一 阿須波社

同 阿須波之神

波比岐神

一 日之宮社

同 天照太神

以上

同兼勤

同國同郡山木村鎮座

一 白幡社

祭神 日本武尊

一 疱神社

同 疱瘡(ほうそう)神

一 琴平社

同 金山彦命

以上

兼勤

同国同郡君塚村鎮座

稻荷社

祭神 稻蒼魂命

以上

同兼勤

同国同郡岩野見村鎮座

水神社

祭神 大己貴命 彌都波能賣命 天御中主命

稻荷社

祭神 稻蒼魂命

以上

右安村拾大社煙之大社當社神主祭主祭主職兼勤集
を祭事祭事放祭事之祭事常祭事八祭事名祭事代祭事を相勸祭事め來祭事たり祭事候祭事

一社管轄府藩縣之内教所別

當社神領之往昔安元治承度之元龜度之頃近上徳國之
五郡之滿之二十七村之八幡村之内に神領を元龜に没収され候後
減石以來當今八幡村この内に神領をごさ候、すなわち當御
藩管轄所にごさ候。

兼勤

同国同郡君塚村鎮座

一稻荷社

祭神 稻蒼魂命

以上

同兼勤

同国同郡岩野見村鎮座

一水神社

祭神 大己貴命 彌都波能賣命 天御中主命

一稻荷社

同 稻蒼魂命

以上

右六か村十八社の儀、当社神主にて兼勤、祭主職兼勤仕來
たり候、
もつとも祭事差し放しの節は名代をもつて相勸め來たりご
ざ候。

一社管轄府藩縣の内、数か所にわたり候別

当社神領の儀、往昔安元、治承度より元龜度のころまで、
上総国の内
五郡にわたり二十七か村入り合いにござ候、伝えのところ

右神領、元龜度没収され候後
減石以來、當今八幡村この内に神領ごさ候、すなわち當御

藩管轄所
にござ候。

八幡大神領
元黒印地
旧神官其外元配當祿
三ヶ年平均仕譯書

第五大区二小区
上総国本志郡
八幡宿

元黒印地
此草高百廿拾石
八幡大神領

明治元辰より午まで
三ヶ年平均
此入米百石若年米四石九斗

此譯

明治8年(1875) 飯香岡八幡宮文書 60 A
元黒印地旧神官配当

八幡大神領
元黒印地
旧神官その外元配當祿
三ヶ年平均仕訳書
第五大区二小区
上総国市原郡 八幡宿

縦 帳

第五大区二小区
上総国市原郡八幡宿
元黒印地
一田畑合わせ反別十七町六反七畝八歩
この草高百五十石

明治元辰より午まで
三ヶ年平均
この入れ付け米百四十七石六斗二升四合九勺
この訳

三か年平均

此の附米拾七石六斗六升

辰年米拾七石六斗六升 平作

己年米拾七石六斗六升 平作

午年米拾七石六斗六升 平作

右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申
右の附米拾七石六斗六升は、明治元年八月申

元承仕小倉藏次方にて取り込みおり候こと。

元承仕小倉藏次方にて取り込みおり候こと。

此の草高六石

此の草高六石

此の附米拾七石六斗六升

此の附米拾七石六斗六升

辰年米七石〇三升 平作

三か年平均

この入れ付け米十六石七斗二升三合八勺

辰年米十七石五斗六升 平作

巳年米十五石〇五升一合四勺 違作

午年米十七石五斗六升 平作

右は旧靈応寺神勸配当禄にござ候ところ住職覚正儀、明治元辰
病死致し、同年十月より同寺復飾正邪の義(儀)につき明治四
未年十二月中まで旧

宮谷県より猶(なお)旧菊間県において御吟味中扱い人立ち入
り、事実和解に及び

右復飾人市原武雄儀、同年同月隠居退身致し、右配当禄の儀
御本社修覆(復)御祭典料の内へ返納奉り候えども、右作徳米

の義(儀)は

元承仕小倉藏次方にて取り込みおり候こと。

(縮め)

一反別七反五畝二十七步 元宝乗坊分

この草高六石 満徳寺賄(まかない)印

三か年平均

此の入れ付け米六石六斗九升五合二勺

辰年米七石〇三升 平作

己年米六石或米七石
 午年米七石。之升
 遠作
 午作

右は元衆徒の内旧宝乘坊神勅配当禄にござ候ところ、往年潰院に相成り
 中古より前書満徳寺にて相まかないその後、御一新仰せ出され候、去る辰年六月中
 無動にて神勅料まかないおるべきはずこれなき趣、その節元靈より掛け合いに及ばれ候につき、一同相談の上御本社修復御祭典料の内へ
 返納奉り候えども右満徳寺質寺につきそのまま差し置き候こと
 縮め

古反別内
 及別町
 此草高貳拾四石三斗貳升
 旧神主、当今祠官
 市川信明配當

三か年平均
 此八因本貳拾貳石六斗三升零五勺
 辰年 米貳拾石七斗五升八合 午作
 巳年 米貳拾石三斗零五升 遠作
 午年 米貳拾石七斗以外合口 午作

己年米六石二升五合七勺
 午年米七石〇三升
 遠作
 午作

右は元衆徒の内旧宝乘坊神勅配当禄にござ候ところ、往年潰院に相成り
 中古より前書満徳寺にて相まかないその後、御一新仰せ出され候、去る辰年六月中
 無動にて神勅料まかないおるべきはずこれなき趣、その節元靈より掛け合いに及ばれ候につき、一同相談の上御本社修復御祭典料の内へ
 返納奉り候えども右満徳寺質寺につきそのまま差し置き候こと
 縮め

右反別の内
 一反別二町八反二畝十四歩五厘
 この草高二十四石三斗二升
 三か年平均
 この入れ付け米二十二石六斗一升四合三勺
 辰年 米二十三石七斗四升五合 午作
 巳年 米二十石三斗五升二合九勺 遠作
 午年 米二十三石七斗四升五合 午作
 縮め
 (以下配当の縮めを一部省略しました)

五別反八畝九步 旧社家
今井晴三配當

三年平均
此高四石四斗五升

辰年 米三石七斗五升 平作
巳年 米三石七斗五升 遠作
午年 米三石七斗五升 平作

反別六反八畝九步 旧社家
大井嘉七郎配當

三年平均
此高四石四斗五升

辰年 米三石七斗五升 平作
巳年 米三石七斗五升 遠作
午年 米三石七斗五升 平作

五別反八畝九步 旧社家
市川一学配當

三年平均
此高四石四斗五升

辰年 米三石七斗五升 平作
巳年 米三石七斗五升 遠作
午年 米三石七斗五升 平作

反別四反五畝十六步 旧社家
大野千郷配當

三年平均
此高四石四斗五升

辰年 米三石七斗五升 平作
巳年 米三石七斗五升 遠作
午年 米三石七斗五升 平作

同
一 反別三反九畝二十八步 旧社家
今井晴三配當

この草高四石四斗二升五合
三か年平均 この入れ付け米三石五斗三升三合
辰年 米三石七斗一升 平作
巳年 米三石一斗八升 遠作
午年 米三石七斗一升 平作

同
一 反別六反八畝九步 旧社家
大井嘉七郎配當

この草高四石四斗二升四合
三か年平均 この入れ付け米五石三斗八升六合
辰年 米五石六斗三升七合 平作
巳年 米四石八斗三升一合三勺 遠作
午年 米五石六斗三升七合 平作

同
一 反別五反八畝二十四步 旧社家
市川一学配當

この草高三石九斗四升二合
三か年平均 この入れ付け米六石四斗
辰年 米六石七斗二升 平作
巳年 米五石七斗六升 遠作
午年 米六石七斗二升 平作

同
一 反別四反五畝十六步 旧社家
大野千郷配當

この草高二石九斗四升三合
三か年平均 この入れ付け米四石二斗
辰年 米四石四斗一升 平作
巳年 米三石七斗八升 遠作
午年 米四石四斗一升 平作

石別支店其下 旧社家
此草高者身芽 中川大造配當

三年平均
此草高者身芽
辰年 米一石八斗八升 平作
巳年 米一石七斗八升 平作
午年 米一石八斗八升 平作

石別支店其下 旧社家
此草高者身芽 校本多七郎配當

三年平均
此草高者身芽
辰年 米一石四斗七升 平作
巳年 米一石四斗六升 平作
午年 米一石四斗七升 平作

石別支店其下 旧社家
此草高者身芽 宮好歌次配當

三年平均
此草高者身芽
辰年 米一石四斗七升 平作
巳年 米一石二斗六升 平作
午年 米一石四斗七升 平作

石別支店其下 旧社家
此草高者身芽 宮好中配當

三年平均
此草高者身芽
辰年 米一石八斗九升 平作
巳年 米一石六斗二升 平作
午年 米一石八斗九升 平作

同
一反別三反二畝二十一歩
この草高二石六斗七升
三か年平均 この入れ付け米二石七斗四升二合九勺
辰年 米二石八斗八升 平作
巳年 米二石四斗六升八合六勺 違作
午年 米二石八斗八升 平作
旧社家
市川大造配當

同
一反別一反六畝二十歩
この草高一石五斗
三か年平均 この入れ付け米一石四斗
辰年 米一石四斗七升 平作
巳年 米一石二斗六升 違作
午年 米一石四斗七升 平作
旧社家
杉本多七郎配當

同
一反別一反一畝七歩
この草高九斗八升四合五勺
三か年平均 この入れ付け米一石四斗
辰年 米一石四斗七升 平作
巳年 米一石二斗六升 違作
午年 米一石四斗七升 平作
旧社家
宮好歌次配當

同
一反別一反八畝四歩
この草高九斗八升四合二勺
三か年平均 この入れ付け米一石八斗
辰年 米一石八斗九升 平作
巳年 米一石六斗二升 違作
午年 米一石八斗九升 平作
旧社家
宮好中配當

同
一反別一反八畝四歩
この草高九斗八升四合二勺
三か年平均 この入れ付け米一石八斗
辰年 米一石八斗九升 平作
巳年 米一石六斗二升 違作
午年 米一石八斗九升 平作

一 五別八畝歩
此草高身兼六合
三年平均
旧社家
山下堅治配當

一 此畝米六斗
辰年米六斗三升
巳年米六斗四升
午年米六斗三升
平作
違作
平作

一 五別七畝歩
此草高身兼六合
三年平均
舊役
九 共七配當

一 此畝米八斗
辰年米八斗四升
巳年米八斗四升
午年米八斗四升
平作
違作
平作

一 五別九畝歩
此草高身兼六合
三年平均
舊役
九 鉄五郎配當

一 此畝米八斗
辰年米八斗四升
巳年米八斗四升
午年米八斗四升
平作
違作
平作

一 五別五畝歩
此草高身兼六合
三年平均
舊役
加藤惣次郎配當

一 此畝米三石六斗六升
辰年米三石六斗六升
巳年米三石一斗三升七合二勺
午年米三石六斗六升
平作
違作
平作

同
一 反別八畝歩
この草高六斗四升三合
三か年平均 この入れ付け米六斗
辰年 米六斗三升
巳年 米五斗四升
午年 米六斗三升
旧社家
山下堅治配當

同
一 反別七畝十二歩
この草高三斗二升六合五勺
三か年平均 この入れ付け米八斗
辰年 米八斗四升
巳年 米七斗八升
午年 米八斗四升
旧幡役
丸與七配當

同
一 反別九畝十九歩二厘
この草高三斗二升六合五勺
三か年平均 この入れ付け米八斗
辰年 米八斗四升
巳年 米七斗八升
午年 米八斗四升
旧幡役
丸鉄五郎配當

同
一 反別三反五畝十四歩
この草高三石七斗七升一合
三か年平均
この入れ付け米三石四斗八升五合七勺
辰年 米三石六斗六升
巳年 米三石一斗三升七合二勺
午年 米三石六斗六升
旧承仕
加藤惣次郎配當

同
一 反別三反五畝十四歩
この草高三石七斗七升一合
三か年平均
この入れ付け米三石四斗八升五合七勺
辰年 米三石六斗六升
巳年 米三石一斗三升七合二勺
午年 米三石六斗六升
平作
違作
平作

一 五別五反四畝平 旧兼仕
此草高 三石五斗九升

三年平均
此草高 三石五斗九升

辰年 米 三石五斗九升
巳年 米 三石五斗九升
午年 米 三石五斗九升

平作
遠作
平作

五別四反五畝 旧兼仕
此草高 三石四斗九升

三年平均
此草高 三石四斗九升

辰年 米 三石四斗九升
巳年 米 三石四斗九升
午年 米 三石四斗九升

平作
遠作
平作

一 五別三反六畝 旧兼仕
此草高 三石三斗九升

三年平均

此草高 三石三斗九升

辰年 米 三石三斗九升
巳年 米 三石三斗九升
午年 米 三石三斗九升

平作
遠作
平作

同

一 反別五反四畝三步

この草高 三石七斗三升九合
三か年平均

この入れ付け米 四石四斗九升

辰年 米 五石二斗四升

巳年 米 四石四斗九升一合九勺

午年 米 五石二斗四升

旧承仕

小倉文治郎配当

同

一 反別四反五步

この草高 二石四斗四升二合
三か年平均

この入れ付け米 三石四斗

辰年 米 三石五斗七升

巳年 米 三石六升

午年 米 三石五斗七升

旧承仕

青木吉次配当

同

一 反別一反六畝二十七步

この草高 一石三斗五升九合
三か年平均

この入り付け米 一石二斗八升五合七勺

辰年 米 一石三斗五升

巳年 米 一石一斗五升七合

午年 米 一石三斗五升

旧承仕

永野算平配当

右取調候是相違無御座候則在来銘々
配當禄為証蹟別紙水帳寫相添紙差
候以上

明治八年九月六日

永野算平

青木吉次

小倉文次郎

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

加茂 元幡役 丸與七 (印)
 元 元幡役 丸鉄五郎 (印)
 元 元社家 大井嘉七郎 (印)
 元 元社家 杉本多七郎 (印)
 元 元社家 宮好中 (印)
 元 元社家 宮好歌次 (印)
 元 元社家 山下堅治 (印)
 元 元社家 大野千郷 (印)
 元 元社家 市川大造 (印)
 元 元社家 市川一学 (印)
 元 元社家 今井晴三 (印)
 元 元社家 市川信明

千葉縣令柴原和殿

右取り調べ候ところ相違ござなく候、すなわち在来銘々
配當禄証蹟として別紙水帳写し相添え差し上げ奉り
候。以上

明治八年九月五日

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

同 加藤惣次郎
 同 丸與七 (印)
 同 丸鉄五郎 (印)
 同 大井嘉七郎 (印)
 同 杉本多七郎 (印)
 同 宮好中 (印)
 同 宮好歌次 (印)
 同 山下堅治 (印)
 同 大野千郷 (印)
 同 市川大造 (印)
 同 市川一学 (印)
 同 今井晴三 (印)
 同 市川信明

千葉縣令柴原和殿

能満村 市原郡五所村 市原村 八幡村 水論のこと、五所村
 市原村の者申し候は、能満村の水溜め関(堰)に仕り、前々よ
 り水取り来たり候、
 先年八幡村の田八反歩へ掛かり候水作松の樋の上にて分け違わ
 し候、
 その外は五所、市原の用水にて候ところ、このたび八幡村の者
 ゆうがい
 山下に市原村、五所村よりふせ置き候樋を抜き替え候について
 此方(こなた)より
 また樋を懸(かけ)改め候えば、八幡村の者右の樋の水 upper を切
 り落とす
 理不尽の儀迷惑の由これを申し、八幡村よりは前々双方分水
 のところはゆうがい山の下にてこなたより樋をかけ来たり候、
 しかるところに市原村、五
 所村より作松の樋分水の所の由これを申し、ゆうがい山の下こ
 なたより
 かけ置き候樋抜き替えの樋たかく罷(まかり)成り、水入り申
 さずにつきて水上
 より口をあけ水引き取りの由これを申し、穿鑿(せんさく)の
 上検使として佐原

寛文9年(1669) 〓 飯香岡八幡宮文書 64
 五所、市原、八幡村水論裁許状

上総国市原郡五所村、市原村と八幡村水論のこと、五所村
 市原村の者申し候は、能満村の水溜め関(堰)に仕り、前々よ
 り水取り来たり候、
 先年八幡村の田八反歩へ掛かり候水作松の樋の上にて分け違わ
 し候、
 その外は五所、市原の用水にて候ところ、このたび八幡村の者
 ゆうがい
 山下に市原村、五所村よりふせ置き候樋を抜き替え候について
 此方(こなた)より
 また樋を懸(かけ)改め候えば、八幡村の者右の樋の水 upper を切
 り落とす
 理不尽の儀迷惑の由これを申し、八幡村よりは前々双方分水
 のところはゆうがい山の下にてこなたより樋をかけ来たり候、
 しかるところに市原村、五
 所村より作松の樋分水の所の由これを申し、ゆうがい山の下こ
 なたより
 かけ置き候樋抜き替えの樋たかく罷(まかり)成り、水入り申
 さずにつきて水上
 より口をあけ水引き取りの由これを申し、穿鑿(せんさく)の
 上検使として佐原

之方是寔と小左衛門差し今分ちし作松の樋水の候
 九日おしく樋水をくし八幡村の用水に紛れ
 取市原八幡分水の所はゆうがい山下の樋、紛(まぎ)れな
 く相見え候、しからば
 五所、市原申し分非扱の儀は、向後先規のごとくゆうがい山の
 内法五寸四方の樋八幡村よりふせ、双方へ分水に仕るべく候、
 後鑑のため絵図今裏書き双方へ出し置くの間、堅く相守るべき
 ものなり。

寛文九己酉年七月

内蔵允
 伊(猪) 右衛門(〃) 松浦信貞
 豊前(〃) 岡田善政
 出雲(北町奉行 島田忠政)
 大隅(南町奉行 渡辺綱貞)
 甲斐(寺社奉行 加賀爪直澄)
 山城(〃 小笠原長頼)
 但馬(老中 土屋数直)
 大和(〃 久世広之)
 美濃(〃 稲葉正則)

寛文九己酉年七月

三右衛門、窪寺小左衛門差し遣わし今見分のところ、作松の樋
 水筋八幡へ
 取り候、水口の樋十四これあり候えば、八幡村の用水に紛れ
 (まぎれ)なく候、五
 所、市原、八幡分水の所はゆうがい山下の樋、紛(まぎ)れな
 く相見え候、しからば
 五所、市原申し分非扱の儀は、向後先規のごとくゆうがい山の
 下
 内法五寸四方の樋八幡村よりふせ、双方へ分水に仕るべく候、
 後鑑のため絵図今裏書き双方へ出し置くの間、堅く相守るべき
 ものなり。

内蔵允(勘定奉行 杉内正昭)

伊(猪) 右衛門(〃) 松浦信貞

豊前(〃) 岡田善政

出雲(北町奉行 島田忠政)

大隅(南町奉行 渡辺綱貞)

甲斐(寺社奉行 加賀爪直澄)

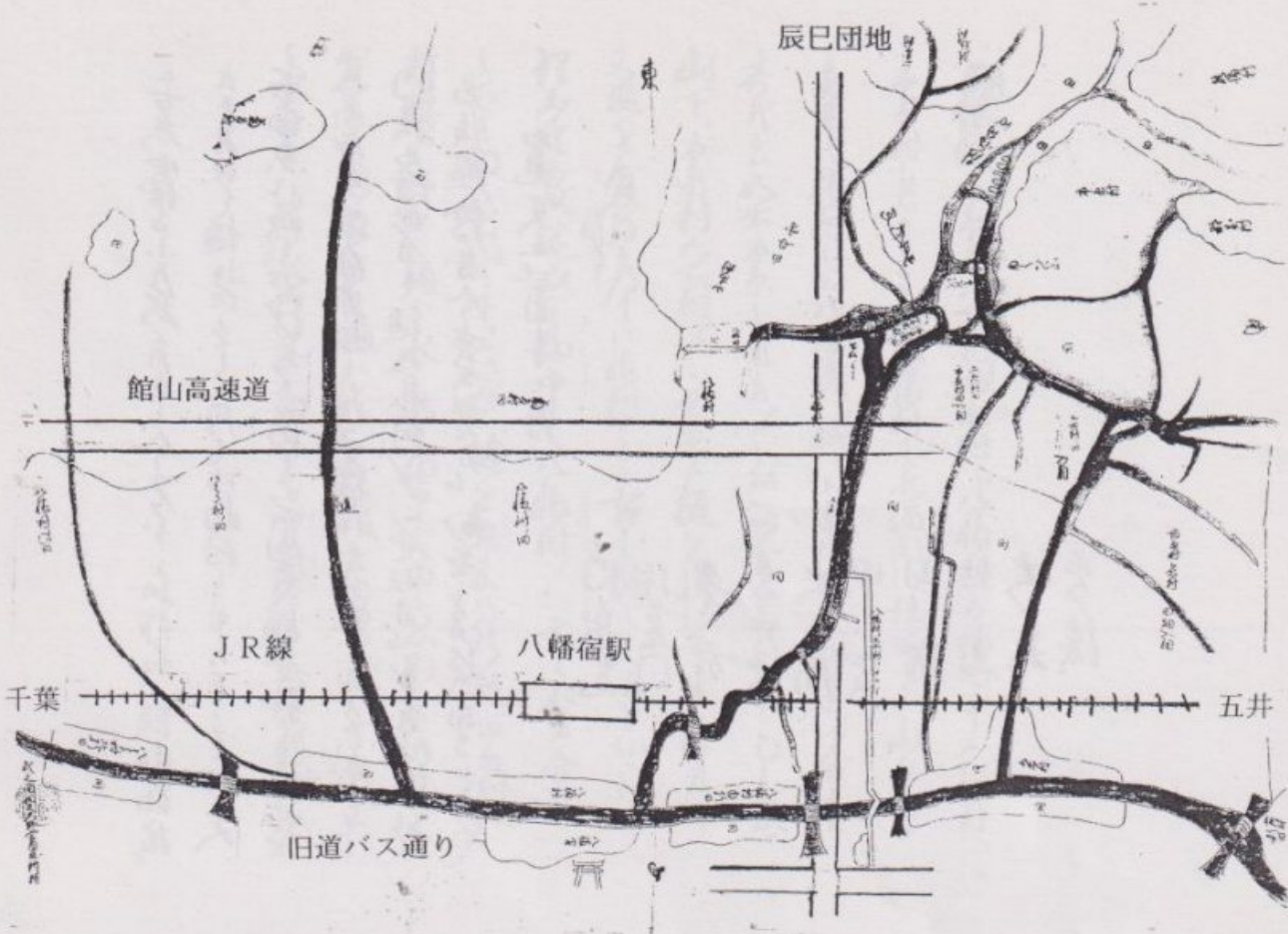
山城(〃 小笠原長頼)

但馬(老中 土屋数直)

大和(〃 久世広之)

美濃(〃 稲葉正則)

(絵図は飯香岡八幡宮文書136 〃 カラーページ参照)



寛文9年(1669) 飯香岡八幡宮文書136
 五所、市原、八幡村用水論裁許絵図

(図中文字は右上から)

能満村、山木村、郡本村、市原村

能満村の田、山木村の田、ゆうかい山、ゆうかい山下のトイ

市原村の田、竹松のトイ、白舟台、八幡村の田

五所村の田・市原村の田入相(会)、田畑入会

往還、土手、八幡村と五所村のサカイ

(往還沿い)

五所村新田、川、五所村

八幡村南新田、八幡村、八幡宮、八幡村北新田

この間祠官大野宮内丞所持

(左上より)

菊間村、道、八幡村の田、田畑

(方位と同文は省略しました)

(絵図は表紙とカラーページに掲載しました)

四八八号 九月廿

乙申 九

八幡宮印
元黒印地
草高配当
義(儀)につき始末書写し

元承(元承)
八幡宮

今般大蔵省乙第七十七号をもつて御達し相成り候神社従前朱墨
印除地
收領の内より配当受けおり候旧神官草高反別三か年平均取り調
仰せ出され候につき、本年七月中私どもより取り調べ差し上げ
候ところ、元承仕の内小倉
文次郎外二人より御本県へいかがわしき義(儀)相伺い、元神
領惣(総)高
配当禄、別廉(かど)に取り調べ、当御扱い所へ差し出し候に
つき、私どもそれぞれ
御調査蒙(こうむ)られ候えども、右はかねて確書をもつて申
し上げ候とおり、前書
小倉文次郎儀は先前より程々悪事のみ取り巧(たくら)み、元
一社中
混雑やむを得ず候につき、旧幕府の節付属岩本内膳正に
おいても彼が諸行都度つと嘆息まかりあり候折柄(おりがら)、
元神領へ対し

明治8年(1875) 飯香岡八幡宮文書 60 B
元黒印地草高配当禄始末書

明治八年九月五日 上申取り
八幡大神領 元黒印地
草高配当禄の
義(儀)につき始末書写し
第五大区二小区
市原郡
八幡宿

縦 帳

貢

八幡宮御造營御勸金

御年貢巳年申年

目録一通申入勸金

相済申し候一札

如件

元禄六年

西七月日

神主
別當

大塚助太夫

元禄6年(1693) 八幡宮造營勸金、年貢勘定証文

覚

一 八幡宮御造營につき勸金ならびに御年貢巳の年より申の年まで目録のとおり出入りなく勘定相済み申し候、そのため一札くだんごとし。

元禄六年

西の七月日

大塚助太夫

神主(印)
別當(印)

拝借地証文差し

御除地 見通し四百八十間

上幅口

十二間

地底尻

八間

慶長19年(1614) 飯香岡八幡宮文書 67
みお地拝借証文

拝借地証文差し上げ帳

小 豎 帳

八幡宮 見通し四百八十間
御除地
上幅口 十二間
地底尻 八間

山岸南北
同東西

三枚
杉ノ倉

此度御運送源氏書為道

お江戸中屋敷裏の也右衛門加

高之古託子相内可申候

右向後は先御書申度以上

慶長十九年五月

村役人惣代

同 利多衛門

12月
羽左衛門
藏地守

御役所

山岸南北 三十間
同東西 十八間

このたび御運送滞(みお)地、書面のとおりに
拝借申すところ実正なり、右冥加(みようが)として
金一兩宛(ずつ)年々相納め申すべく候。
右向後のため、証文差し上げ申し候。以上

慶長十九年五月 村役人惣(総)代 善六(印)

同 利兵衛(印)

同断 羽右衛門(印)

運送

藏地守 善左衛門(印)

八幡宮

御役所



御尋ねの言上
 山岸 杉之木 大沼 八反田 市川前
 堀揚 御田 清水 谷端
 神田 若宮堤 菖蒲沼 沖之嶋 東関前 塩吹
 三反田 汐辛
 土賀 伊静 五本松 発足谷 大神台 笹芽 市道 輪之内
 上賀 伊静 天升松 大神台 輪之内
 田五百九十五枚 畑百三十七枚 三石八斗蒔
 五万七千六百把植え

天正18年(1590) 飯香岡八幡宮文書 68
 徳川家康田畑取り調べにつき言上書



言上書

御尋ねの言上

所書き

同

同

この田五百九十五枚、五万七千六百把植え
 畑百三十七枚、三石八斗蒔(まき)

(*印は八幡地区現存の小字)

合十二町歩也

右の新田畑は古く産の神清影
神社に奉仕神宮等にて芝地磯辺木
祀并被家々喜し居の白鳳度候
勸請成候時、起開持地、田畑神田
領に奉進致し候地所十二町歩定置候

亦神田領に在り先づ中
之番度、右揚上今お残候之程
軍被被十二町歩漸我成候
致并、志山及右、田花々新清吟味
取産の付迄、取相立は、少少
五厘の儀、右揚上是迄、新成置候
如件

合わせ十二町歩なり

右のか所田畑は古(いにしえ)、産(土)の神、御影
神社の奉仕、神宮等にて芝地、磯辺等
起開致し家々養いおり候ところに白鳳度、八幡宮
勸請相成り候時に起開持地の田畑を神田
領に奉進致し候地所十二町と御定め成し置かれ候
外、神田領これあり候分、先ごろ申し上げ候とお
元亀度に召し揚(上げ)られ、ただいま相残る我われ先祖とも
開発致し候十二町にて漸(ようやく)わが家々の養いを
致しおり候ところ、このたび右の田地か所御吟味
ござ候につき逸々取り調べ言上仕り候儀、少しも紛(まぎれ)
ござなく候、よって右の場所これまでどおり成し置かれ候
は、ありがたく存じ奉り候ところ
くだんのごとし。

天正十八年寅五月

大納言様

御用所

青山藤藏様

上総州

八幡宮

社中惣

大塚助之丞

代
大塚助之丞 (印)

同宮、社僧
円藏坊 (印)

同宮、神主、起開人
誉田齐宮 (印)

天正十八年寅五月

大納言様

御用所

青山藤藏様

上総州

八幡宮、社中惣 (総) 代

大塚助之丞 (印)

同宮、社僧

円藏坊 (印)

同宮、神主、起開人

誉田齐宮 (印)

宗門御改帳

弘化四未年

三月

新義真言宗

新義真言宗

京都醍醐三寶院末寺
上総国市原郡八幡村
若宮寺無住

右同断末寺
同国同郡同村
満徳寺無住

弘化4年(1847) 八幡村宗門改め帳
|| 飯香岡八幡宮文書120

弘化四未年
宗門御改め帳
三月

豎帳

新義真言宗

新義真言宗

京都醍醐三寶院末寺

右同断末寺

上総国市原郡八幡村

同国同郡同村

若宮寺無住

満徳寺無住

八か院

宝珠院

長寿院

安養院

宝藏院

神王院

広徳院

東覚院

円寿院

庭後

（締め）
八か院

宝珠院無住

長寿院無住

安養院無住

宝藏院無住

神王院無住

広徳院無住

東覚院無住

円寿院無住

衆徒

一 眞言宗満徳寺 (印) 且那

承仕
宗兵衛 (印)
未三十二才

一 同寺 (印) 且那

女房
未三十一才

一 同寺 (印) 且那

母
未三十一才

一 同寺 (印) 且那

みわ
未六十八才

一 同寺 (印) 且那

弟
梅吉
未二十五才

一 同寺 (印) 且那

倅 (せがれ)
文次良 (郎)
未九才

一 同寺 (印) 且那

同
惣次郎
未六才

人数合々
男四人
女二人

人数合々六人内

男四人
女二人

一 長吉 承仕 未三十三才
 一 文次郎 未三十二才
 一 長吉 父 長兵衛 未五十六才
 一 同寺 (印) 且那

人数廿四人

一 海徳寺 未六十二才
 一 同寺 (印) 且那 女房 未五十五才
 一 同寺 (印) 且那 せがれ甚蔵 未三十五才
 一 同寺 (印) 且那 女房 未三十二才
 一 同寺 (印) 且那 せがれ多吉 未二十二才
 一 同寺 (印) 且那 孫 未九才
 一 同寺 (印) 且那 同 未四才

一 長吉 承仕 未三十三才
 一 文次郎 未三十二才
 一 長吉 父 長兵衛 未五十六才
 一 同寺 (印) 且那

人数七人内

一 海徳寺 未六十二才
 一 同寺 (印) 且那 女房 未五十五才
 一 同寺 (印) 且那 せがれ甚蔵 未三十五才
 一 同寺 (印) 且那 女房 未三十二才
 一 同寺 (印) 且那 せがれ多吉 未二十二才
 一 同寺 (印) 且那 孫 未九才
 一 同寺 (印) 且那 同 未四才

真言宗満徳寺 (印) 且那	承仕 長吉 (印)	未三十三才
同寺 (印) 且那	女房 いく	未三十二才
同寺 (印) 且那	せがれ文次郎	未十才
同寺 (印) 且那	父 長兵衛	未五十六才
人数合わせ四人内	男三人、女一人	
真言宗満徳寺 (印) 且那	承仕 吉兵衛 (印)	未六十二才
同寺 (印) 且那	女房 きわ	未五十五才
同寺 (印) 且那	せがれ甚蔵	未三十五才
同寺 (印) 且那	女房 きち	未三十二才
同寺 (印) 且那	せがれ多吉	未二十二才
同寺 (印) 且那	孫 きよ	未九才
同寺 (印) 且那	同 つよ	未四才
人数合わせ七人内	男三人、女四人	
真言宗満徳寺 (印) 且那	承仕 市三郎 (印)	未七十八才
同寺 (印) 且那	女房 しち	未六十五才
同寺 (印) 且那	せがれ清吉	未四十九才
同寺 (印) 且那	女房 そよ	未四十五才
同寺 (印) 且那	孫 きよ	未十五才
同寺 (印) 且那	同 千代吉	未五才

合数合天日増文 女又

一日 古 最 印
未三十九才

一日 古 最 印
未三十八才

一日 古 最 印
未三十八才

一日 古 最 印
未三十八才

一日 古 最 印
未三十八才

合数合天日増文

一日 古 最 印
未三十八才

一日 古 最 印
未三十八才

合数合天日増文 女又

一日 古 最 印
未三十八才

人数合わせ六人内 男三人、女三人
 真言宗満徳寺(印) 旦那 百姓 卯之助(印)
未二十九才

同寺(印) 旦那 女房 いち
未三十八才

同寺(印) 旦那 娘 くま
未十六才

同寺(印) 旦那 同 きよ
未十六才

同寺(印) 旦那 せがれ伊三郎
未六才

人数合わせ五人内 男二人、女三人
 真言宗満徳寺(印) 旦那 百姓 定右衛門後家
未五十三才

同寺(印) 旦那 せがれ百次郎
未二十才

人数合わせ二人内 男一人、女一人
 真言宗満徳寺(印) 旦那 百姓 栄蔵
未四十六才

同寺(印) 旦那 女房 かん
未三十八才

同寺(印) 旦那 娘 はつ
未十七才

同寺(印) 旦那 せがれ栄吉
未十四才

人数合わせ四人内 男二人、女二人
 真言宗無量寺(印) 旦那 百姓 寅松(印)
未四十八才

同寺(印) 旦那 女房 きの
未四十才

同寺(印) 旦那 せがれ竹次郎
未二十二才

同寺(印) 旦那 同 松次郎
未十七才

同寺(印) 旦那 女房 かつ
未十九才

一月古葉

傳 未八才

一月古葉

傳 未三才

人数合六人内

惣人数合九人内 男五人 女亦七人

右の通り男女抽寺とも且那に紛(まぎれ)ござなく候、もし御法度の宗門と申す者ござ候わば、抽寺とも何方(いずかた)までも罷(まかり)出、申し訳仕るべく候、そのため寺受け証文差し上げ申すところ、よってくだんのごとし。

弘化四年三月

一 同寺(印) 且那 せがれ佐助 未八才
一 同寺(印) 且那 娘 まさ 未三才

人数合わせ六人内 男三人、女三人
惣(総)人数合わせ五十九人内 男三十二人、女二十七人

右のとおり男女抽寺とも且那に紛(まぎれ)ござなく候、もし御法度の宗門と申す者ござ候わば、抽寺とも

何方(いずかた)までも罷(まかり)出、申し訳仕るべく候、そのため寺受け証文差し上げ申すところ、よってくだんのごとし。

弘化四年三月

長生宗

日蓮宗

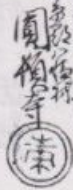
淨土宗

京都醍醐三寶院末寺

上総国千葉郡八幡村



下総国千葉郡浜野村本行寺末



上総国千葉郡八幡村 円頓寺



右の通り宗門人別残らず相改め申すところ、不審なる者
又疑わしき宗門の者ござなく候、もし隠しおき外より
相頭われ候わば私ども何ようの曲事にも仰せ付けられべく候、
かつ他所より召し抱え候下男、下女の宗門の義(儀)銘々寺受
け状主
人方へ取り置き、出入りの人々とも相改め申すところ怪しき者
一人も
ござなく候、後日のため証文差し上げ申すところ、よってくだ
んのごとし。

弘化四年三月

社領両行司

杉本刑部

宮吉雅楽

岩本大隅守様

御役所

弘化四年三月

社領両行司

杉本刑部

同

宮吉雅楽(印)

岩本大隅守様

御役所

古格議定書

世及末社再建致すは右社性古より其後
 有之は以て年久絶破に成候に由り不自然成り
 有之は神祇此相違の由り申合、特又神祇此
 外同一同立合と古格相改新の由りたるは
 儀之に未定而為之は社家一同議定連印
 書一枚ずつ所持給う右取定めの条々左のと
 神儀式之儀も外記録に有るを略之
 社家方祓席之儀は神祇殿為古より
 正席申し、是より右順席に在り、席は祓

弘化5年(1848) 飯香岡八幡宮文書121A
 末社守護人古格議定書

末社守護人ならびに席取り議定書

古格議定のこと

- (一) このたび当末社再建致すのところ、右社往古よりそれぞれ守護
- これあり候えども、年久しく絶破に相成りおり候につき、不貞成る義(儀)も
- これあり、社中取り調べ候ところ明白に相分かり、猶又(なおまた)神祇式その
- 外とも一同立ち合いの上、古格相改め候ところ明白たるのあいだ
- よりては已(い)に來争論これなきため、社家一同議定連印書一枚ずつ所持給うべきのあいだ、右取定めの条々左のとおり。
- (一) 神儀式の儀、その外記録にもこれあるあいだ、これを略す。
- (一) 社家方祓席の儀は神祇殿において勤め、古のものより正席いたし、それより右順席をもって左右に席を取り被い

一 海部神社	右後	肥前守
一 武内神社	右後	左近
一 天神之社	右後	山城
一 熊野神社	右後	大和
八幡宮末社	右後	刑部
一 石尊神社	右後	長門
一 神明神社	右後	宮内
一 弁天神社	右後	雅楽
一 浅間神社	右後	助右衛門
一 白鳥神社	右後	内蔵助
一 金比羅社	右後	左近
一 天王神社	右後	守護 大和
一 疱瘡神社	右後	守護 大和

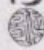
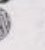







八幡宮末社、右所修復料、修造の分なり

一 海部神社	守護	助之丞分賄い、助右衛門
一 武内神社	守護	左近
一 天神の社	守護	山城
一 熊野神社	守護	大和
右五社		
八幡宮末社につき御修復料、修造の分なり		
一 石尊神社	守護	刑部
一 神明神社	守護	長門
一 弁天神社	守護	宮内
一 浅間神社	守護	雅楽
一 白鳥神社	守護	助右衛門
一 金比羅社	守護	内蔵助
一 天王神社	守護	左近
一 疱瘡(ほうそう)神社	守護	大和


右の条々一同立合の上、堅く取り定め候ところ相違ござな
 く候
 一、万一後日に至り違乱申すものこれあるにおいてはこの
 書
 差し出すべく間、その節一言の儀申すまじく候、後証のため議
 定
 連印、よってくだんのごとし。

弘化五年申二月

杉本刑部

- 大野宮内 
- 助之丞分役 
- 助之丞分役 
- 宮吉雅楽 
- 宮吉長門 
- 市川山城 
- 山下左近 
- 市川大和 
- 今井内蔵助 

前書と同立合の上、堅く取り定め候ところ相違ござな
 く候

市川若狭 

右の条々一同立合の上、堅く取り定め候ところ相違ござな
 く候
 につき、万一後日に至り違乱申すものこれあるにおいてはこの
 書
 差し出すべく間、その節一言の儀申すまじく候、後証のため議
 定
 連印、よってくだんのごとし。

弘化五年申二月

- 杉本刑部 (印)
- 大野宮内 (印)
- 助之丞分役、助右衛門 (印)
- 宮吉雅楽 (印)
- 宮吉長門 (印)
- 市川山城 (印)
- 山下左近 (印)
- 市川大和 (印)
- 今井内蔵助 (印)
- 神主
- 市川若狭 (印)

(1211Bもほぼ同文、最終ページを欠落)

一 此段の幅度と遷宮の事下遷宮を為す神主

三方の別當の事ありて神主の事ありて遷宮

の儀に依りて別當の事ありて神主の事ありて

内務の儀に依りて神主の事ありて遷宮の儀に

依りて神主の事ありて遷宮の儀に依りて

神主の事ありて遷宮の儀に依りて神主の事

ありて遷宮の儀に依りて神主の事ありて

神主の事ありて遷宮の儀に依りて神主の事

ありて遷宮の儀に依りて神主の事ありて

神主の事ありて遷宮の儀に依りて神主の事

ありて遷宮の儀に依りて神主の事ありて

神主の事ありて遷宮の儀に依りて神主の事

ありて遷宮の儀に依りて神主の事ありて

神主の事ありて遷宮の儀に依りて神主の事

宝暦元年（1751） 飯香岡八幡宮文書122A
八幡宮遷宮、祭礼など取り扱い証文

取り扱い証文のこと

一このたび八幡宮御造営につき、下遷宮の節、神主

方より別当方へ相知らせ候て、神主にて下遷宮

致され候、これにより別当出入りに致すべく候由、これを承

（うけたまわ）り候、しかし

御造営のみぎりにござ候あいだ、我々ども御双方を申し有

（なだ）め

内済仕り候訳は、重ねて下遷宮、正遷宮とも、御双方

立ち会い相談の上、先規のとおり御勤め成られべく候こと。

一瑞垣（みずがき）北の口の儀、数年相閉じこれ有り候ところ、

このたび御造営

の□をもつて正遷宮の節より右の口明け候はずにござ候、

しかる上は、月次、朔日（ついたち）、十五日御神拝成られ

候あいだ、ただいままで

勤め来たり候、経堂にて御執行成されべく候、右入り口かぎ

の儀も神主方にて所持成されべく候こと。

一三月十五日の祭礼に幡（はた）ならびに錫杖（しゃくじょう）
（う）出（い）だし候ところ、近年は出だし
申さず候えども、これまた御造営につき右祭礼の節、先規の
とおり差し出され候つもりにござ候、もっとも幡の儀は破れ
申し

候あいだ別当方にて新規にいたし候て、八幡宮

御宝前と書記、祭礼の節差し申し申すべく候、錫杖の儀は

別当、承事（仕）に持たせ申すべく候こと。

一東仙坊儀、霜月初卯の社役これあり候間、重ねて

兼帯致し申すまじく候、右初卯の節、神主へ申し

合わせ、先規のとおり相勤め申すべく候こと。

右のとおりに申上り候事、内済いたし候上は、この儀につき
 向後とも申し分ござなく候、後日のため取り扱い証文、よって
 くだんのごとし。

宝暦元年十二月

市川山城殿

別当 若宮寺印形
 役會(僧) 神王院印形
 名主 庄右衛門印形
 同 庄八印形
 同 庄助印形
 同 清左衛門印形
 同 權左衛門印形
 同 久次郎印形
 同 平兵衛印形

右のとおり双方和談をもつて内済いたし候上は、この儀につき
 向後とも申し分ござなく候、後日のため取り扱い証文、よって
 くだんのごとし。

宝暦元年未十二月

市川山城殿

別当 若宮寺印形
 役會(僧) 神王院印形
 名主 庄右衛門印形
 同 庄八印形
 同 庄助印形
 同 清左衛門印形
 同 權左衛門印形
 同 久次郎印形
 同 平兵衛印形

卷中一札

上総國八幡村八幡神社、社人どもより同社別当ならびに承仕
どもを相手取り神拝式の儀、その外品々申し立て
及出の一件當、御奉行所へ御差し出しに
相成り、引き合ひの者どもを召し出され御吟味ごさ候ところ、
神主、社人ども儀、社領御朱印百五十石の内、
訴答ならびに別当配下、衆徒一同それぞれ配当いたし
祭礼ならびに月並み三日とも神主は幣殿、社人は
拜殿にて祈願いたし、別当は神前にて
一拝いたし、衆徒一同経堂において読経いたし
候恒例にて既(すで)に宝暦元年、遷宮式の
儀につき、神主(しんしゅ)、別当争論に及び、内済いたし候
節の
取り扱い証文にも別当は神拝いたし候上、
動め来たり候経堂にて執行いたすべき趣に認(したため)これ
あり
候ところ、別当白純儀、去る亥年入院後、

文政2年(1819) 飯香岡八幡宮文書123
神拝式そのほか品々申し立て出入り一札

差し上げ申す一札のこと

上総國八幡村八幡神主、社人どもより同社別当ならびに承仕
どもを相手取り神拝式の儀、その外品々申し立て
出入りにおよび候一件、当御奉行所へ御差し出しに
相成り、引き合ひの者どもを召し出され御吟味ごさ候ところ、
神主、社人ども儀、社領御朱印百五十石の内、
訴答ならびに別当配下、衆徒一同それぞれ配当いたし
祭礼ならびに月並み三日とも神主は幣殿、社人は
拜殿にて祈願いたし、別当は神前にて
一拝いたし、衆徒一同経堂において読経いたし
候恒例にて既(すで)に宝暦元年、遷宮式の
儀につき、神主(しんしゅ)、別当争論に及び、内済いたし候
節の
取り扱い証文にも別当は神拝いたし候上、
動め来たり候経堂にて執行いたすべき趣に認(したため)これ
あり
候ところ、別当白純儀、去る亥年入院後、

神前より神経いなり、月並み、秋分候に
 不取致す、後、月並み、神拝にも
 欠席いたし、衆徒八か院の内追々移転、
 隠居等の後無住にて破院の分再建の儀、
 別当先住ならびに承仕へも掛け合い置き、
 なお白純
 へも申し談じ候えども再建いたさず、右配当米
 私欲いたし、祭礼にも衆徒代わりとして
 近郷の他門滅罪の僧をもつて法式執行、神前を
 穢(けが)し、社修復料は割合をもつて年々出米
 いたし、社人年番に預かり置き、十一月に至り、
 一同立ち会い勘定いたし来たり候ところ、白純住職に成り
 去る子年差し出すべき分の出米滞り候上、立ち会い
 勘定致さず、その上社人預かり置き候修復殘金
 の内承仕どもへ貸し遣わし候分をも返済相滞り、
 去々丑年も白純儀境内の立木を沙汰無しに
 伐採、地頭吟味の節も品よく申し紛らわし、天明六

神前において読経いたし候につき、掛け合いに及び候えども
 取り敢えずその後は月並み三日の神拝にも
 欠席いたし、衆徒八か院の内追々移転、
 隠居等の後無住にて破院の分再建の儀、
 別当先住ならびに承仕へも掛け合い置き、なお白純
 へも申し談じ候えども再建いたさず、右配当米
 私欲いたし、祭礼にも衆徒代わりとして
 近郷の他門滅罪の僧をもつて法式執行、神前を
 穢(けが)し、社修復料は割合をもつて年々出米
 いたし、社人年番に預かり置き、十一月に至り、
 一同立ち会い勘定いたし来たり候ところ、白純住職に成り
 去る子年差し出すべき分の出米滞り候上、立ち会い
 勘定致さず、その上社人預かり置き候修復殘金
 の内承仕どもへ貸し遣わし候分をも返済相滞り、
 去々丑年も白純儀境内の立木を沙汰無しに
 伐採、地頭吟味の節も品よく申し紛らわし、天明六

午年社人内大塚伊勢と申すもの外不屈
 有と申し宜し候後日合に在り申す
 親類助意の社内掃除未定申す
 若し私分旨又志候申す候
 社用は仕ひ申す候
 唱は地所 且社人内山下兵部進退
 日所堀際百姓家などまで別当支配にいたし候
 先年紛失いたし候神前の鰐口(わにぐち)を近來
 社主、社人外し取り候由に申し成し、御朱印は
 六月風入れの外拝見成りがたきところ、猥(みだり)に拝見
 したきなど
 勝手ままの儀、申し掛け候段、心得がたき旨これを申し、
 別当
 白純儀は神前において神拝、法楽の読経いたし
 経堂にても衆徒一同、これまた読誦(どくじゆ)いたし候
 しきたりと相心得おりすでに宝暦元年遷宮
 式の儀につき争論に及び、その節の取り扱い証文

午年社人の内大塚伊勢と申すもの外不屈
 これあり御仕置きに成り候後、同人分の配当米を
 親類助右衛門へ遣わし、社内掃除など致させ来たり候を
 遣わし方分かりがたき旨、または從來社主支配いたし候
 社用に仕(使)候、本願と申すものならびに境内蔵屋敷と
 唱え候地所、かつ社人の内山下兵部進退の
 同所堀際百姓家などまで別当支配にいたし候、
 先年紛失いたし候神前の鰐口(わにぐち)を近來
 社主、社人外し取り候由に申し成し、御朱印は
 六月風入れの外拝見成りがたきところ、猥(みだり)に拝見
 したきなど
 勝手ままの儀、申し掛け候段、心得がたき旨これを申し、
 別当

一七日の齋（いつき）致させ候あいだ、神前をけがし候筋には
 相当たらず、社修復料残金も前々は衆徒
 社人にて年行事に社役いたし預かり来たり
 衆徒人少なき故、社人に兼帯いたさせ候ところ、
 無益の失費相掛かり候につき、以来衆徒
 にも行司相立てたき旨掛け合い置き、挨拶
 これなき故、出米ならびに承仕借用返金の
 分とも差し控え、立ち会い勘定も見合わせおり候
 儀にて滞り候訳にはこれなく、境内立木の
 儀は良木の障りと相成り候、木品
 社入用薪に相用い候よう、社人の内

一七日の齋（いつき）致させ候あいだ、神前をけがし候筋には
 相当たらず、社修復料残金も前々は衆徒
 社人にて年行事に社役いたし預かり来たり
 衆徒人少なき故、社人に兼帯いたさせ候ところ、
 無益の失費相掛かり候につき、以来衆徒
 にも行司相立てたき旨掛け合い置き、挨拶
 これなき故、出米ならびに承仕借用返金の
 分とも差し控え、立ち会い勘定も見合わせおり候
 儀にて滞り候訳にはこれなく、境内立木の
 儀は良木の障りと相成り候、木品
 社入用薪に相用い候よう、社人の内

山下兵部へ掛合ひの上伐木いたし候儀にて衆徒八か院の内、先年より破院または類焼後再建の分とも当時三か院相残りこれあり、往々再建いたしたく右無住の配当米は衆徒、承仕相談の上帳面に記し積み置き候間私欲の筋にはこれなく、却(かえつ)て訴訟方のものどもは社人大塚伊勢御仕置きに成り候後、同人配当米如何(いかが)いたし候歟(や)、分けがたき境内蔵屋敷と唱え候地所を神主方にて支配いたし、同所堀際百姓家を兵部方にて進退いたし候由に(候)えども、境内の儀につき、別当方にて支配致すべき筋と相心得おり、かつ神前に掛けこれある鰐口(わにぐち)をも近来神主方にて

山下兵部へ掛合ひの上伐木いたし候儀にて衆徒八か院の内、先年より破院または類焼後再建の分とも当時三か院相残りこれあり、往々再建いたしたく右無住の配当米は衆徒、承仕相談の上帳面に記し積み置き候間私欲の筋にはこれなく、却(かえつ)て訴訟方のものどもは社人大塚伊勢御仕置きに成り候後、同人配当米如何(いかが)いたし候歟(や)、分けがたき境内蔵屋敷と唱え候地所を神主方にて支配いたし、同所堀際百姓家を兵部方にて進退いたし候由に(候)えども、境内の儀につき、別当方にて支配致すべき筋と相心得おり、かつ神前に掛けこれある鰐口(わにぐち)をも近来神主方にて

印心此乃志願支配之波本願也
 神主支配の儀
 入院後掛合の養澤又本有波波難
 心得且地以津中先有果
 中総国高谷村安養寺隱居候と
 心得たたく、かつ地頭吟味中先有果
 下総国高谷村安養寺隱居候と
 申年安養寺を隱居いたし、追々
 老衰に及び候につき、若宮寺住職中の儀
 忘却いたし、睨（しか）と分かりがたく候えども神拝
 式の儀は白純申し立て候とおりと心得候旨これを申し
 氏子惣（総）代文次郎は都（すべ）て訴訟方

外し取り、または別当支配致すべき本願と申すものを
 神主支配いたし、御朱印の儀も
 入院後掛け合候ても拝見致させざる段
 心得がたく、かつ地頭吟味中先々住有果、
 下総国高谷村安養寺隱居に候ところ得と
 糺（ただし）も致さず、住職の旨申立人は心得違ひ
 をもつて当御奉行所へ驅込訴いたし
 候段、猶更（なおさら）後悔恐れ入り候旨これを申し、
 承仕儀は白純申し立て候とお相違なき旨これを申し、
 有果儀召し出され御吟味ごさ候ところ、去る
 申年安養寺を隱居いたし、追々
 老衰に及び候につき、若宮寺住職中の儀
 忘却いたし、睨（しか）と分かりがたく候えども神拝
 式の儀は白純申し立て候とおりと心得候旨これを申し
 氏子惣（総）代文次郎は都（すべ）て訴訟方

申し立て候とおり相違なき旨これ申し、
 申し争い当時吟味中のところ、今般対談
 の上、祭礼ならびに月並み三日とも別当は
 幣殿にて一拝いたし候上法樂
 執行は経堂において衆徒一同相勤め、
 すべて社役の儀は他門の僧を
 立ち入れさせず衆徒無住の分は配当米
 猶（なお）積み立て早々再建いたし相揃い候
 上は衆徒方にも年行司社役
 いたし、修復残金隔年に預かり候よう
 出来ならびに承仕借入金とも差し出し、立ち会い
 勘定仕来たりどおりいたし、伐木の分は
 社用に用い、向後枯れ木その外とも一同
 相談の上行司方にて取り計（はからい）、大塚

而時有急知也宜 御朱印
 了候申上申候事也 申上候事
 申上候事と以 志知申上候事
 申上候事申上候事 申上候事
 申上候事申上候事 申上候事
 申上候事申上候事 申上候事

岩本内膳正知行
 御朱印地
 上総国市原郡八幡村
 八幡
 市川大隅
 山下兵部
 大野鉄五郎
 市川主膳
 今井内蔵助
 市川三太夫
 杉本刑部
 宮吉三郎衛門
 宮吉長門

市川三太夫
 杉本刑部
 市川主膳
 今井内蔵助

不埒（ふらち）につき急度（きつと）も仰せ付けらるべき候と
 ころ心得違ひ
 の段、相弁（わかまえ）御吟味下をも願ひ奉り候儀には
 御有免（ゆうめん）をもつてきつと御叱（しかり）置かれ、願
 いのとおり
 御吟味御下げ成し下され候段、仰せ渡され
 一同承知畏（かしこみ）奉り候、よりにて御請け証文
 差し上げ申すところくだんのごとし。

岩本内膳正知行
 御朱印地

上総国市原郡八幡村
 八幡神主 市川大隅
 社人 山下兵部
 大野鉄五郎
 市川主膳
 今井内蔵助
 市川三太夫
 杉本刑部
 宮吉三郎衛門
 宮吉長門

文政二卯年閏四月九日

右惣代

山下兵部

竹垣庄藏御代官所

右惣代

下総国葛飾郡高谷村

新義真言宗

安養寺隱居

有果代兼

右八幡村

八幡別当

同宗若宮寺

白純

承仕長兵衛

吉兵衛

市三郎

惣兵衛

右 長兵衛

右 惣代

同村

氏子惣代、名主見習

文次郎

文次郎

前書仰せ渡さるの趣、拙僧儀も罷(まかり)出

承知奉り候、これにより奥書、印形差し上げ申し候。以上

触頭 真福寺

文政二卯年閏四月九日

右惣代

山下兵部

竹垣庄藏御代官所

下総国葛飾郡高谷村

新義真言宗

安養寺隱居

有果代兼

右八幡村 八幡別当

同宗若宮寺 白純

承仕長兵衛

吉兵衛

市三郎

惣兵衛

右 惣代

右 長兵衛

同村 氏子惣代、名主見習

文次郎

寺社御奉行所

前書仰せ渡さるの趣、拙僧儀も罷(まかり)出承知奉り候、これにより奥書、印形差し上げ申し候。以上

触頭 真福寺

右代米

若所神領境内蔵地屋舖と唱い
寛文度より旧米諸侯四家へ貸地致す

右代米

八幡宮内蔵地屋舖 是、今上納仕
米の度中古引掛 成就御道
成家与三軒 吟味之度 吉野向
一件 御吟味中相分判 別紙
以續此文之由 右蔵地支配は
神主大隅方にて仕来たり候儀は格別

文政2年(1819) 〓 飯香岡八幡宮文書124
境内蔵屋敷跡、取り替わし証文

取り替わさせ申す一札のこと

当御神領境内蔵地屋舖(敷)と唱い
寛文度より旧米諸侯四家へ貸地致す

右代米

八幡宮御修覆(復)料足り合い上納仕
来たり候ところ、中古引き払いに相成り就中(なかんずく)近
来

民家両三軒これ有り候えども社用向きに

遣(使)い候につき、無地代にいたし置き候段、今般

一件御吟味中相分判、則(すなわち)別紙

御請け証文のとおり、右蔵地支配は

神主大隅方にて仕来たり候儀は格別

自今以後地代取候節は多少に限らず
 前書旧例のとおりに御修復料へ加え
 急度(きつと)上納致すべき筈、取り極(決)め相違
 ござなく候、これにより後証のため取り替わし申す一札
 くだんのごとし。

自今以後地代取り候節は多少に限らず
 前書旧例のとおりに御修復料へ加え
 急度(きつと)上納致すべき筈、取り極(決)め相違
 ござなく候、これにより後証のため取り替わし申す一札
 くだんのごとし。

神主社人惣(総)代

両行司

山下兵部(印)

承仕兼別当

若宮寺(印)

神主社人惣

両行司

山下兵部

兼仕兼

別當

若宮寺

文政二卯年閏四月

上總國市原郡八幡宮神主市川

伊賀亮藤原信行當社大祭禮

三月十五日八月十日法令可着

衣冠者取被許如件

文政八年七月廿一日

神祇管領長上家御役所



文政8年(1825) 八幡宮神主、衣冠許可状
飯香岡八幡宮文書125

上総国市原郡八幡宮神主市川
伊賀亮藤原信行、当社大祭礼
三月十五日、八月十五日、一日法令
衣冠を着すべき者、許さるところ、くだんのごとし。

文政八年七月二十一日

神祇管領長上家御役所(印)

文化八未年十月 菊間村

勅化帳

八幡村八幡宮神主

市川大隅亮

八幡村八幡宮御供所 神主宅
破損再建 八郷御村方へ御助力
軒別お願い申し上げます

右に及多少行方御村方へ御助力を
八幡宮近年粗致修復候に及び候ところ、今もって経営仕
御供所甚及破損候こと、以任官不仁候、修
神事、祭礼執事、亦及相成候こと、御役神
を以、其多と申す、存じ候内、段々困窮に及び、こ

文化8年(1811) 飯香岡八幡宮文書126
八幡宮御供所、神主宅再建勅化帳

文化八未年十月 菊間村へ
勅化帳
八幡村八幡宮神主
市川大隅亮


縦 帳

八幡村八幡宮御供所ならびに神主宅
破損再建につき八郷御村方へ御助力
軒別お願い申し上げます

右このたび各(おのおの)御村方へお頼み申し上げ候趣意は、
当所
八幡宮近年粗(ほぼ)修復(復)致し候えども手前預かり分
御供所甚(はなはだ)破損に及び候ところ、今もって経営仕
ず恒例の
神事、祭礼執事とも差し支え相成り候、もつとも手前役料
をもつてその儀に当て申すべく存じ候内、段々困窮に及び、こ
の節

新宅追工の大破成相成り、朝夕雨露の凌(しのぎ)も難波
 罷(まかり)有り候、よりにこのたび各御村方の預かり荷担、
 御助力
 右御供所修復、次に私宅普請、取り繕い致し、天下
 泰平の祭祀滞りなく相勤め申したく、よりに略儀ながら
 世話人をもつて右の段、貴意を得申し候、何とぞご助成下され
 候よう
 ひとえにお頼み申し上げ候、則(すなわち)御懇情を謝し、神
 前において御村方一統
 五穀成就、家内安全のご祈禱丹精に抽(ぬきんで)執行仕り
 諸々(もろもろ)お祓い差し進め申したく候、それにつきご面
 倒ながら御村方
 軒別御名前御記し遣わされくたされべく候、これまた頼み奉り
 候
 したがって薄儀ながら、八幡宮御託(託)宜の掛け物一幅これ
 を進上せしめ候
 よろしくご受納下されべく候、誠に寸志を表すばかりにござ候。
 以上

八幡宮御託(託)宜の掛け物一幅これ
 を進上せしめ候
 よろしくご受納下されべく候、誠に寸志を表すばかりにござ候。
 以上

文化八未 年十月
 市川大隅亮


文化八未年十月
 八幡村八幡宮神主
 市川大隅亮
 邦信(花押)

嘉永四亥歳

書付、品々覚

五月廿九日

市川常陸亮

寅年出入り白純ならびに兵部
 一 恐れながら書付をもちて願ひ上げ奉り候
 一 差し上げ申す一札のこと
 同 上総国
 一 差し上げ申す一札のこと
 同 村内
 一 恐れながら返答書をもつて申し上げ奉り候
 同 上総国

嘉永4年(1851) 八幡宮書付、品々覚え

嘉永四亥歳(年)
 書付、品々覚え
 五月二十九日 市川常陸亮

縦帳

寅年出入り白純ならびに兵部
 一 恐れながら書付をもちて願ひ上げ奉り候
 一 差し上げ申す一札のこと
 同 上総国
 一 差し上げ申す一札のこと
 同 村内
 一 恐れながら返答書をもつて申し上げ奉り候
 同 上総国

一 正徳八年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳九年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳十年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳十一年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳十二年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳十三年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳十四年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳十五年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳十六年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳十七年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳十八年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳十九年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳二十年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳二十一年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳二十二年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳二十三年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳二十四年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳二十五年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳二十六年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳二十七年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳二十八年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳二十九年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳三十年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳三十一年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳三十二年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳三十三年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳三十四年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳三十五年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳三十六年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳三十七年書付御新刻御書 本一冊

一 正徳三十八年書付御新刻御書 本一冊
一 正徳三十九年書付御新刻御書 本一冊

(以下年号の同と各項2行目を省略しました)

一 恐れながら書付をもって訴訟申し上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付御訴え申し上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって申し上げ奉り候 一本

一文政十三庚寅年一件の趣書 本一冊(冊)

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候 一本

一 相渡し申す一札のこと
 一 一札のこと
 一 恐れながら書付をもって申し上げ奉り候
 一 差し上げ申す一札のこと
 一 御届け書のこと
 一 一八幡宮水帳写し遣わす
 一 天保二辛卯八月吉日
 一 差し上げ申す一札のこと
 一 御届け書のこと
 一 一猶(なお)もって早速出府におよばず候□
 一 恐れながら書付をもって御伺い申し上げ奉り候
 一 締め四本遣わす
 一 宝永三戊年
 一 恐れながら書付をもって御訴訟申し上げ候こと
 一 上総国一本遣わす

一 江戸吉田へ遣わし候
 一 此の書付
 一 一八幡宮水帳写し遣わす
 一 天保二辛卯八月吉日
 一 差し上げ申す一札のこと
 一 御届け書のこと
 一 一猶(なお)もって早速出府におよばず候□
 一 恐れながら書付をもって御伺い申し上げ奉り候
 一 締め四本遣わす
 一 宝永三戊年
 一 恐れながら書付をもって御訴訟申し上げ候こと
 一 上総国一本遣わす

江戸吉田へ遣わし候
 此の書付

法隆寺の生像と通定寺の海内像

日通權之河津河内祠造

上総国市原庄八幡郷

八幡宮社傍

園藏坊主

天正十八年三月十三日

口社社主

菅田齊宮判

御用掛

青山藤藏様

天正十八寅年
御書上げ絵図面控え写

天正18年(1590) 飯香岡八幡宮文書137A
八幡宮書き上げ絵図面

この絵図面、先般のとおり六尺五寸間、海内戌の方見通しかい立て御除地相違ござなく候。このたび御尋ねにつき絵図面をもって申し上げ奉り候ところ、くだんのごとし。

天正十八寅年三月十三日

上総国市原庄八幡郷
八幡宮社僧
円藏坊印
同社社主
菅田齊宮判

御用掛
青山藤藏様

(図中文字 絵図面はカラーページに掲載しました)

- 社僧寺境内、往還筋、東町□(並カ) 通り二百二十二間
- 寺、定杭、□(五カ) 十三間、八幡宮境内、定杭、七十六間
- 町家、田畑
- 定杭、七十六間、
- 定杭、西表通り百九十七間、定杭
- 汐垢離(こり) 場權(かい) 立て除地、千葉介富胤造建
- 海面沖の方田畑□(虫食い) 取り場□(所カ)
- (虫食い) 百九十六間(赤字修正 二百間)

(裏書き)

天正十八寅年
御書き上げ絵図面控え写し

表書之圖多由一以因年四月

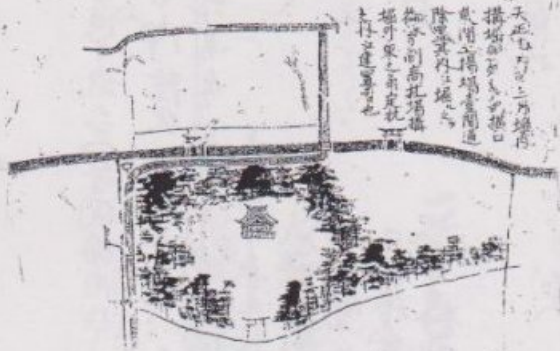
徳川様御上意につき、小田原御陳(陣)所へ

召し出されお目見えの上、御祈願所に

仰せ付けられ、向後乱妨(暴)これなきよう、御禁制

御証文頂戴仕り候こと。

天正十八年寅五月



天正二十年辰二月、境内
構え堀□□掘割、横口
二間、土揚げ場一間通り
除き置き、その内へこれを掘る
御禁制高札場構え
堀外、東の角定杭
の内へ建て置くものなり

表書のとおり差し出し候ところ、同年五月

徳川様御上意につき、小田原御陳(陣)所へ

召し出されお目見えの上、御祈願所に

仰せ付けられ、向後乱妨(暴)これなきよう、御禁制

御証文頂戴仕り候こと。

天正十八年寅五月

(参考 同図別紙)

表書のとおり差し出し候ところ、同年五月

徳川様御上意につき、小田原御陳(陣)所へ

召し出されお目見えの上、当社御祈願所へ

仰せ付けられ、すなわち非分の儀これなきよう御禁制

御証文頂戴仕り候こと。

天正十八年寅五月

天正二十年辰二月、境内

構え堀□□掘割、横口

二間、土揚げ場一間通り

除き置き、その内へこれを掘る

御禁制高札場構え

堀外、東の角定杭

の内へ建て置くものなり。

(参考 同図別紙)

この図のごとく

天正二十年辰二月、御境内構え堀新規掘割

横口二間、土揚げ場一間これより

御禁制高札場構え堀外、東の角定杭の

内へ建て置くものなり。

口演

来十七日

東照宮 御二百年

御神奈才於當社

御武運長久御後

政執行片并御伴共

先創通古八役人

御伴當目迄御出席

御神酒頂戴一七

由紫月入夜御出席

由四支可御出席

由持系御出席

ハ幡文

四月十五日 社役人

八幡郷

きくま

やまき

府中

村上

ごい

ごしよ

ごしよ

文化十二年 亥四月十五日



文化12年(1815) 飯香岡八幡宮文書133
東照宮二百年遠忌口演

口演

来る十七日

東照宮御二百年

御神祭につき、当社において

御武運長久の御被い

執行致し候、ならびに郷中安全

先例のとおり右八郷役人

衆中当日四つ時より御出席

御神酒頂戴成られべく候、右

御案内申し入れたく、かくのごとくござ候。

この廻文早々順達、留り村より
御持参、御返し成されべく候。以上

八幡郷

八幡宮

亥四月十五日 社役人

八幡郷 (印)

きくま (印)

やまき (印)

府中(能満) (印)

そうじや (印)

村上 (印)

ごい (印)

ごしよ (印)

文化十二亥年廻文なり

(包み紙)

廻章

安永七年
御修復料取り立て帳
戌十一月吉日

一米一俵
代金一分一貫
三百五十四文
戌十二月二十九日
内金一分請け取り

一斗九升九合三勺五才
代金一分一貫
三百五十四文
戌十二月二十九日
内金一分請け取り

安永7年(1778) 飯香岡八幡宮文書 131
八幡宮御修復料取り立て帳

安永七年
御修復料取り立て帳
戌十一月吉日

横 帳

一米八俵
四升六合五勺
代金二兩二分
九百五十六文
豐平

一米一俵
一斗九升九合三勺五才
代金一分一貫
三百五十四文
戌十二月二十九日
内金一分請け取り

初七

一斗三升

代金一分

戊十二月二十九日皆濟

三太夫

一斗三升

代金一分

戊十二月二十九日皆濟

三太夫

武七

一斗三升

代金一分

戊十二月二十九日皆濟

三太夫

一斗三升

代金一分

戊十二月二十九日皆濟

三太夫

一斗三升

代金一分

戊十二月二十九日皆濟

一米一俵二升

代金一分

五百四十二文

戊十二月二十九日

内金一分請け取り

定四郎

一米一俵

一斗八升七合

代金一分

一貫三百文

戊十二月二十日皆濟

内藏之助

一米一俵半

代金一分一貫

四百五文

三太夫

一米三斗九升三合一才

代金一分三百三十文

戊十二月十九日皆濟

刑部

一米二斗一升

代 九百四十二文

戊十二月二十九日皆濟

三郎右衛門

一斗五升四合

代六百長五十文

長太夫

一斗五升四合

代六百長五十文

戊十二月二十九日皆濟

三郎右衛門

一斗五升四合

代六百長五十文

幡田

一斗五升四合

代四百三十文

丑十一月十九日相濟

三郎右衛門

一米一斗四升四合

代六百長五十文

長太夫

一米一斗四升四合

代六百五十文

戊十二月二十九日皆濟

与五右衛門

一米一斗四升四合

代六百長五十文

幡田

一米九升五合

代四百三十文

丑十一月十九日相濟


上總國市原郡八幡村八幡宮神主

市川伊賀亮藤原信行着風折烏帽子

紗狩衣任先例專守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

文政八年七月九日

神祇管領長上三位侍從朝臣


文政8年(1825) 飯香岡八幡宮文書139A
八幡宮神主市川信行裁許狀

上總國市原郡八幡村八幡宮神主
市川伊賀亮藤原信行、風折烏帽子(えぼし)、紗狩衣(かりぎぬ)を着し
先例に任せ、もっぱら社職、格式を守り、太平、精祈に抽(ぬきんず)べし、
神道裁許狀くだんのごとし。

文政八年七月二十一日

神祇管領長上三位侍從 卜部朝臣房長(印)

上總國市原郡八幡村八幡宮神主

市川伊賀亮藤原信明着風折烏帽紗袷

任先例專守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

嘉永三年五月十五日

神祇管領長上從三位侍從朝臣房



嘉永3年(1850) 飯香岡八幡宮文書139B
八幡宮神主市川信明裁許狀

上總國市原郡八幡村八幡宮神主

市川伊賀亮藤原信明、風折烏帽子(えぼし)、紗狩衣(かりぎぬ)を着し

先例に任せ、もっぱら社職、格式を守り、太平、精祈に抽(ぬきんず)べし、

神道裁許狀くだんのごとし。

嘉永三年五月十五日

神祇管領長上從三位侍從 卜部朝臣房芳(印)


上總國市原郡八幡村八幡宮神主市川常陸亮

藤原信久著風折烏帽子紗狩衣任先例

專守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許狀如件

安政五年十一月十一日

神祇管領長上正三位下朝臣


安政5年(1858) 八幡宮神主市川信久裁許狀
|| 飯香岡八幡宮文書139C

上總国市原郡八幡村八幡宮神主・市川常陸亮
藤原信久、風折烏帽子(えぼし)、紗狩衣(かりぎぬ)を着し、
先例に任せ、
もっぱら社職、格式を守り、太平、精祈に抽(ぬきんず)べし、
神道裁許狀くだんのごとし。

安政五年十一月十一日

神祇管領長上正三位 卜部朝臣房政(印)

弘化二年四月晦日
八幡宮廻章
社役人

以文章清可意以所為知

以中其大者教者以所令

以他少學小能以所知

以神樂所為也教者以所成

以中其大者教者以所令

以神樂所為也教者以所成

以下堂日寺也也所為也

社役人

長三郎様

海七郎様

茂助様

卯兵衛様

清五郎様

又三郎様

海助様

權右衛門様

五所村名主

同

同

長三郎様

海七郎様

茂助様

卯兵衛様

清五郎様

又三郎様

海助様

權右衛門様

五所村名主

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

弘化二年(1845) 八幡宮廻章 140A

弘化二巳四月晦日
廻章
社役人

廻章をもって御意を得候、薄暑の砌(みぎり) ござ候えどもおのおの様方、いよいよ御安全の由、賀し奉り候、しからば明朔日(ついたち) 御神輿(みこし)の儀につき、御相談申したき儀 ござ候間、御苦勞ながら当日正四つ時 御神前へ御出席の段待ち入り申し候、 右ご案内旁(かたがた)かくのごとくにござ候。以上 四月晦日(みそか) 社役人

- 八幡村名主 喜右衛門様
- 同 嘉平次様
- 同 長兵衛様
- 同 庄兵衛様
- 同 弥七様
- 同 茂助様
- 同 卯兵衛様
- 同 吉兵衛様
- 同 清五郎様
- 同 又兵衛様
- 同 弥助様
- 同 權右衛門様
- 市原村名主 弥惣治様
- 次第不同御用捨

弘化2年(1845) 八幡宮廻章

弘化二巳四月晦日
廻章 社役人

(本文)

廻章をもって御意を得候、薄暑の砌(みぎり)に
ごさ候、然(しか)らば明朔日(ついたち)
御神輿(みこし)の儀につき御談事
申したき儀ごさ候間、御苦勞ながら
当日正四つ時御神前まで
出席の儀待ち入り申し候、右案内
申し入れたくかくのごとくにござ候。以上
四月晦日(みそか) 社役人

- | | | | |
|--------------|-------|-----------|------|
| 市原村組頭 | 弥平様 | 同(観音町世話人) | 勘七様 |
| (後筆) 承知仕り候 | | | 弥太郎様 |
| 同 茂平次様 | 同 同断 | 同 | 伝藏様 |
| 同 | 与右衛門様 | 同 | 和助様 |
| 同 | 同 | 同 | 寅市様 |
| 五所村百姓代新八様 | 同 | 仲町世話人 | 新平様 |
| 同 惣左衛門様 | 同 | 同 | 龜次郎様 |
| 八幡村新田百姓代惣五郎様 | 同 | 同 | 半兵衛様 |
| 同 世話人 又五郎様 | 同 | 片町世話人 | 与吉様 |
| 同 同 | 同 | 同 | 彦太郎様 |
| 浜本町世話人卯之助様 | 同 | 南町世話人 | 長吉様 |
| 同 万右衛門様 | 同 | 同 | 吉之助様 |
| 観音町世話人吉三郎様 | 同 | 同 | |
| 右次第不同 | | | |



弘化二巳四月晦日

御神輿(みこし)

御神前(みこまへ)

御苦勞(みくろ)

御談事(みだんじ)

御意(みい)

御座(みま)

御座(みま)

御座(みま)

御座(みま)

御座(みま)

御座(みま)

御座(みま)

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

百五郎様

弘化二年五月八日
廻章
社役人

以廻章治之者痛く
 少くも少くも少くも
 少くも少くも少くも
 沖田興一殿(此の御
 身只今より御苦勞ながら
 御神前まで御出席の段
 待ち入り申し候、まずは
 御案内旁(かたがた)
 かくのごとくにござ候。以上
 五月八日 社役人

社役人

長島 殿
 又兵衛 殿
 清五郎 殿

長島 殿
 又兵衛 殿
 清五郎 殿
 市原村名主
 彌惣治様
 權右衛門様
 又兵衛様
 彌平次様
 長兵衛様
 庄兵衛様
 彌七様
 茂助様
 卯兵衛様
 清五郎様
 次第不同御用捨

弘化2年(1845) 八幡宮廻章
 八幡宮廻章
 弘化二巳五月八日
 廻章 社役人

弘化二巳五月八日
 廻章 社役人

廻章をもって御意を得候、不勝の御天氣にござ候、しからばかねて先日御談事申し候御神興(みこし)の職人、昨日到来につき只今より御苦勞ながら御神前まで御出席の段待ち入り申し候、まずは御案内旁(かたがた)かくのごとくにござ候。以上

- 五月八日 社役人
- 八幡村名主 喜右衛門様
- 同 嘉平次様
- 同 長兵衛様
- 同 庄兵衛様
- 同 彌七様
- 同 茂助様
- 同 卯兵衛様
- 同 清五郎様
- 次第不同御用捨
- 五所村名主 彌助様
- 同 權右衛門様
- 同 又兵衛様
- 市原村名主 彌惣治様

弘化二年五月九日

廻章

弘化2年(1845) 八幡宮廻章

弘化二年五月九日

御神輿(みこし)の職人、一昨日

御神前まで御出待ち入り申し候、まずは

ご案内旁(かたがた)かくのごとくにござ候。以上

五月九日

社役人

新平様

龜次郎様

半兵衛様

忠兵衛様

彦次郎様

弘化二巳五月九日 社役人 廻章

御神輿(みこし)の職人、一昨日

御神前まで御出待ち入り申し候、まずは

ご案内旁(かたがた)かくのごとくにござ候。以上

五月九日

社役人

新平様

龜次郎様

半兵衛様

忠兵衛様

彦次郎様

- 浜本 百姓代 七五郎様 中町 世話人 新平様
- 世話人 宇之助様 同 同 龜次郎様
- 同 万右衛門様 同 同 半兵衛様
- 同 治右衛門様 同 同 忠兵衛様
- 同 八平様 同 同 彦次郎様
- 同 幸藏様 同 同 源七様
- 同 吉右衛門様 同 同 長吉様
- 同 源兵衛様 同 同 吉之助様
- 同 勘七様 同 同 惣右衛門様
- 同 弥太郎様 同 同 同
- 同 伝藏様 同 同 同
- 同 和助様 同 同 同
- 同 寅市様 同 同 同

右次第不同



心定事始りて之を以て

之を以て之を以て

御神輿へ御出席の段待ち入り申し候

御神輿へ御出席の段待ち入り申し候

御神輿へ御出席の段待ち入り申し候

御神輿へ御出席の段待ち入り申し候

八月九日

社役人

孫平次様
新八様
惣左衛門様

孫平次様
新八様
惣左衛門様

弘化2年(1845) 八幡宮廻章
|| 飯香岡八幡宮文書140F

巳五月九日
廻章
社役人

廻章をもって御意を得候、しからばかねて
先日御談事申し候
御神輿(みこし)の職人、一昨日
到来につき、今九つ時ご苦労ながら
御神前へ御出席の段待ち入り申し候、
右ご案内旁(かたがた)かくのごとくにござ候。以上
五月九日 社役人

- 市原村 孫平様
- 名主 茂平次様
- 同組頭
- 五所村 新八様
- 百姓代 惣左衛門様
- 同
- 右次第不同

八幡・寺嶋家文書

八幡・寺嶋家文書

市原市八幡 1349

八幡村は上総と下総の国境、村田川下流の海岸平野に立地、房総往還、市原の玄関口で中近世、陸海交通の要衝として発展した。その所領構成は江戸時代始め本多、永井、堀、大久保氏らの大名所領でのち旗本などの相給となった。明治維新時の領主(地頭)は

領主名 八幡所領(最終当主)石高、家格)

- ① 旗本佐野氏 226石 (藤三郎) 250石、大番
 - ② " 岩本氏 205石 (内膳正) 2000石、小納戸)
 - ③ " 永井氏 182石 (直景) 3400石、寄合)
 - ④ " 村上氏 178石 (三十郎) 1200石、両番)
 - ⑤ " 松本氏 166石 (勝次郎) 150石、大番)
 - ⑥ " 河野氏 95石 (通和) 2200石、両番)
 - ⑦ " 水野氏 89石 (貞尚) 6700石、寄合)
 - ⑧ 幕府直轄領 108石 (上総代官支配)
 - ⑨ 飯香岡八幡宮領 150石
- の8給(十八幡宮領)であった。
- 江戸後期天保9年(1838)の八幡村は戸数339、人口1564人、村高1403石で、1世帯あたりでは4・1石、1人あたり0・9石となる。八幡は年貢米の津出し港として発展、継ぎ立て場、二十五郷組合の親郷であったことなどによる稼ぎもあり、近隣他村とくらべると恵まれてもいた。村人たちはおおむね半農半漁の暮らして、五大力船を持つ船問屋の中には江戸との通商で財を成す商家も多かった。天保年間「飯香岡八幡宮文書」による「農間商い諸職人渡世」は穀物商、居酒屋、湯屋など128と全戸数の3分の1を超え、市原の中心地としての発展ぶりをみてとることができ。

慶応4年閏4月、八幡は明治維新旧幕義軍府の八幡・五井戦

争の戦場となり、戦後、徳川幕府の崩壊で没収された旗本領は新設の房総知県事・芝山文平支配と変わる。一時八幡に知県事役所が置かれたが、同年7月沼津5万石の水野忠敬が市原郡の内に転封、八幡村に隣接する菊間台地に新城築城工事を起こすが完成することなく終わる。後出、寺嶋家文書はこの間、明治元年の歴史ドラマを伝えている。八幡村は明治新政府となった明治7年八幡宿と改称、22年五所金杉村、山木村と合併して八幡町となり、昭和30年さらに市原村、菊間村などと合併、市原町大字八幡、38年市制が布かれて市原市八幡の現在地名が確定している。

寺嶋家は江戸中期以降、松田家、菊地家などと旗本村上組の名主を勤めた八幡屈指の旧家であった。領主の村上家は清和源氏の流れ、元小早川秀秋の重臣であったが、関が原の合戦の時、中興初代の吉正が秀秋を西軍陣中から徳川方に内応させ、主家没落後家康の旗本に迎えられ1500石を得た。次の正尚が2000石に進むが後代分知して1200石に定まる。采地は上総の内、丹波の内、4代正春の宝永4年(1707)に八幡領が成立、房総では夷隅郡の布施村にも所領があった。村上家の八幡領時代の当主と在任期間は

- ④ 宝永4-8 寛保元-12 村上正春(鍋之助、三右衛門)
旗本2000石村上正尚2男に誕生、元禄元年家督、兄正仲、弟安貞に分知、1200石相続、小姓、小姓組、行年60才
- ⑤ 寛保2-3 寛政元-5 正清(三十郎、従五位下、甲斐守)
正春長男、使番、目付、小普請奉行、西の丸留守居。66才
- ⑥ 寛政元-7 寛政後期ころ正親(鍋之助、三十郎)
正清長男、小納戸、使番、目付代、先手弓頭、寄合
- ⑦ 寛政ころ 文化ころ 某(八十郎)
正親嫡男、書院番
- ⑧ 文化ころ 安政2年 某(次郎左衛門)
八十郎嫡男、文化ころ相続するが無嗣に終わる、小普請

⑨安政2-3 明治維新 某(三十郎)

八十郎の男、兄次郎左衛門から家督、書院番、進物番

(明治維新以降は未確認)

であった。村上家の江戸屋敷は番町九段下、小石川の内などを
交還、江戸後期は本所三つ目橋791坪、墨田区緑4-19の一
部、グリーンホーム、栗山商店の一面にあった。菩提寺は臨濟
宗、台東区谷中1の臨江寺という。昭和戦災を免れ昔の佇まい
を伝える。墓地を巡ると、同姓同紋「丸に上の字」を刻んだ普
通の角柱墓「村上家之墓」が目につく、石も新しく墓誌は平成
以降だが一族の可能性もあり、今後の検討課題としたい。

*

寺嶋家はこの村上家の名主を勤めた。名主は領主からの年貢
や諸役を村が共同責任で請け負う「村請け制」の現地責任者で
さしずめ官選の村長兼警察署長兼税務所長といったところだろ
うか。その権限は知行地の村政全般を司った。名主は領主ごと
に置かれたが、それぞれ数家の名主格の中から適任者を選ぶ仕
組みになっていた。寺嶋家は各代にわたって名主を任命された
村上組きっての旧家といえた。現在確認できる寺嶋家の系図は
おおむね次のとおりであった。

①荘八 (江戸中期宝永ころの名主)

②庄八 (江戸後期宝暦ころの名主)

③庄五郎 (明和ころ 寛政10年 組頭)

④庄五郎 (不詳 天保9年 組頭、名主、名字帯刀)

⑤庄五郎 (文化3年 幕末ころ 組頭、名主、名字)

⑥由次郎 (文政ころ 安政ころ 組頭、名主、名字)

⑦好次郎 (天保元年 明治2年 組頭、名主、名字)

⑧久次郎 (安政4年 大正12年)

⑨亨 (明治24年 昭和39年)

⑩一郎 (大正10年 昭和55年)

⑪雅史 (現在寺嶋医院院長)

しかし、①荘八と②庄八の年代間隔が広く、同家の位牌や称
念寺の墓所にはこれより早い天和2年、元禄2年、4年と中間
の享保6年に信士戒名がある、一方⑤庄五郎、⑥由次郎がない
など疑問点もあり、なお検討の余地がある。同家が所蔵する文
久元年(1861)村上組「宗門改め帳」には、
浄土宗稱念寺旦那(檀家)名主好次郎

二十二才(天保元年生まれ)

同寺旦那 同人父 庄五郎 五十八才(文化3年生まれ)

同寺旦那 同人母 ひな 五十三才(〃 8年生まれ)

同寺旦那 同人叔母うた (年齢無記)

(ほかに下男1無記名)

が記されている。父庄五郎は⑤代、好次郎は⑥代で当時独身、
間もなく古市場村の足立家の次女里宇を迎え、長女たかの婿養
子鶴田省三次男久次郎が⑦代を継承することになる。

寺嶋家は代々、名主職のほか、農業、船運、金融、しょうゆ
業、医師などを生業として今日に至っている。長い歴史の中で
「名主文書」など江戸時代以降の大量の文書類を引き継いでこ
られたが、平成11年建て替えにあたって蔵を取り壊されたこと
を機に、ほぼすべてを県立文書館に寄託された。文書館では整
理の後、一般公開されることになる。

本会では寺嶋家と文書館の協力をえ、一般公開に先行して調
査解読を進めることにした。今号はその第1回、「村上三十郎
組関係資料」の一部を紹介する。八幡にはかつて多くの名主家
や旧家が存在したが、明治の大火や昭和30年代の八幡海岸埋め
立て後、急激な都市化で家屋や蔵の立て替え、取り壊しが進み、
貴重な近世文書のほぼすべてが散逸したものと考えられていた。
『寺嶋家文書』の発見で新しい八幡の歴史解明が一気に進むこ
とは確実であり、次集以降、引き続き解読結果を報告すること
にしたい。

なお、寺嶋家の親戚筋にあたる寺嶋滋夫氏からご研究の「文

書リスト」と資料一部DVD画像を、県文書館には文書のデジカメ複写をお願いした。あわせてお札を申しあげます。

(寺嶋滋夫氏撮影DVD分)

- ① 旗本村上三十郎、庄五郎へ組頭仰せ付け覚え(寛政11年〓中紙)
 - ② 庄五郎、村方取り締まり申し渡し覚え(寛政12年〓中紙)
 - ③ 村役人、申し渡し覚え(寛政12年〓中紙)
 - ④ 庄五郎、名主申し渡し覚え(文化5年〓中紙)
 - ⑤ 庄五郎、名字帯刀御免覚え(文化8年〓中紙)
 - ⑥ 庄五郎、名主休役願い書(文政2年〓中紙)
 - ⑦ 庄五郎、再度名主退役願い書(文政5年〓中紙)
 - ⑧ 庄五郎、名主退役請け書(文政5年〓中紙)
 - ⑨ 庄五郎、名主書類引き継ぎ書(文政6年〓中紙)
- 名主任免の過程を④代庄五郎のケースで纏めた。①は百姓・庄五郎の組頭仰せ付け、領主名はなく発行者は用人、②は前任名主退役にもない組頭2人への代行申し渡し、③名主は別人に決まり、庄五郎は組頭のまま、④は名主申し渡しで「御ため第一、村方取り締まり、非理なきよう大切に役儀を勤めるよう」とある。⑤は名字帯刀御免だが、ここではじめて領主の承認印が出てくる。一方的な任免は名主と組頭が領主の専権事項であったことを示している。

⑥は病気のための退任願いだが認められない。この文書でとくに注目点は「当村は前々から名主は月番制で持ち限りきた」とする部分だろう。宿や本陣、訴訟など村全体の業務を各組名主が1か月交代で行っていることがわかる。

⑦は再度の退役願い、⑧は許可された旨を記して差し出した請け書、庄五郎は寛政9年から組頭を9年、文化5年から名主を14年勤め、退任後、年寄とされたとみられる。

⑨は次の名主源右衛門との引き継ぎリスト、水帳(検地帳)、割付帳、皆済帳、反別取り米帳、名寄せ帳、人別帳のほか、延

享年間の村絵図、浦絵図などの文書が引き継がれていることがわかる。残念ながら寺嶋家は最後の名主ではなく現物は所蔵されていない。

寺嶋家にはこのほか名主任免関係資料として

- (1) 天保14年庄五郎、組頭補任書
- (2) 安政5年、由次郎、組頭、名字帯刀御免
- (3) 年号無記、由次郎、名字御免辞退願い
- (4) 明治2年、好次郎、名主書類引き継ぎ覚えなどを所蔵している。次集以降に紹介したい。

⑩ 市原出途絵図(江戸後期〓中紙)

八幡宮から市原出途の三叉路にかけての彩色絵図。旧道バス通り、旧宿通りを安房国往還、出途からの鶴舞往還を九十九里往還と記している。当時、房総往還の名はまだなく、上りはすべて「江戸道」で、反対下りは行き先で呼ばれることが多かった。図中、御料所(直轄領)、岩本数馬知行、佐野藤三郎知行など領主名があり、所領が混在していることがわかる。

⑪ 旗本村上氏、定免割付(文化11年〓中紙)

「割付」は領主が年貢を割り付けることをいう、発行者は用人、あて先は名主、組頭。封建制度下の税制は「村請け制」で、村の取りまとめを命じている。江戸時代はじめの割付は「検見制」で、毎年「坪刈り」を実施して収穫を割り出し年貢高を決した。しかし決定が遅い上、領主、村方双方に負担が大きく、不正も横行したことなどから後期は「定免」が一般化した。定免は過去の実績から年貢高を割り出し定額を徴収するもので、天候不順や災害被害などは「検見」して減免された。

村上組の年貢高は寛永以前の古田畑分が口米、延米とも

180俵、新田分が1俵余、野永銭197文になっている。通常、田方は米、畑方は永納だが、ここではすべて米納として計算、しかし実際の払いは金や永に換算されたことなどが後出資料などでわかる。諸役永も少なく簡潔、村高170石に対する

税率はおよそ4割、「4公6民」といえる。

⑫明治維新の戦いで疎開先の地頭家族を気づかう地頭所書状

(慶応4年Ⅱ巻き書)

⑬疎開中の地頭家族近況書状(〃)

⑭疎開地頭家族の引き戻し礼状(〃)

慶応4年4月、明治戊辰の戦いで新政府軍は江戸総攻撃体制を固めると、江戸に居住する旗本たちの多くは家族を安全な知行地に移したが、村上家も所領の夷隅郡の布施村へ疎開させている。ところが4月11日に江戸城が無血開城すると、これに反発する旧幕撤兵頭・福田八郎右衛門以下の旧隊士や旗本有志、諸藩の脱走兵士ら1500人が木更津に集結して「徳川義軍府」を結成したので上総は戦乱の町へと化した。船橋へ進む義軍府先鋒隊の小荷駄などを手伝わされた八幡を、十数日後には「市川、船橋戦争」に敗れた兵たちが逃げ帰り、新政府軍が追走してくる。領主家族らが布施村を立て八幡に到着したのはそんな渦中の閏4月2日であった。「八幡、五井戦争」当日は領主家族らを街道から離れた菊間村に避難させ事なきをえる。往復の書簡は「昼は乱暴人どもに金子脅しとられ、夜は6、7人抜き身携え村方一統恐怖まかりあり候」など、緊迫した現地の状況を伝えている。

⑮水野藩あて陣屋取り立て願(明治元年Ⅱ中紙)

⑯名主一同、陣屋取り立て経費負担について一札(〃)

明治元年7月、市原に沼津水野5万石が入封、9月先々代藩主・忠寛が八幡入りして築城の指揮を取る。⑮は八幡村名主一同が水野藩役所にあてた願い書。八幡も具体的な候補地だったのだから、すでに図面を提出したことなどが記されている。

⑯は窓口となった好次郎にあてた名主一同の一札。「諸入用何ほどにても滞りなく出銀致すべく候」としている。水野藩は最終的に菊間村を城地と決めるが、その親郷でもあった八幡が城の中心地になっていくのである。

(県文書館デジカメ撮影分)

①村上三十郎組年貢皆済目録(文化3年Ⅱ巻帳)

②村上組物成皆済目録請け取り(文化5年Ⅱ巻帳)

③菊間藩あて元村上組年貢皆済目録兼皆済証文(慶応元年、明治元年写しⅡ巻帳)

江戸時代の年貢徴収システムは納税命令書にあたる領主の「年貢割付」に始まり、領収書の「皆済文書」で完結する。割付や皆済文書は領主や地方、年代によってまちまちで、その組み合わせは数千種にも及ぶとされる。皆済文書ははじめ、夏秋などに分納させた領収小手形と「皆済目録」を村に提出させ、領主側がこれを確認、改めて「皆済証文」を発行するか、「皆済目録」の裏面に皆済した旨の領収印を付して返却した。

①の文化3年は村が提出した皆済目録、②の文化5年は皆済目録にそって領主が発行した皆済証文で前者に、③は皆済目録に裏書きした後者といえる。担当用人や時代によりシステムが変化していることも興味深い。

①皆済目録の最初に「定免」を記し、「割付」が数年間単位の定額方式であったことがわかる。差し出し人は村であて先は用人、「丑(2年)御年貢米と永納金とも残らず上納、皆済目録相改め、相違ござなく候」とし、文化5年の皆済証文は「卯(4年)御年貢ならびに永納金とも残らず上納、皆済受け取り申すところ相違ござなく候」と返している。

文化5年、村高178石5斗2升8合の年貢は

(1)本来米で支払う年貢Ⅱ合計161俵2斗7合3勺

古田畑(寛永以前の検地に基づくもの) 160俵

新田(寛政10年開発の見取り田)

Ⅱ(享和3年よし野場荒地地起き返し) 1俵1斗余 8升余

Ⅲ(ただし1俵は延口米とも4斗5合入り)

(2)銭(永)で支払う年貢(諸役)Ⅱ合計897文余

よし野場永197文余、船永役200文、水夫金500文

(3) 用捨 (控除) 〓 合計 12 俵 3 斗余

せき人足扶持米 4 俵 1 斗余、名主組頭手当て 5 俵 2 斗

川欠け 3 斗余、明細なし 2 俵余

(3) 差し引き納め額 〓 金 61 両、銀 4 匁余

(米 148 俵余を米相場 1 石 〓 1 両で換算)

特徴は米納分も米相場に換算させてすべてを金納にしている

こと。領主は米より金、面倒な作業は村方に押しつけている。

諸役はよし野永、水夫金。船永は五大力船の雑税で喜右衛門

(松田家) と庄五郎 (寺嶋家) の 2 軒になっている。

④ 村上組年貢、過去 10 年間書き上げ帳 (慶応 3 年 〓 竖帳)

領主に差し出した年度別年貢推移。書き上げは領主の指示に

基づき提出する文書で、安政 4 年から慶応 2 年までの 10 年分を

まとめている。平年の納め高は米 149 俵余、永 1 貫余で、こ

の間風災などによる減免が 5 年あったことがわかる。

安政 6 年 米 123 俵余、永 1 貫余 (風損不作、若殿様祝い)

万延元年 〓 143 俵余、〓 1 貫余 (風損不作)

文久元年 〓 149 俵余、〓 1 貫余 (隠居様剃髪祝い)

元治元年 〓 127 俵余、〓 1 貫余 (風損不作)

慶応 2 年 〓 136 俵余、〓 1 貫余 (風損不作)

⑤ ⑥ ⑦ 知県事あて、高反別書き上げ (慶応 4 年 〓 竖帳)

慶応 4 年 7 月、知県事役所にあてた村上三十郎組反別書き上

げ 3 点。しかし本文より ⑤ 第 1 ページにある「慶応 4 辰年 7 月

15 日夕刻、8 月朔日にて大多喜へ御引き移り、知県事芝山文平

様御出張に当村東屋御宿、仮御役所寄り場」のメモ書きが八幡

の明治維新史に重要な意味を持っている。

芝山文平は久留米藩出身の勤皇志士で、明治維新の戦いが始

まると藩命で官軍の軍監となり、慶応 4 年 7 月 2 日「上総、房

州監察兼知県事」(監察は 13 日解かれる) に任命された。房総

わけても市原地区は江戸時代を通じはぼすべてが天領直轄領か

直参旗本領で、徳川幕府が崩壊、15 代將軍慶喜を後継した紀伊

達之助 (徳川家達) が静岡 70 万石に転封されたことを受けて、

芝山に旧幕天領と旗本領の支配が命じられたのであった。

この間の経緯や本陣を記した資料は少なく、『千葉県史』や

『市原市史』などは単に 7 月、仮役所を八幡宮市川信明邸と

している。本資料はその期間を 7 月 15 日から 8 月 1 日まで、

「当村東屋 (宮吉家) 御宿、仮御役所寄仕場」と明記しており、

島野村名主落合広胖「名主日記」にある「知県事役所より御呼

び出しにつき訴答、一同東屋本陣へまかり出候」なども符号

している。また、参考史料として中野・中村家文書「八幡村、

知県事御宿陣中諸入用」を加えた。

⑧ 知県事役所あて、永々御支配宿願い (慶応 4 年 〓 竖帳)

八幡宿名主一同から知県事役所あてた永々支配宿願書。は

じめ今般八幡宿が天領になったことを謝し、ついで当節大名領

分になるとの風聞に触れ、もしこのようになれば八幡宿

の親郷としての組合村々取り締まりや年貢津出しなどに不都合

が生じかねないとしている。ちなみにこれより先の 7 月沼津水

野藩の市原郡転封が決定、8 月に知県事役所との間で所領引き

継ぎも行われた。名主たちがこのような経緯をどの程度知らさ

れていたのかについてはつまびらかでない。

⑨ 知県事役所あて、敬老者名前書き上げ (慶応 4 年 〓 竖帳)

房総知県事役所あて 70 才以上敬老者書き上げ。該当者は 9 人

で人口比 0.6%、2 軒は両親が健在で 1 人は現役の百姓代で

あった。御褒金として合計 7 貫文が支給された。

⑩ 宮谷県役所あて、年貢先納分書き上げ (明治 2 年 〓 竖帳)

明治 2 年宮谷県にあて差し出した旧幕時代、先納年貢の書き

上げ。宮谷県は明治 2 年 1 月芝山典が大多喜、長南から知県事

役所を移して成立、この間八幡地区は知県事支配から菊間藩領

となったことで、引き継ぎのため先納分を確認したものとみら



寛政11年(1799) 寺島家文書(仮24-4)
庄五郎、組頭仰せ付け覚え

覚

上総国市原郡
百姓 庄五郎

その方儀、このたび組頭の役儀
仰せ付けられ候、万事に
心を用い出精相勤めべく候。

寛政十一己 石川権之進(印)
未正月 坂尾覚太夫(印)

(表書)

書付 庄五郎方へ組頭
役儀仰せ付けられ候
庄五郎

中渡覚

云々

此度名主役松田喜右衛門
源右衛門跡へ清次郎
仰せ付けられ候、この旨相心得、百姓
代その外へも申し達すべく候、
かつまた、以来清次郎万端
申し合わせ、御作法のとおり相守り
相勤むべく候。以上

吉田昇 (印)

三月 坂尾覚太夫 (印)

云々

寛政12年(1800) 寺島家文書 仮21-19
旗本村上氏、村役人申し渡し覚え

申し渡しの覚え

庄五郎

このたび名主役松田喜右衛門

跡へ源右衛門、組頭役

源右衛門跡へ清次郎

仰せ付けられ候、この旨相心得、百姓

代その外へも申し達すべく候、

かつまた、以来清次郎万端

申し合わせ、御作法のとおり相守り

相勤むべく候。以上

寛政十二申年壬四月

吉田昇 (印)

坂尾覚太夫 (印)

庄五郎殿

渡邊

庄五郎

右渡邊の渡

御名主別

御名主一 庄五郎

御名主小前百姓御進

非理御進 大切御進

御進御進者し

文化五年 村上千部内 青地左仲

九月

文化5年(1808) 寺島家文書仮41-32
庄五郎、名主申し渡し覚え

申し渡し候覚え

名主 庄五郎

右このたび名主役

仰せ付けられ候、以来は別して

御ため第一に存じ奉り、村方

取り締まり、小前、百姓に至るまで

非理これなきよう、大切に役義(儀)

相勤め申すべく候ものなり

文化五辰年九月

村上千部内 青地左仲(印)

書月百五第力免
 庄五郎

覺

上総国市原郡
 八幡村
 庄五郎

右の者、組頭勤役中より旧来、
 出精骨折り相勤め、猶又（なおまた）
 名主役申し付け候ところ、村方
 出入りがましき儀もこれなく
 なおさら近來別して骨折り
 相勤め□□（次第カ）一段のことに候
 右につき、已（以）来苗（名）字帶刀
 差し免（ゆるし）候、なおこの上出精
 取り締まり第一に厚く心掛け
 相勤むべきものなり。
 文化八辛未年正月

文化八辛未年正月
 青地左伸
 二十

文化8年（1811）寺島家文書仮21-22
 庄五郎、名字帶刀御免覺え

覺

上総国市原郡
 八幡村 庄五郎

右の者、組頭勤役中より旧来、
 出精骨折り相勤め、猶又（なおまた）
 名主役申し付け候ところ、村方
 出入りがましき儀もこれなく
 なおさら近來別して骨折り
 相勤め□□（次第カ）一段のことに候
 右につき、已（以）来苗（名）字帶刀
 差し免（ゆるし）候、なおこの上出精
 取り締まり第一に厚く心掛け
 相勤むべきものなり。
 文化八辛未年正月

木村文太夫（印）
 青地左伸（印）

前書のとおり相違これなきものなり。
 三十（印）

封書表書

文化八未正月
 書付 名字帶刀御免
 庄五郎

文政五年十二月名主休役仰せ渡され候願い書

庄五郎、再度名主休役願い

文政5年(1822) 寺島家文書(仮26-3)
庄五郎、再度名主休役願い

文政五年十二月名主休役仰せ渡され候願い書

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

御知行所八幡村名主庄五郎申し上げ奉り候、
私儀、文化五辰年中、名主役仰せ付けられ、
御仁恵を蒙(こうむ)り奉り無難に役義(儀)相勤めまかりあり候ところ、
同八未年中、甚だ取りのぼせ日々逆上相煩(わづら)い難波至極仕り候につき、役儀御免願い上げ奉り候ところ、厚き御利(理)解仰せ聞けられ候につき、ありがたくこれまで押して勤役まかりあり候中、この

御知行所八幡村名主庄五郎申し上げ奉り候、

私儀、文化五辰年中、名主役仰せ付けられ、

御仁恵を蒙(こうむ)り奉り無難に役義(儀)相勤めまかりあり候ところ、

同八未年中、甚だ取りのぼせ日々逆上相煩(わづら)い難波至極仕り候につき、役儀御免

願い上げ奉り候ところ、厚き御利(理)解仰せ聞けられ候

につき、ありがたくこれまで押して勤役まかりあり候中、この

節

右症(やまい)再発仕り、御用向き相勤まりかね難

波仕り、ことに諸取り斗(計らい)等行き届かざる儀等出来候

ては

相済みがたく恐れ入り奉り候あいだ、この段申し上げ奉り候、

なにとぞ

格別の御慈悲をもって退役仰せ付けられ下し置かれ候よう偏

(ひとえに)願い上げ奉り候。以上

御知行所

文政五年年□月十日

上総国市原郡八幡村

名主 庄五郎(印)

御地頭所様

御役人中様

御知行所八幡村名主庄五郎申し上げ奉り候、
私儀、文化五辰年中、名主役仰せ付けられ、
御仁恵を蒙(こうむ)り奉り無難に役義(儀)相勤めまかりあり候ところ、
同八未年中、甚だ取りのぼせ日々逆上相煩(わづら)い難波至極仕り候につき、役儀御免願い上げ奉り候ところ、厚き御利(理)解仰せ聞けられ候につき、ありがたくこれまで押して勤役まかりあり候中、この

御知行所

上総国市原郡八幡村

文政五年年□月十日

庄五郎(印)

御地頭所様

御役人中様

寺島家文書

一、御所へ御村を召し申し候成先般病
氣増し候はば後之書方有申候に依
り候上、此等公存置候御村

御所へ召し申し候成先般病氣増し候はば後之書方有申候に依り候上、此等公存置候御村
御所へ召し申し候成先般病氣増し候はば後之書方有申候に依り候上、此等公存置候御村
御所へ召し申し候成先般病氣増し候はば後之書方有申候に依り候上、此等公存置候御村

文政五年十一月

八幡村名主

御地頭所様御出役
久米多甚様

文政5年(1822) 寺島家文書 版19-21
庄五郎、名主退役請け書

差し上げ申す御請け書のこと

一知行所八幡村名主庄五郎、私儀先般病

氣につきよんどころなく退役願ひ書差し上げ置き候ところ今般

御聴(聞)濟みの上、思し召しをもつて名主役御休み

仰せ付けられありがたき仕合(幸)わせに存じ奉り候、跡の

儀は組頭ども両人へ

万端取り扱ひの儀仰せ渡され、右につき村方取り扱ひ、

御物成取り立て諸帳面ならび口達等申し送るべき旨

仰せ渡され候趣、委細承知長(かしこみ)奉り候、右御請け書

差し上げ申すところよつてくだんのごとし。

文政五年十一月

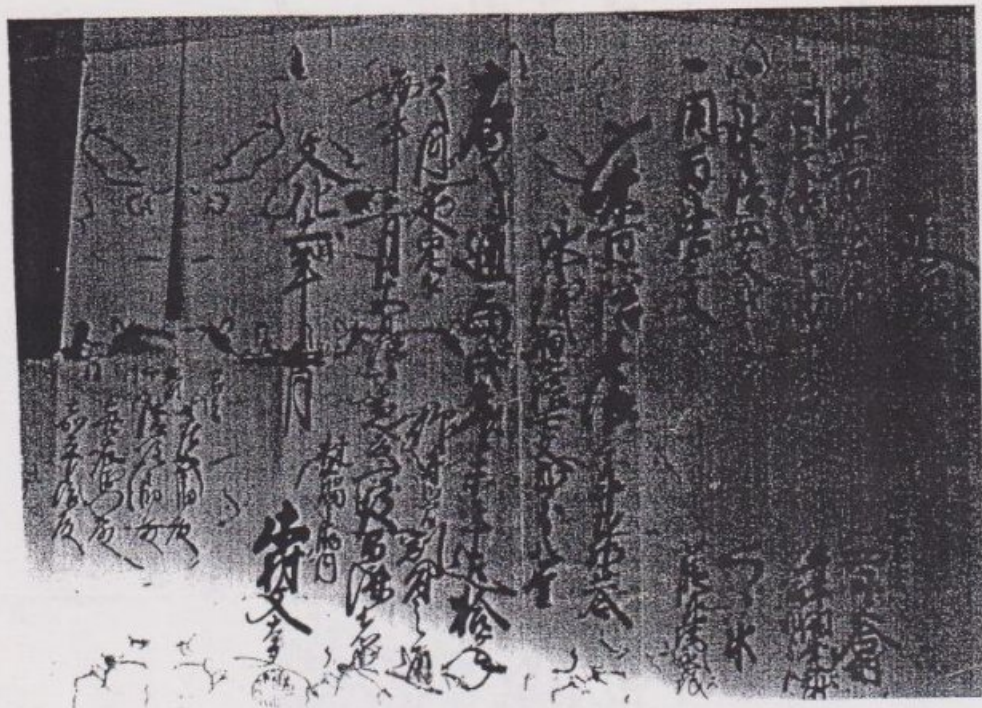
八幡村名主 庄五郎

御地頭所様御出役 久米多甚様

名主

庄五郎休役請け書

差し上げ候控え



文化11年(1814) 寺島家文書
 旗本村上氏、定免割付

定免割付の覚え

一米百六十俵

ただし口延米とも

四斗五合納め

一同一俵一斗二升六合

午年開発新田

見取り田分

くら永

一永十四文二分八厘
 一同百六十三文

葭(よし)野場永銭

ノ(締め)米百六十一俵一斗二升六合

永銭百九十七文二分八厘

右のとおり当年より未年まで十か年

の内定免仰せ付けられ候あいだ、割付のとおり

毎年十一月五日限り、急度(きつと)皆済致すべきものなり。

村上鍋之助内

文化十一年戌年□月

木村文太夫(印)

名主 庄五郎殿

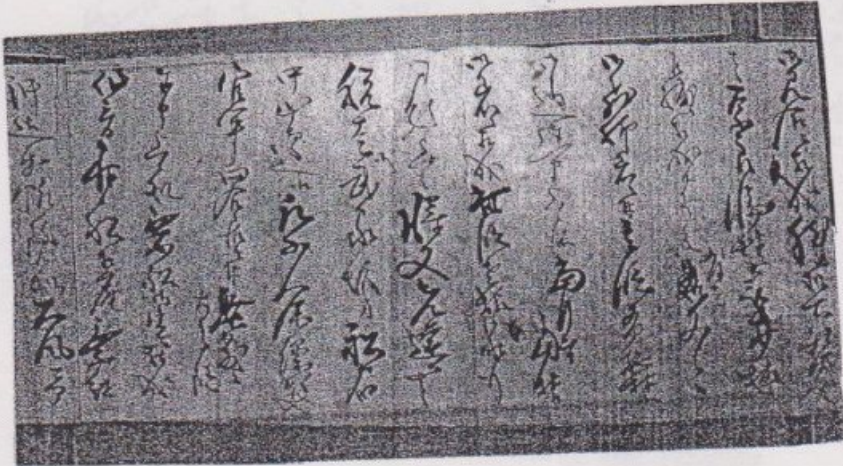
組頭 清次郎殿

同 喜右衛門殿

同 嘉平次殿

此の便直様へ申し候は、
 御差し出し下され、もしまた急船の便りござ候わば舟
 一人江戸表まで御差し下されべく、右へ委敷(くわしく)
 布施村よりその村方までお越しに相成り候て、またまた
 御引き戻りに成られ候や、またはその村方まで御着に
 相ならず候て長柄山、長南道より
 御引き戻り相なり申し候ことや、書面に委細
 御認め何分にも急便にて御申し越し候分、この段
 くれぐれもお頼み申し入れ候。右貴意を得べく早々。以上
 (慶応四年) 閏(四) 月四日
 地頭所にて 石川政之丞
 八幡村
 名主 寺嶋好次郎殿
 組頭 菊地藤右衛門殿
 同 渡辺勘介殿

此の便直様へ申し候は、
 御差し出し下され、もしまた急船の便りござ候わば舟
 一人江戸表まで御差し下されべく、右へ委敷(くわしく)
 布施村よりその村方までお越しに相成り候て、またまた
 御引き戻りに成られ候や、またはその村方まで御着に
 相ならず候て長柄山、長南道より
 御引き戻り相なり申し候ことや、書面に委細
 御認め何分にも急便にて御申し越し候分、この段
 くれぐれもお頼み申し入れ候。右貴意を得べく早々。以上
 (慶応四年) 閏(四) 月四日
 地頭所にて 石川政之丞
 八幡村
 名主 寺嶋好次郎殿
 組頭 菊地藤右衛門殿
 同 渡辺勘介殿



慶応4年(1868) 寺島家文書(仮24-65)
疎開中の地頭家族の状況を伝える

御上々様ますます御機嫌よくござ遊ばされ
 恐悦しこくに存じ奉り候、しからば
 先般わざわざ熊吉殿をもつて
 お家族皆々様方お引き揚げ
 相成り候おもむき、お迎えにござ候ところ、四月二十一日
 当村へ乱妨(暴)人ども四十人宿
 にて表向きは村役人どもへ強談(こわだん)
 これあり金子掠め取られ、夜は
 六、七人貫(抜き)身を携え、ことの外
 村方一統恐怖まかりあり候につき、右の段
 布施村御止宿候よう申し上げ候ところ
 御見合せに相成り、しかるところ右乱暴人ども
 は下ふさ(総)八幡村にて打ち捕られ
 召し捕りに相成り候分もこれあり、またまた
 御飛脚着につき、その段布施村へ
 御通達申し上げ候ところ、当月二日当村へ
 御着に相成り、この段さよう御承引
 願い上げべく候、はたまた先だつては
 脱走御武家様方、船(橋)宿、
 中山あたりへおよそ千人余り繰り出しに相成り、
 官軍向かい合いおり候につき騒がしく候、右の段
 申し上げ奉り候ところ、乗船御定に相成り、
 昨三日、□(村カ)船相雇い、乗り組み
 沖まで出帆致し候ところ、大風にて



立ち帰り申し候、しかるところ三日、下総
 八幡、船橋辺りにて戦争
 に相成り鹿野壘より互いに早く
 引き続きそれぞれ同所繰り出し、小前
 百姓どもに至るまで人馬召し出され、農事
 只今のところ出来申さずこのかん
 の人々当村通行に相成り誠に
 大乱に相成り、御上様方
 御宿相勤めまかりあり候ても安心
 仕らず、この段御免を
 申し上げ奉り候あいだ
 よるしくと願い上げ奉り候。以上
 (慶応四年) 閏四月四日

名主

寺嶋好次郎

石川政之丞様

慶応4年(1868) 寺島家文書(仮24-65)
疎開地頭家族の引き戻し礼状

八幡村
石川政之丞
御取戻しに相成り候て、五郎助舟にも外舟にも慥(たしか)なる舟へ積み入れ、御頼み申し入れ候、右はこのたび使いの者差し遣わし申し候て、しかるべき御取り計らい下さるべく候、右貴意を得べく、早々以上

八幡村
石川政之丞
御取戻しに相成り候て、五郎助舟にも外舟にも慥(たしか)なる舟へ積み入れ、御頼み申し入れ候、右はこのたび使いの者差し遣わし申し候て、しかるべき御取り計らい下さるべく候、右貴意を得べく、早々以上

使いをもって啓上いたし候、しからば過日御家族様方御引き移り
の節、その村方へ御逗留に相成り候ところ、前後戦争の場合につき、
菊間村へ御立ち退きに相成り申し候由、飛脚の者立ち帰り右の儀申し聞け
候につき、にわか出立の御一統様御引き戻し申し候、そのみぎり立ち寄り申して一応
挨拶申すべきのところ惣(双)方人数込み入り候て菊間村よりすぐさま御引き戻し
申し上げ候、右彼是 (かれこれ) 御世話に相成りかつ舟へ積み入れの荷物も
来る十一日、御屋敷着に相成り申し候て、御安慮下さるべく候、かつその辺りは
追々静かに相成り候よう、風聞にこれあり大安心申し候、またまた別紙御荷物
御取り戻しに相成り候て、五郎助舟にも外舟にも慥(たしか)なる舟へ積み入れ、
御頼み申し入れ候、右はこのたび使いの者差し遣わし申し候て、しかるべき御取り計らい下さるべく候、右貴意を得べく、早々以上

(慶応四年) 閏四月十五日

石川政之丞(印)

八幡村

名主 寺嶋好次郎殿

組頭 菊地藤右衛門殿

同 渡辺勘介殿

上総国市原郡八幡村役人申し上げ奉り候
 今般新規御陣屋取り建ての儀、□□御願い申し上げ候とお
 りもつとも右御陣屋御取り立ての場所、あら絵図面相添え
 差し上げ奉り候とおあり、いささか御差し支えの儀ござなく候、
 当村へ
 御陣屋取り立て成し下し置かれ候よう願い上げ奉り候。以上
 (以下欠落)
 (明治元年十月カ)
 (水野藩仮役所カ)
 (八幡村名主連名カ)

明治元年(1868) 寺島家文書(仮2-69)
 菊間藩新規陣屋取り立て願い

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

上総国市原郡八幡村役人申し上げ奉り候、

今般新規御陣屋取り建ての儀、□□御願い申し上げ候とお
 りもつとも右御陣屋御取り立ての場所、あら絵図面相添え

差し上げ奉り候とおあり、いささか御差し支えの儀ござなく候、

当村へ

御陣屋取り立て成し下し置かれ候よう願い上げ奉り候。以上

(以下欠落)

(明治元年十月カ)

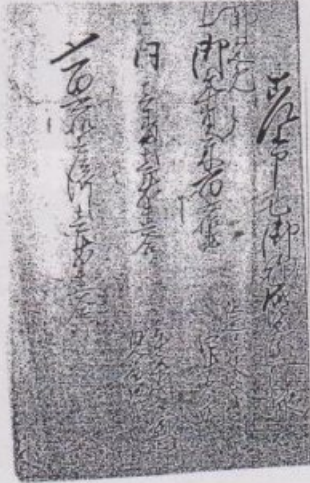
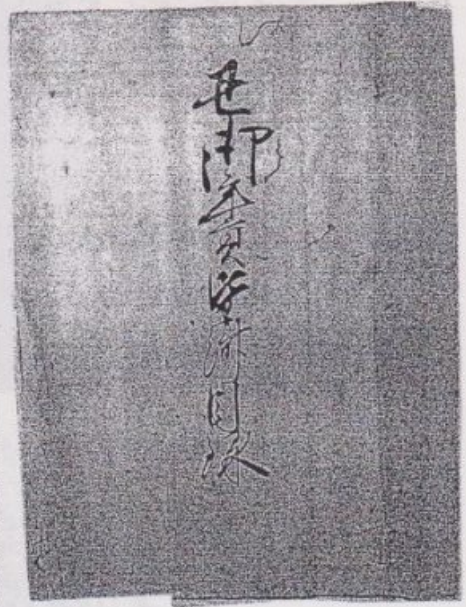
(水野藩仮役所カ)

(八幡村名主連名カ)

御頼み申す一札のこと
 今般御陣屋御取り建てに相成り候やにつき、右の段
 たまたま御取り合わせの儀、御頼み申し上げ候ところ御聞き済
 み下され
 かたじけなく存じ奉り候、しかる上は諸入用何程にても滞りな
 く出銀
 致すべく候、これにより頼み一札差し入れ申すところくだん
 ごとし。
 (明治元年) 十月
 名主 忠兵衛 (印)
 同 儀兵衛 (印)
 同 久平 (印)
 同 佐右衛門 (印)
 同 源右衛門 (印)
 同 徳太郎 (印)

御名主 好次郎殿

明治元年 (1868) 寺島家文書 (仮2-169)
 水野藩新規陣屋誘致諸入用について八幡村名主一札



文化3年(1806) 寺島家文書(仮30-78)
八幡村村上組皆済目録



豎 帳

差し上げ申す丑御物成皆済目録

御定免

一御年貢米百六十俵

ただし延口米とも

四斗五合入り

一同一俵と一斗二升六合

午年開発新田、見取り田分

ノ(締め)百六十一俵と一斗二升六合

外に

一米八升一合三勺

葭(よし)野場永納のところ
前々より汐入り荒れ地につき
不納場所の内起き返しにつき
享和三亥年より上納

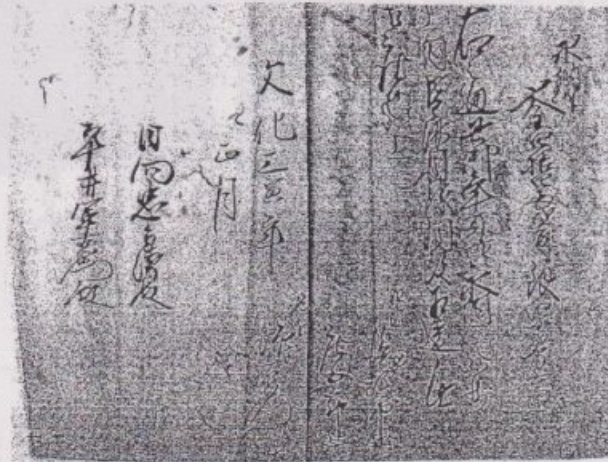
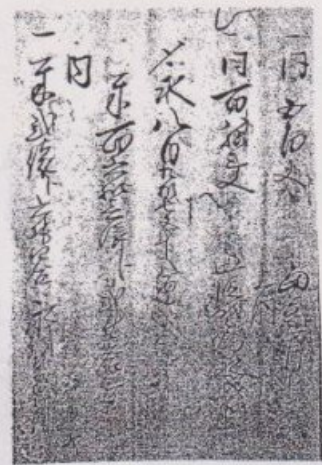
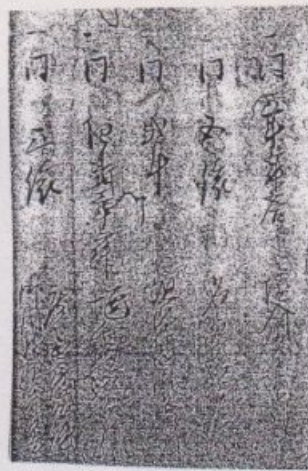
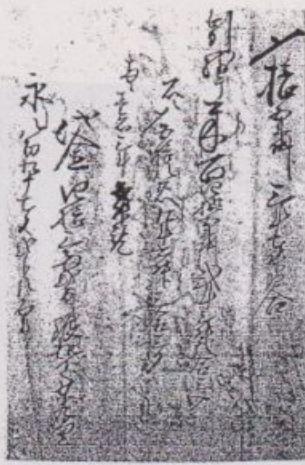
二口、合わせて米百六十一俵と二斗七合三勺

一永十四文二分八厘

くら永上納

一同二百文

船役上納 喜右衛門、庄五郎



一同五百文
 当寅正月水夫金上納
 よし野場永上納

一同百八十三文
 縮め 永八百九十七文二分八厘
 米百六十一俵と二斗七合三勺

内

一米二俵と六升四合
 永引き下され候分引く
 塩入り川欠に下され候分引く

一同三斗五升五合
 名主、組頭給分下され候分引く

一同五俵
 組頭格嘉平治へ下され候分引く

一同二斗
 堰(せき)人足扶持に下され候分引く

一同四俵と一斗六升

度々出府、御屋舖(敷)御用出精
 致し候につき下し置かれ候分

一同三俵

引

締め十五俵と三斗七升四合

引き残して 米百四十五俵と二斗三升八合三勺

石に

締め五十八石九斗六升三合三勺

両に一石三斗一升替え

代金四十三両二分と銀十匁五分九厘

永 八百九十七文二分八厘

永納とも

締め金四十四両二分と銀四匁二分六厘

右のとおり丑御年貢ならびに永納金とも残らず
 上納皆済目録相改め相違ござなく候。以上

組頭 清次郎(印)

同 庄五郎(印)

名主 源右衛門(印)

文化三寅年正月

日向忠兵衛殿

平井軍右衛門殿

文化5年(1808) 寺島家文書(仮78-19)
八幡村村上組皆済目録受け取り

戊文化五年
卯御物成皆済目録請取

一御年貢米百六十俵
一昨日老俵を奉納
百五十五俵

一永百八俵
一永百九俵
一永百八十三文
一永百八十七文二分八厘

一永百八十三文
一永百八十七文二分八厘

戊文化五年
卯御物成皆済目録請け取り

縦 帳

差し出し申す卯御物成皆済目録

- 一御年貢米百六十俵 　　ただし延口米とも 四斗五合入り
- 一同一俵と一斗二升六合 　　午年開発新田見取り田分
- (締め) 百六十一俵一斗二升六合
- 一米八升一合三勺 　　葭(よし)野場永納のところ 前々より沙入り荒れ地につき 不納場所の内起き返しにつき 享和三亥年より上納
- 二口締め 米百六十一俵と二斗七合三勺 　　くら永上納
- 一永百八十三文 　　船永役 喜右衛門、庄五郎
- 一永百八十七文二分八厘 　　辰正月水夫金上納
- 一永百八十三文 　　よし野場永上納
- 締め 永八百九十七文二分八厘

永納
八百九十七文二分八厘
永納
八百九十七文二分八厘

永納
八百九十七文二分八厘
一斗四俵と一斗六升
一斗五俵なり
一斗二斗
一斗二俵と六升四合
一斗三斗五升五合

永納
八百九十七文二分八厘
永納
八百九十七文二分八厘

永納
八百九十七文二分八厘
一斗四俵と一斗六升
一斗五俵なり
一斗二斗
一斗二俵と六升四合
一斗三斗五升五合

合わせて 米百六十一俵二斗七合三勺
永八百九十七文二分八厘

内

一斗四俵と一斗六升
一斗五俵なり
一斗二斗
一斗二俵と六升四合
一斗三斗五升五合
堰(せき)人足扶持下され候分
名主、組頭へ給米下され候分
組頭格嘉平治へ下され候分
永引き下され候分
塩入り、川欠けに下され候分

締め五筆 米十二俵と三斗七升四合

引き残して

米百四十八俵と二斗三升八合三勺

両に一石相応

代金六十兩と銀十匁七分

永 八百九十七文二分八厘

永納とも

締め金六十一兩と銀四匁五分四厘

右のとおり卯御年貢ならびに永納金とも残らず
上納皆済、受け取り申すところ相違これなきものなり。

文化五辰年正月

八幡村

組頭

柳沢茂野右衛門(印)

一 年貢米百六十石
 一 米一俵と一斗二升六合
 一 元文三年年塩場
 一 開発新田見取り田分
 一 上総国市原郡 八幡村

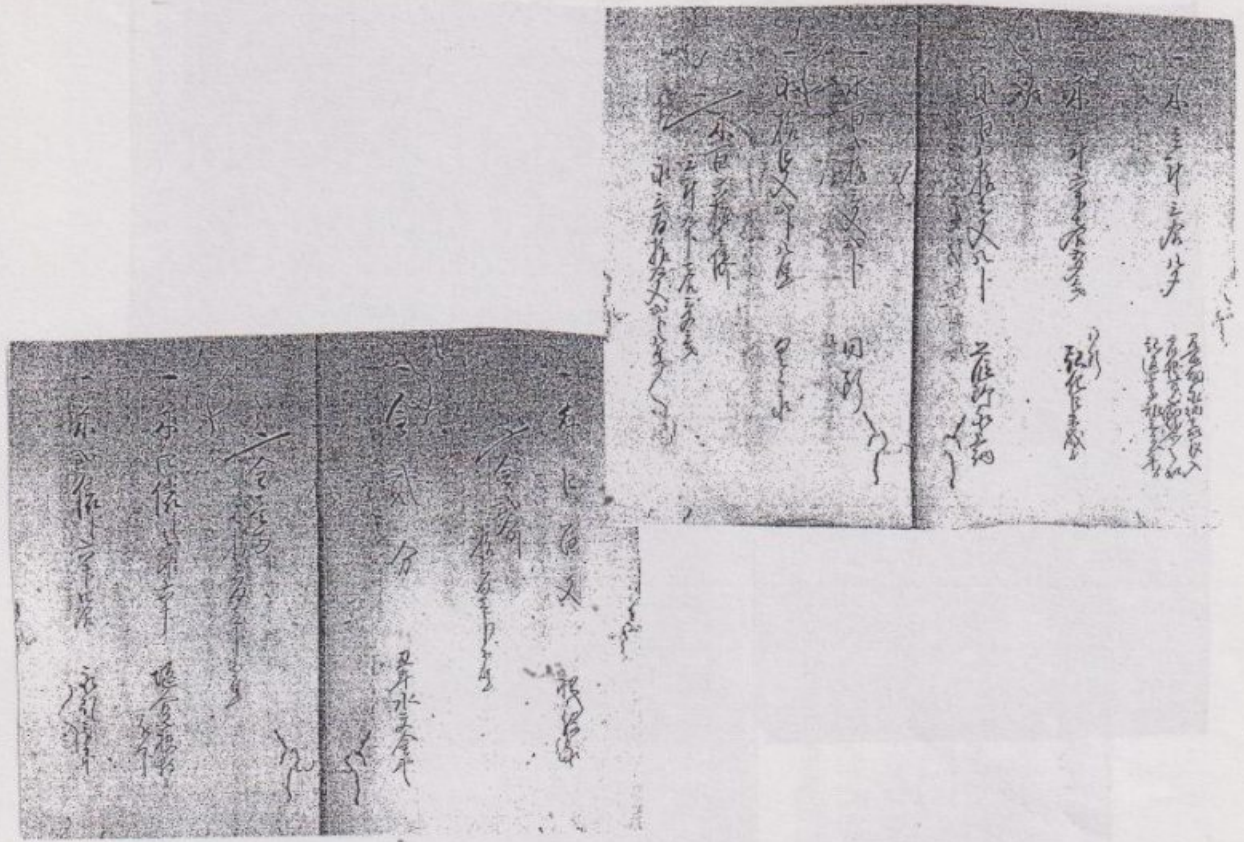
丑年貢米百六十石
 一 元村上三十郎知行分
 一 上総国市原郡 八幡村

明治元年（1868）寺島家文書（仮19-132）
 菊間藩あて、慶応元年村上組御年貢皆済目録写し

丑年貢皆済目録写し
 元村上三十郎知行分
 上総国市原郡
 八幡村

縦 帳

当丑歳（年）貢皆済目録
 一年貢米百六十俵
 一 米一俵と一斗二升六合
 一 元文三年年塩場
 一 開発新田見取り田分
 一 上総国市原郡 八幡村



一米一斗三合八勺

見取り畑永納のところ汐入り
荒れ地につき不納場所のところ
起き返し、享和三亥年より

一米一斗六升七合五勺三才

同断

弘化四未歳(年)より

葭(よし)野永上納

同断

一永百八十一文八分

一永百二十三文二分

くら永

永三百十九文二分八厘

永三百十九文二分八厘

一外に四百文

船役永

締め金二分と

十三匁一分五厘

一金二分

丑年水夫金なり

締め金一両と

十三匁一分五厘

一米四俵と一斗六升

一米二俵と六升四合

堰(せき)人足扶持下さる

永引き下さる

一斗三升五升五合
 一斗五俵
 引
 米百石俵九俵
 合五兩
 相違

當丑年御物成勘定目録
 相違
 三斗
 前書のとおり相違これなきものなり
 石川政之丞
 明治元年十一月
 民政御役所

一米三斗五升五合
 一米五俵
 汐入り荒れ地、川欠け分下さる
 名主、組頭へ下さる

締め 十一俵と五斗七升九合
 引き締め 米百四十九俵と二斗二升三合三勺三才
 金一兩と十三匁一分五厘

当丑年御物成勘定皆済目録のとおり
 相違これなく候。以上

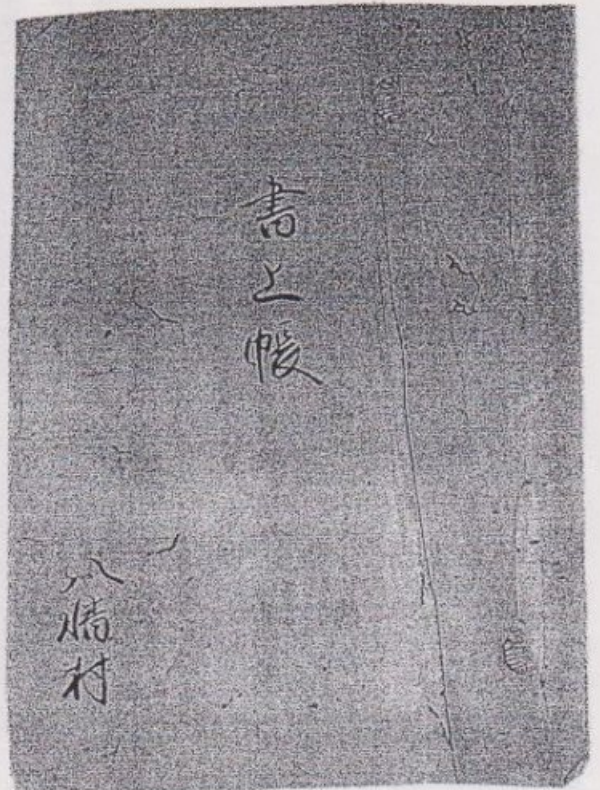
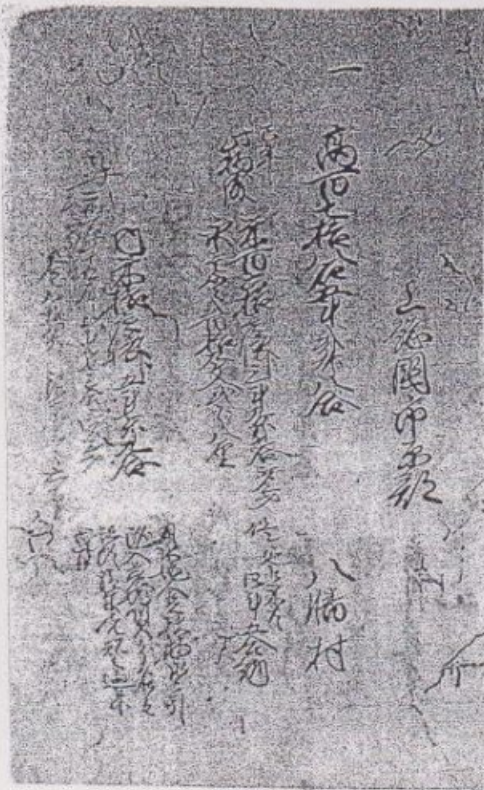
慶応元丑年十二月 石川政之丞

前書のとおり相違これなきものなり

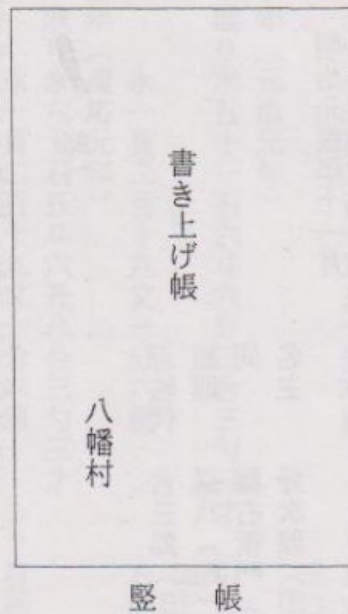
三十(郎)

百姓代 吉三郎(印)
 組頭 孫八(印)
 同 藤右衛門(印)
 名主 好次郎(印)

明治元年十一月
 民政御役所



慶応3年(1867) 寺島家文書(仮19-138)
村上組、過去10年間年貢書き上げ帳



上総国市原郡

一高百七十八石五斗二升八合
巳年(安政4年)、この物成

八幡村

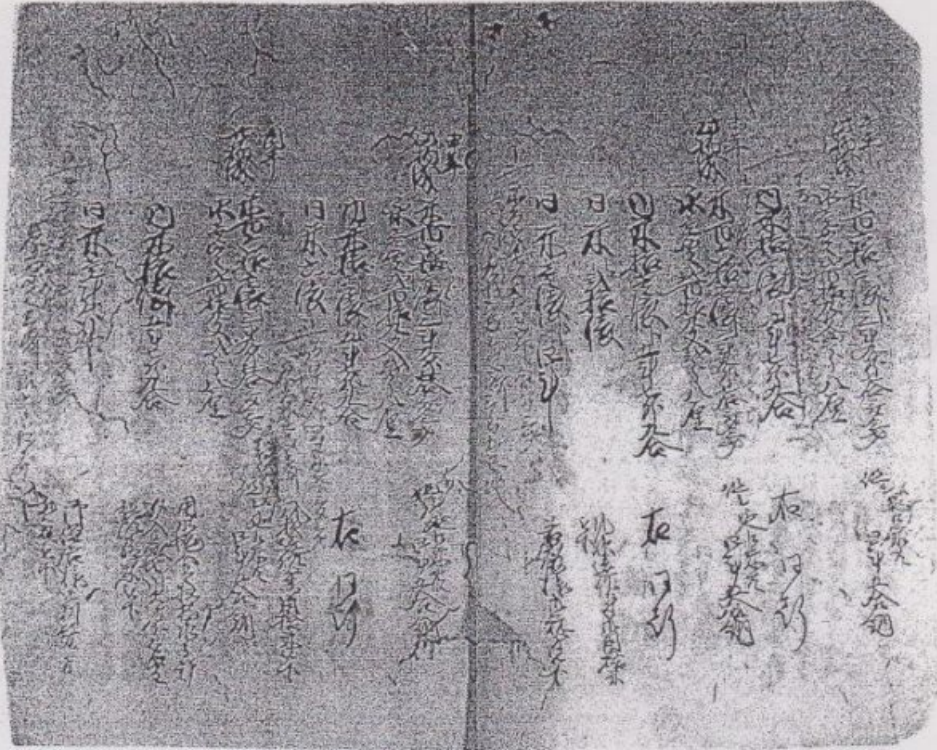
米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘
内米十一俵と五斗七升九合

用水堰(せき)人足扶持永に引

く
汐入り荒れ地川欠け分、名主、
組頭給米先規のとおり下され置
き候



午年（安政5年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

内米十一俵と五斗七升九合 右同断

未年（安政6年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

内米十一俵と五斗七升九合 右同断

同米二十俵

同米一俵と四斗

風損違作につき御用捨米下さる
若殿様御祝いにつき下さる

申年（万延元年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

内米十一俵と五斗七升九合 右同断

同米六俵

酉年（文久元年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

内米十俵と五斗七升九合

用水堰（せき）人足扶持永に引

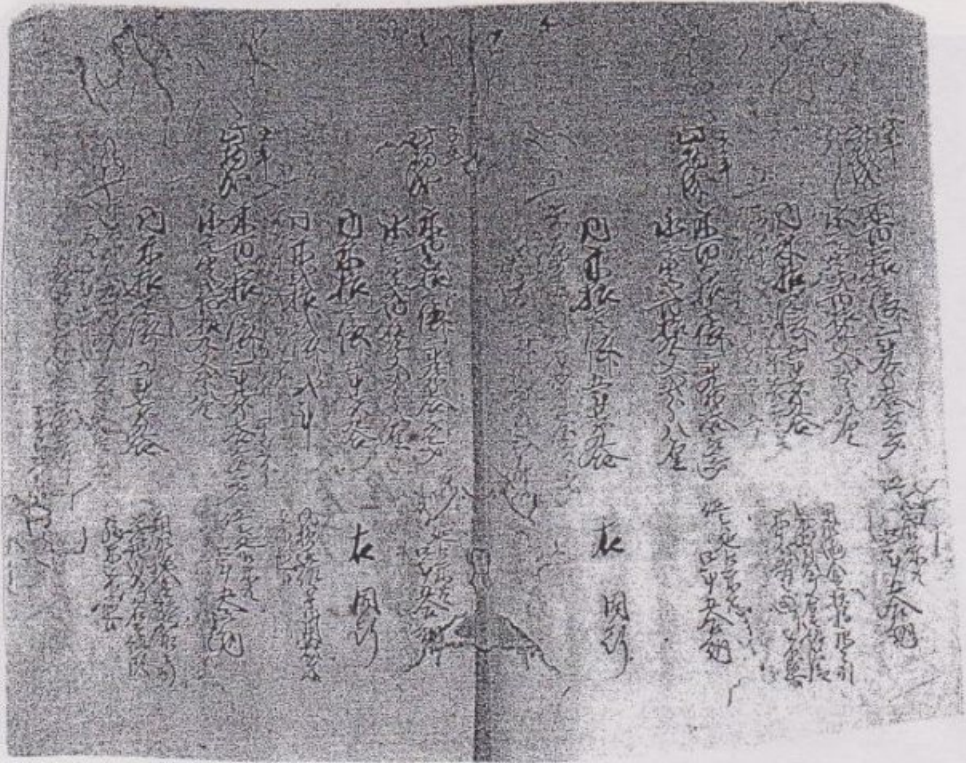
く 汐入り荒れ地川欠け分、名主、

組頭給米下さる

御隠居様御剃髪につき

御祝い下さる

同米一斗八升



戊年（文久2年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

用水堰（せき）人足扶持永に引

内米十一俵と五斗七升九合

荒れ地川欠け、名主、組頭給米
先規のとおり下し置かれ候

亥年（文久3年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

用水堰（せき）人足扶持永に引

内米十一俵と五斗七升九合

荒れ地川欠け、名主、組頭給米
先規のとおり下し置かれ候

子年（元治元年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

用水堰（せき）人足扶持永に引

内米十一俵と五斗七升九合

荒れ地川欠け、名主、組頭給米
下し置かれ候

丑年（慶応元年）、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

用水堰（せき）人足扶持永に引

右の通り五納まき米外之
 慶応三丁卯五月
 御知行所八幡村
 百姓代 吉三郎 (印)
 組頭 勘助 (印)
 同 菊地藤右衛門 (印)
 名主 寺嶋好治郎 (印)

御地頭所様 御役人中様

右の通り五納まき米外之
 慶応三丁卯五月
 御知行所八幡村
 百姓代 吉三郎 (印)
 組頭 勘助 (印)
 同 菊地藤右衛門 (印)
 名主 寺嶋好治郎 (印)

寅年(慶応2年)、この物成

米百六十一俵と三斗九升七合三勺三才

ただし延口米とも四斗五合納

永一貫二百十九文二分八厘

内米十一俵と五斗七升九合

同米十三俵

風損違作につき御用捨米下さる

去る巳年より寅年まで十か年平均

この物成百四十三俵と一斗二合八勺三才

永一貫二百十九文二分八厘

反別八反四畝十一歩

この取り米二石五斗三升一合

田上中下合わせ十二町二反五畝十歩

この取り米四十四石四斗二升一合四勺四才

畑上中下合わせ五町八反四畝二十二歩 同断

この取り米五石八斗三升九合一合四勺四才

新上下田合わせ五反七畝四歩 十二歩 同断

この取り米一石五斗六升五合一勺三才

新下畑合わせ七反八畝十五歩

この取り米四斗六合五勺

右のとおり取り調べ差し上げ奉り候。以上

慶応三丁卯五月

御知行所八幡村

百姓代 吉三郎 (印)

組頭 勘助 (印)

同 菊地藤右衛門 (印)

名主 寺嶋好治郎 (印)

御地頭所様 御役人中様

慶應四年七月
知事
御役所
書き留め控

慶應四年七月十五日夕刻、八月朔日にて大田(多)喜へ御引
知事芝山文平様御出張に当村東屋御宿
仮御役所寄場

高反別書
上総国市原郡八幡村
一高百七十八石五斗五升二合
村上三十郎元知行
上総国市原郡
八幡村
この反別二十町三反二步
内訳
田高百四十二石四斗二升九合
この反別十二町八反二畝十四步
畑高三十六石一斗二升三合
この反別七町四反七畝十八步

慶応4年(1868) 寺島家文書(仮19-14)
知事役所あて高反別書き上げ

慶応四辰年七月
知事
御役所へ 書き上げ留め控え

縦 帳

慶応四辰年七月十五日夕刻、八月朔日にて大田(多)喜へ御引
き移り
知事芝山文平様御出張に当村東屋御宿
仮御役所寄場

表紙書

高反別書き上げ帳 上総国市原郡八幡村

一高百七十八石五斗五升二合 村上三十郎元知行

この反別二十町三反二步 上総国市原郡 八幡村

内訳

田高百四十二石四斗二升九合

この反別十二町八反二畝十四步

畑高三十六石一斗二升三合

この反別七町四反七畝十八步



慶応4年(1868) 寺島家文書(仮22-89)
房総知県事あて八幡村高反別書上げ帳

高反別書上げ帳
上総国市原郡
八幡宿

縦 帳

慶応四辰年七月

知県事

御役所

仰せ出さる

寅歳(年)皆済目録写し書き上げ帳

上総国市原郡八幡村

当寅年貢皆済目録

一年貢米百六十俵

延口米とも

一米一俵と一斗二升六合

四斗五升入り
元文三午年塩場

開発新田

見取り田分

一米一斗三合八勺

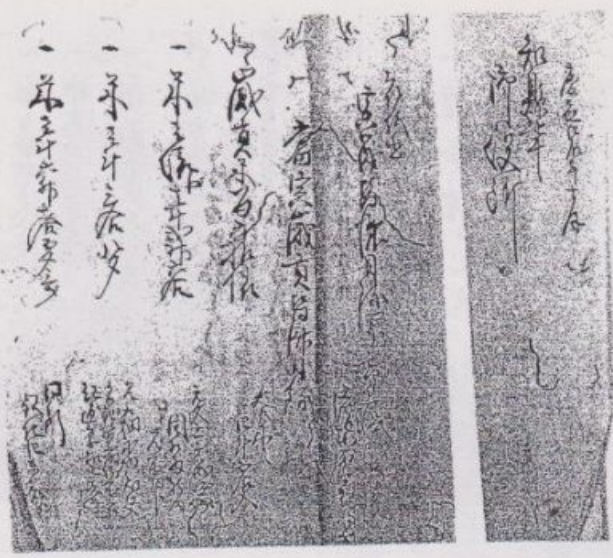
見取り畑永納のところ汐入り

荒れ地につき不納場所のところ

起き返し享和三亥年より

一米一斗六升七合五勺三才

同断、弘化四未年より



一 永百八十文八分
 一 永百二十文二分
 一 永十四文二分八厘
 一 永百六十一俵と三斗九升七合三勺三才
 外に四百文
 外に永百二十文
 縮め金二歩(分)と
 二十匁三分五厘
 一 金二分
 縮め金一兩と二十匁三分五厘
 一 米四俵と一斗六升
 一 米二俵と六升四合
 一 米三斗五升五合
 一 米二俵
 一 米三俵
 縮め十一俵と
 五斗七升九合
 引き締め百四十九俵と
 二斗二升三合三勺三才
 去る寅年違作につき御用捨下され候えども差し引き致さ
 ず書き直し候。以上
 米一「
 金一兩と
 二十匁三分七厘

一 永百八十文八分
 一 永百二十文二分
 一 永十四文二分八厘
 一 永百六十一俵と三斗九升七合三勺三才
 外に四百文
 外に永百二十文
 縮め金二歩(分)と
 二十匁三分五厘
 一 金二分
 縮め金一兩と二十匁三分五厘
 一 米四俵と一斗六升
 一 米二俵と六升四合
 一 米三斗五升五合
 一 米二俵
 一 米三俵
 縮め十一俵と
 五斗七升九合
 引き締め百四十九俵と
 二斗二升三合三勺三才
 去る寅年違作につき御用捨下され候えども差し引き致さ
 ず書き直し候。以上
 米一「
 金一兩と
 二十匁三分七厘

葭(よし)野永納

同断

くら永

永三百十九文二分八厘

船役永

当□(寅力)年より船役永上納増分

寅年水夫金なり

堰(せき)人足扶持下さる

永引き下さる

汐入り荒れ地川欠け

分下さる

組頭藤右衛門、

同勘助兩人に

給米下さる

名主好治郎へ

給米下さる

慶應二年十二月
 石川政之丞
 前書のとおり相違これなきものなり
 三十
 右のとおり皆済目録御収納高取り調べ差し上げ候
 江戸御廻米の節は運賃米御収納米の内
 下し置かれ候ところ相違ござなく候。以上
 村上三十郎知行所
 慶應四辰年七月
 上総国市原郡八幡村
 名主 好治郎
 知県事
 御役所

当寅年御物成皆済目録のとおり相違ござなきものなり。

慶應二寅年十二月 石川政之丞

前書のとおり相違これなきものなり。

三十

右のとおり皆済目録御収納高取り調べ差し上げ候。

江戸御廻米の節は運賃米御収納米の内
下し置かれ候ところ相違ござなく候。以上

村上三十郎知行所

慶應四辰年七月

上総国市原郡八幡村
名主 好治郎

知県事

御役所

尚百七拾陸石五斗五升二合
 此反別七拾町三反二步
 丙沢
 田高百口拾石五斗五升二合
 此反別七拾町三反二步
 相高之振石拾二升九合
 此反別七拾町三反二步
 子年
 永一貫二百十九文一分六厘
 丑年
 永一貫二百十九文一分六厘
 寅年
 永一貫二百十九文一分六厘
 卯年
 永一貫二百十九文一分六厘
 辰年
 永一貫二百十九文一分六厘
 巳年
 永一貫二百十九文一分六厘
 午年
 永一貫二百十九文一分六厘
 未年
 永一貫二百十九文一分六厘
 申年
 永一貫二百十九文一分六厘
 酉年
 永一貫二百十九文一分六厘
 戌年
 永一貫二百十九文一分六厘
 亥年
 永一貫二百十九文一分六厘

慶応4年(1868) 寺島家文書(仮19-26)
 知県事役所あて高反別書き上げ

高百七十八石五斗五升二合

村上三十郎元知行
 上総国市原郡
 八幡村

この反別二十町三反二步

内訳

田高百四十二石四斗二升九合

この反別十二町八反二畝十四步

畑高三十六石一斗二升三合

この反別七町四反七畝十八步

亥年(文久3年)

取り米六十石五斗六升八合三勺三才

永一貫二百十九文一分六厘

五大力船運上
 三口永納分

子年(元治元年)

取り米五十一石六斗六升三合三勺三才

永一貫二百十九文一分六厘

引き方米差し引き
 御上納分
 右同断

丑年(慶応元年)

取り米六十石五斗六升八合三勺三才

永一貫二百十九文一分六厘

右同断

知縣御役所
 右のとおりに高反別取り調へ差し上げ奉り候、巨細（こさい）の儀は追って申し上げべく候。以上
 慶応四辰年七月
 右村 名主 好次郎
 卯年
 永一貫三百三十九文一分六厘
 取り米五十九石三斗五升三合三勺三才
 引き方米差し引き
 御上納分
 右同断永納
 亥より卯まで五か年平均
 永一貫三百三十九文一分六厘
 取り米五十七石四斗九升三合三勺三才
 永一貫二百六十七文一分六厘
 右同断永納

寅年（慶応2年）

取り米五十五石三斗三合三勺三才

引き方米差し引き
御上納分

永一貫三百三十九文一分六厘

右同断永納

卯年（慶応3年）

取り米五十九石三斗五升三合三勺三才

引き方米差し引き
御上納分

永一貫三百三十九文一分六厘

右同断永納

亥より卯まで五か年平均

取り米五十七石四斗九升三合三勺三才

永一貫二百六十七文一分六厘

右同断永納

右のとおりに高反別取り調へ差し上げ奉り候、巨細（こさい）の儀は追って申し上げべく候。以上

慶応四辰年七月

右村

名主 好次郎

知縣事御役所

慶應四年八月廿七日
 中野新上総市原郡八幡宿役人一同申し上げ奉り候
 為宿儀は房総両国入り口駅場にて諸御用向き繁
 多にこれあり候ところ、今般天朝御料に相成り御支配たるべき
 旨仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合(幸せ)に存じ奉り候、
 しかる上は向後御威光にて御用向きなど差し支えこれなき儀と
 安心

此方より全右様相成り候て組合村の内、天朝御料
 の村方もこれあり、当宿私領に相成り候ては、自然親郷の
 意薄く相成り、諸御用向きはもちろん組合村々取り締まり方
 不都合の儀もこれあるべきやと一同心痛まかりあり候、
 かつまた当宿の儀は海岸付きにて、御支配村々
 御年貢津出しの宿にもこれあり候につき、諸御用向き
 大切に精々相勤め申したく候あいだ、当宿外様へ

慶応4年(1868) 寺島家文書(仮22-89)
 知果事あて、八幡宿永々御支配宿願い

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

御支配所上総国市原郡八幡宿役人一同申し上げ奉り候、

当宿の儀は房総両国入り口駅場にて諸御用向き繁

多にこれあり候ところ、今般天朝御料に相成り御支配たるべき

旨仰せ渡され、冥加至極ありがたき仕合(幸せ)に存じ奉り候、

しかる上は向後御威光にて御用向きなど差し支えこれなき儀と

安心

罷(まかり)あり候ところ、当節に至り御大名御領分に御渡し

相成り候やの

風聞これあり、まったく右様相成り候て組合村の内、天朝御料

の村方もこれあり、当宿私領に相成り候ては、自然親郷の

意薄く相成り、諸御用向きはもちろん組合村々取り締まり方

不都合の儀もこれあるべきやと一同心痛まかりあり候、

かつまた当宿の儀は海岸付きにて、御支配村々

御年貢津出しの宿にもこれあり候につき、諸御用向き

大切に精々相勤め申したく候あいだ、当宿外様へ

知縣事
御役所
八月十八日
名主
儀兵衛
市兵衛
好次郎
芳太郎
久平
徳太郎出府につき
組頭伝十郎

慶應四年八月
右宿
名主
喜右衛門
源右衛門
儀兵衛
市兵衛
好次郎
芳太郎
久平
徳太郎出府につき
組頭伝十郎

御渡しこれなく永々御支配宿に仰せ付けられ下し置かれ候よう
偏（ひとえ）に願い上げ奉り候、何とぞ御慈悲をもって願いの
とおり御聞き濟み下し置かれ候わば、一同ありがたき仕合わせ
に存じ奉り候。以上

慶應四年八月

右宿

- 名主 喜右衛門
- 同 源右衛門
- 同 儀兵衛
- 同 市兵衛
- 同 好次郎
- 同 芳太郎
- 同 久平
- 同 徳太郎出府につき
- 同 組頭伝十郎

知縣事
御役所

右の書、八月十八日名主喜右衛門、儀兵衛、市兵衛、召し出し
に源右衛門代善左衛門
都合四人、長南宿仮御役所へ惣（総）代〇〇二十一日帰村
右願書差し出し候ところ、趣意薄く御加筆に相成り候あいだ認
め直し申し候。

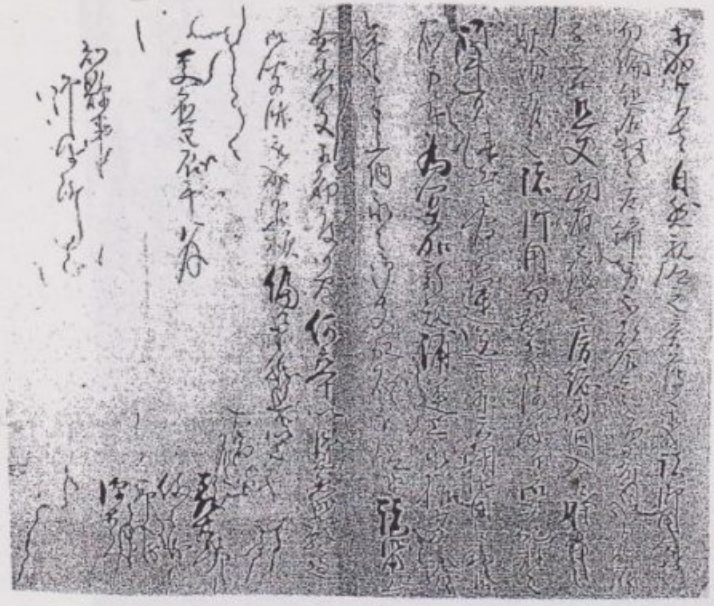
天朝御料に相成り、御支配たるべき旨仰せ渡され、冥加至極
 ありがたき仕合せに存じ奉り、一同安心まかりあり候ところ、
 当節に至り御大名
 領分に相成り候やの風聞これあり、まったく右ようにては組合
 親郷
 の当宿私領に相成り、村々天朝御料の村方へ
 相成り候ては自然親郷の意薄く相成り諸御用向きは
 もちろん組合村々取り締まり方不都合の儀もこれあるべきやと
 心痛
 まかりあり候、かつまた当宿の儀は房総両国入り口、肝要の
 駅場にこれあり、諸御用向き繁く海岸付きに(て)御支配村々
 御年貢津出しの宿にて運送その外天朝御用相助め候
 宿方につき、冥加として新規浦運上永十五貫文ずつ
 年々上納奉り、永々御支配宿仰せ付けられ、諸御用向き
 差し支えなく相助めたく候あいだ、なにとぞ御慈悲をもって願
 いのとおり
 御聞き済み成し下され候よう、偏(ひとえ)に願ひ上げ奉り候。
 以上

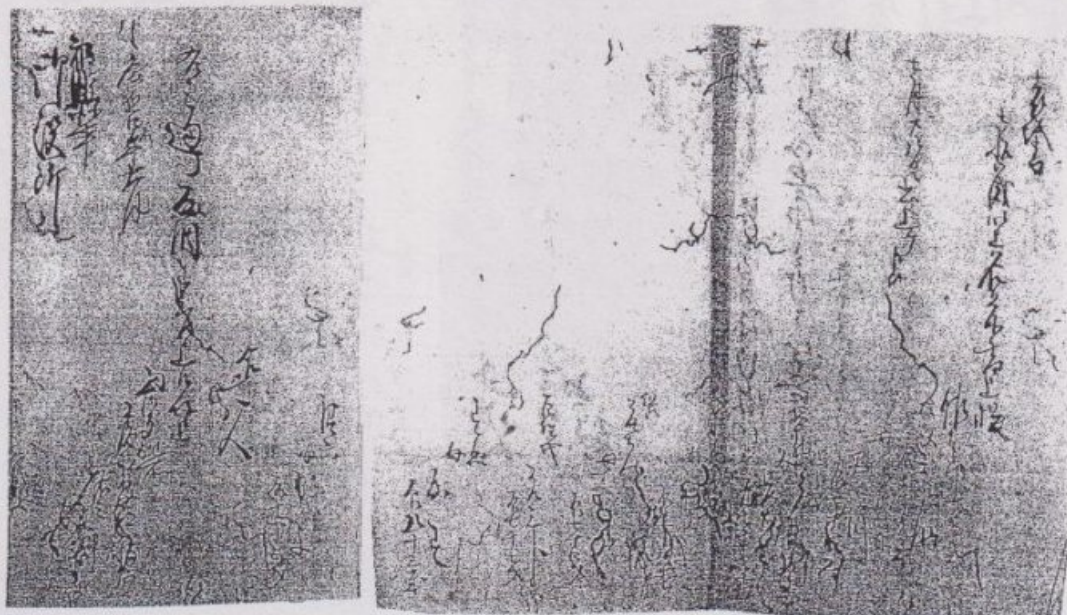
慶応四辰年八月

右宿 名主

- 喜右衛門
- 儀兵衛
- 市兵衛
- 源右衛門

知県事 御役所





慶応4年(1868) 寺島家文書(仮22-89)
八幡村敬老者名前書き上げ帳

表紙書

七十歳以上名前書き上げ帳

(後筆) 七月二十八日書き上げ申し候

佐太郎

父重助 辰七十九歳
母りつ 辰七十八歳

長蔵

父庄右衛門 辰七十五歳

五郎右衛門

母りよ 辰七十九歳

組頭藤右衛門

母□□ 辰七十四歳

百姓代庄三郎

すえ

母やす 辰八十三歳

清六

母もよ 辰七十五歳

合わせ(締め) 八人

右のとおり取り調べ差し上げ奉り候。以上

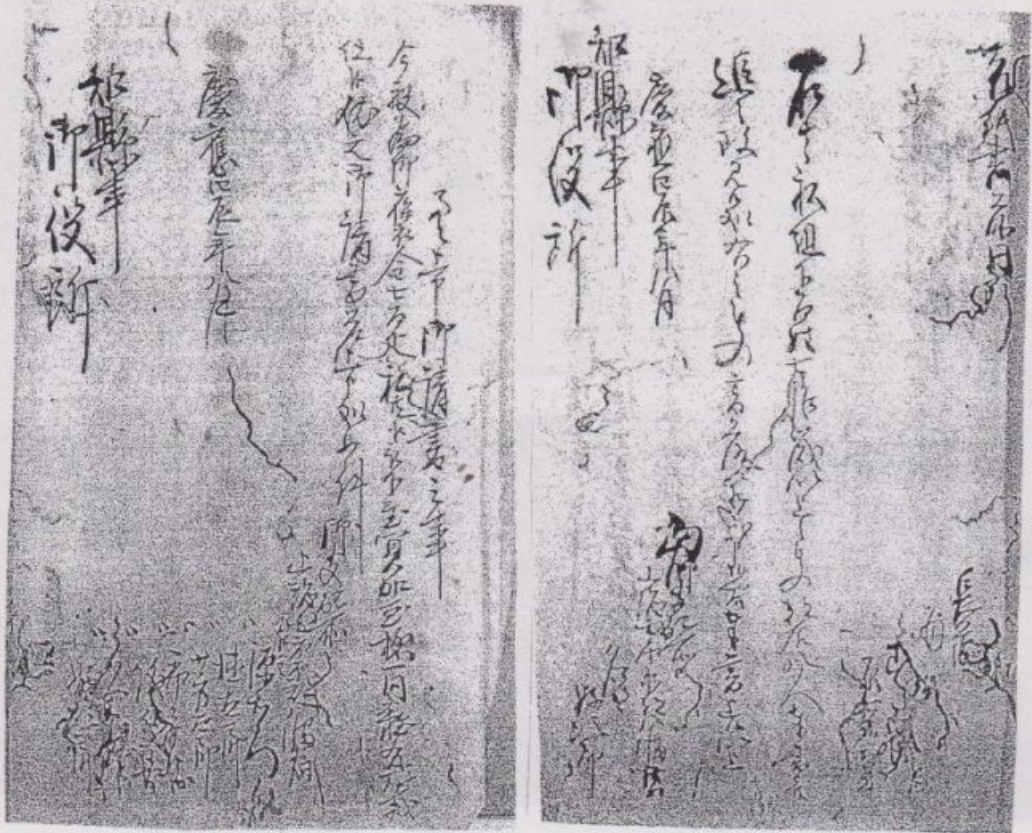
慶応四辰年七月

当御支配所

上総国市原郡八幡宿
名主 好次郎(印)

知県事

御役所



表紙書前同断

長蔵

母す□ 辰七十□歳
 右は私組下百姓七十歳以上のもの都合八人書き上げ奉り候、
 追々改見候ところ右のもの書き落としに相成り申し候あいだ
 書き上げ奉り候。以上

慶応四年八月

当御支配所

上総国市原郡八幡宿

名主 好次郎 (印)

知県事

御役所

差し上げ申す御請け書のこと

今般御褒金として七百疋私共へ下し置かれ、冥加至極一同あり
 がたく頂戴

仕り候、これにより御請け書差し上げ申すところ件 (くだん)
 のことし。

慶応四年八月

御支配所

上総国市原郡八幡宿

名主 源右衛門 (印)

同 徳太郎 (印)

同 芳太郎 (印)

同 市兵衛 (印)

同 儀兵衛 (印)

同 久平 (印)

同 好次郎 (印)

知県事

御役所

二月十六日
 二月十八日
 二月十九日
 二月二十日
 二月二十一日
 二月二十二日
 二月二十三日
 二月二十四日
 二月二十五日
 二月二十六日
 二月二十七日
 二月二十八日
 二月二十九日
 二月三十日

二月十六日
 二月十八日
 二月十九日
 二月二十日
 二月二十一日
 二月二十二日
 二月二十三日
 二月二十四日
 二月二十五日
 二月二十六日
 二月二十七日
 二月二十八日
 二月二十九日
 二月三十日

(仮22-89挟み込み②)
 卯(慶応3年)十月十日 一米六俵
 卯十月十二日 一金十兩なり
 卯十一月朔日(一日) 一米十俵なり
 卯十一月二十三日 一米十俵なり
 卯十二月四日 一金一兩三分二朱と二百六十二文
 庄兵衛

十二月十六日 一米十四俵
 十二月十八日 一もち米二俵
 五月十八日 一金四兩なり
 去る暮、餅米代金先納
 辰(4年)二月九日 一米十俵なり
 二月十五日 一金三分二朱なり 御荷物
 右同断

二月十六日 一金二分なり
 三月八日 一金一兩二分二朱なり
 三月十七日 一金三分なり
 三月十五日 一一分と九百六十六文
 米一斗六升五合 徳政□□、
 扶持米先納
 御荷物運賃
 立て替え

四月一日 一金三朱なり
 閏四月六日 一金三分なり
 一金六兩と二十匁(消去)十二兩と四十匁



参考史料 千葉県文書館収蔵文書
 明治元年(1868) 中野・中村(恒) 家文書ア353
 知県事御宿諸入用

知県事柴山文平様御宿陣中

道案内□(四力)人 「」

諸入用総(惣)高

✓(締め)金九十兩三分と

五百八十八文

この割合高百石につき

銀十一匁二分ずつ

右のとおり御組合限り御面倒様ながら
 御割合御取り集め御持参下されべく候。

以上

八幡村役人

辰九月

潤井戸村

組合村々 御役人衆中様

取り締まり御用のため先般八幡村へ呼び寄せ候
 道案内もの共休泊賄(まかない)の儀、市原郡
 助合(郷)申すべきものなり

知県事 役所

市原郡村々

八幡・梅谷家文書

八幡・梅谷佳弘家文書
市原市八幡1039

梅谷家は江戸時代、八幡宮領百姓（高は未詳）であったが、資料で確認できる先祖は江戸後期、文化10年（1813）生まれの伊勢松に止まっている。飯香岡八幡宮所蔵の弘化2年

（1845）八幡宮領『宗門人別帳』によると

真言宗満徳寺旦那（檀家） 百姓伊勢松 三十才

同寺 旦那 娘 はつ 七才

11年後の安政3年（1856）『宗門人別帳』は

真言宗満徳寺旦那 百姓伊勢松 四十一才

同寺 旦那 娘 はつ 十九才

を載せている。これより伊勢松は文化10年、はつは天保9年生まれとした。また、同社が保管する文政13年（1830）の奉納絵馬『お伊勢参り』に南町伊勢松があり、万延元年

（1860）の『下総国千葉郡生実禰主森川出羽守当社御参詣』は伊勢松が宮経費支払などに当たっている。

家伝によれば、伊勢松は伊勢（三重県）の生まれ、伊勢神宮の「御札」を売り歩くうち、当家に滞在してムコ養子に迎えられたという。「読み書きソロバン」がすぐれ八幡宮の用掛りなどを勤め、次の良蔵が米穀商を営んだという。

この伊勢松を仮に初代として計算すると現当主は6代目になる。しかし満徳寺御墓堂墓地の古墓や同家の位牌には元禄12年と宝暦4年の没年があり、少なくとも江戸中期以前に逆上る旧家であることは確実といえる。系図にムコ養子が目立つのはこの地方の「長子相続制」によるという。長子は第1子で男女を問わない。娘ならムコ取りとなり頭のよい働らき者を選べる、「ムコが3代続けば蔵が建つ」ということわざも地元にあるという。

元八幡宮境内地にある同家の敷地は、八幡宮文書61Aの明治

6年『あら絵図写し』が「百姓40坪」、市川本店所蔵の明治10年代『第6号野帳』は「南町、1039梅谷伊勢松11間6歩、8間1歩」、梅谷家所蔵の明治13年『地券』は「上総国市原郡八幡宿1039字南町、宅地3畝3歩」としている。資料は明治だが江戸時代から引き続き現在地に住まされたといえる。当家の所蔵文書は数百点に及ぶ。うち伊勢松時代のものは八幡宮年貢米を江戸へ運んだ『米の通い』や、年貢「判取り帳」、越後屋（現三越）、彫り物師・後藤家の「領収書」、奉公人拝借証文などがある。庶民の生活史ともいえるこうした文書類が多数現存しているケースは大変珍しく、八幡の江戸時代を知る貴重な郷土資料といえよう。

梅谷家系図

(1) 古墓や位牌などで確認できた祖先

① 照道光円福寿位（元禄12年卒）、妙度信女福寿位

② 玄了信士（宝暦4年卒）、妙讚信女

③ 甚三郎（天保6年卒）、春山妙教信女（天保6年卒）

④ 伊勢屋彦左衛門？（江戸後期）

(2) 人別帳とハラ戸籍で確認できた明治以降の系図

長子Ⅱ娘（名前不詳、秋岸妙教信女Ⅱ天保11年卒）

① ムコ養子Ⅱ伊勢松（文化10年生まれ、明治13年卒）

長子Ⅱはつ（天保9年生まれ、明治43年卒）

② ムコ養子Ⅱ良蔵（良輔Ⅱ天保11年生まれ、明治44年卒）

長子Ⅱてう（明治2年生まれ、昭和11年卒）

③ ムコ養子Ⅱ半蔵（明治5年生まれ、20年離縁）

④ ムコ養子Ⅱ三蔵（明治4年生まれ、昭和5年卒）

長子Ⅱ⑤甚三郎（明治34年生まれ、昭和50年卒）

長子Ⅱ⑥佳弘氏（現当主） となっている。

① 米の通い（元治2年Ⅱ半横帳）

「通い帳」は掛け売り、八幡宮の年貢津出しを任された伊勢

松の覚え帳簿であろうか。表紙は元治2年8月、しかし、この年3月に改元、徹底の遅れか5か月後なお旧年号を使用、本来「慶応元年産年貢米の通い帳」といえる。本紙は巻頭の2枚と途中数枚を欠落、残念ながら江戸の蔵前とみられる取引先名は確認できない。

帳面は前後2段落に分かれ、前半は取引先との貸し引き勘定、貸し、引きは貸借、預かりは入金のこと、3ページ最後の差し引き勘定は金24両2分と銅76匁余、錢1貫700余文になっている。後半に「仕切り請け取りの証」の中タイトルがある。仕切りは決算で、個別に存在したはずの「領収手形」のまとめ。旧暦8月7日に初出荷、最後が12月20日、新暦は1か月余り遅いのでいまの9月に始まり1、2月に終わっている。

通い帳から確認できる出荷量は白米45俵、玄米3俵、もち米12俵の合計60俵、三八入りとあるのは1俵3斗8升入りで、四二入りは4斗2升入りのこと、合計で30石ほどになる。二四分、二五分といった数字は船主や蔵前衆の符丁と考えられる。

それぞれの津出し単位ごとの八幡の回旋問屋、五大力船々主の名前がある。分類すると

辰五郎7、岩吉3、巳太郎2、伴蔵2、幸吉1、定吉1、勘助1、善五郎1、巳吉1

の9人合計19回で、1回に1俵から10俵まで、五大力船の出航状況と相場を見ながら津出したことが考えられる。米価は3斗8升入り1俵がおおむね1両2分程度、入金を示す「入り預かり」は8月みそかに総締め67両3分1朱と銀8匁余、最後のページは12月12日、締め金34両3分余預かり、差合わせ締め12両3分余預かりなどがある。前半の貸借と比較しながら計算し直すのも当時の商取引を研究する上で興味深いことだろう。

②年貢判取り帳（安政2年Ⅱ半横帳）

「判取り」は金銭や品物の授受の証印を受ける帳面をいう。当家は八幡宮領百姓（地主Ⅱ高や反別は未詳）だが、本帳はそ

のほかの借地、小作分年貢米の「領収書」にあたる。

当家の小作分年貢の年度別推移を別表にまとめた。途中欠落は単なる洩れとみる。主な借地先は大坂屋長兵衛と米屋徳右衛門で、それぞれ年貢米（1俵4斗2升入り）2俵2斗5升と4俵2斗1升、ほかに年により丸長、北島屋、山武などの土地も小作している。また、絶家中の旧伊助のたんぼ一部年貢1俵余も受け持ち、この分はその年の年番名主に届けている。梅谷家の小作年貢高は年間およそ3〜4石あり、飯香岡八幡宮領のほか、小作分の反別が5〜6反、草高にして4〜5石を耕作していたことがわかる。

本帳面には明治24年までを記載、別冊に以降の分もあり、江戸後期から戦後の農地開放までをほぼ完全に網羅している。紙面の都合で本誌の紹介は残念ながら廃藩置県までにとどめた。なお、その後の資料で八幡小学校学校田はとくに注目したい。八幡小学校は明治7年八幡円頓寺で開校、学校経費として学校田の年貢もあてられたことがわかる。明治の教育史を探る上からも貴重であり参考までに一部を原文表示した。

③日掛け取り集め受け取り帳（嘉永2年Ⅱ縦帳）

日掛けは無尽講、頼母子講とも呼ばれた庶民の金融互助組合のこと。組合員が掛け金を出し合い、抽選や入札で組合員に融通しあった。本帳は嘉永2年7月に始まるが、普通一巡したところで終わる。裏表紙に町内世話人（講元か）、それぞれ3軒から6軒で小グループを作り、構成講員は9組合計29名を数えている。

④大宝恵（おぼえ）（文久元年Ⅱ小堅帳）

伊勢松の雑記帳。小遣いや家屋の修繕工事費の控え、易や通用品幣などをメモっている。

⑤越後屋受け取り（年号無記Ⅱ中紙）

越後屋は三井財閥、三越デパートの前身。初代三井高利は伊勢松坂の由で「現銀安売り掛け値なし」薄利多売の新商法で顧

客を開発、短期間で巨利を得たという。「江戸駿河町北側、越後屋八郎右衛門、現銀かけねなし」のハンコ、品名は単に「西陣織り」で詳細はない。価格は関西商人らしい銀建て、銀30匁、金2分に換算して支払っている。あて先の伊勢屋彦右衛門は伊勢松の養父であろうか。

⑤のぼり杵彫刻代金証文(年号無記||中紙)

彫り物の名人として知られる江戸京橋の後藤家初代三次郎恒俊の受け取り。三次郎は房州後藤派の初代後藤義光の師匠でもある。のぼり杵に「子持ちの獅子」を彫刻、代金5両と高い。「むかし魚虎脇の道が参道の1つで、祭礼の時ここに掲げたのぼり杵ではないか」という。

⑥錫杖(しゃくじょう)受け取り(年号無記||中紙)

江戸神田の万(よろず)打物細工師の受け取り。祭礼に使う極上しゃくじょう2本、2両1分とある。

⑦提灯表具代金受け取り(戌年年号無記||中紙)

⑧足袋(たび)代金受け取り(年号無記||中紙)

⑨かじや代金受け取り(年号無記||中紙)

⑩ろうそく代金受け取り(年号無記||中紙)

⑪酒代金受け取り(年号無記||中紙)

神社用諸経費の受け取り。⑦は祭礼の町またぎに使用する提灯の表具代、⑧は神官の儀式用たび、⑨は御神酒だろうか、伊勢松が神社の用掛りを担当したという家伝を裏付けている。

⑫立木売却証文(年号無記||中紙)

⑬根切り木挽き手間証文(年号無記||中紙)

⑫は八幡の六兵衛家屋敷内の立木・杉の売却証文、金子入用のため2両1分余で売却、⑬は平田村の木挽き(きこり職人)との契約書、伊勢松は請け人(保証人)として根切りや製材にまで関わっている。

⑭金子借用証文(安政元年||中紙)

金10両の借用証文。「金利の儀は年に30両1分」、「期限遅

滞場合、われら田畑、質として相渡すべく」とあり、請け人が連帯保証している。年利32.5%は大変な高利だが、承知で江戸の金融業から借金しなければいけない、差し迫った事情が伺われる。「質入れ」の名目で田畑が取り上げられて行った。

⑯女中奉公人拝借送り状(年号無記、江戸後期か||中紙)

女中奉公人証文の送り状、最後の拝借人は女の奉公人だろうか。残念ながら日付や作成者、あて先を欠く。「この者に証文を持参させる」とあり、証文そのものではない。

⑰地券(明治13年)

明治5年「地租改正」にともない県が土地所有者に交付した「地券」で明治22年「土地台帳」の整備で廃止された。当初は手書きで明治9年の改正以降が印刷、大日本帝国政府、発行者の千葉県、主事千葉市原郡長佐藤幸則名とハンコがある。住所は旧国名の「上総国」からはじまり「市原郡八幡宿1039、字南町」を記す。八幡宿はもと八幡村の明治7年から22年までの行政名、八幡の人たちにとって宿の名乗りは念願であったという。「上総国町村誌」によれば、明治19年の人口2498人、戸数512、荷車87、人力車24、船107であった。

地券は宅地3畝3歩、地価5円27銭で地租ははじめ地価の3%で15銭8厘、明治10年から2.5%の12銭2厘になっている。名義ははじめ伊勢松で、明治14年に代わり良蔵に名義変更されている。

当家にはこのほか明治||梅谷良蔵時代の

明治17年||米請け取りの通い

明治27年||仮控え

22年||入用控え

30年、32年||日記控え

24年、33年||年貢判取り帳

35年||大福帳

また、明治、大正、昭和期にかけての書付数百点も保管されている。うち明治時代のとくに資料的価値の高い原文数点を参考までに付した。

「年貢判取帳」推移

年号	大坂屋	米屋	山武	今井	八幡宮	伊助分
安政2年1855	2俵25					
" 3年1856	2俵05△					
" 4年1857	2俵25	4俵21				1俵1
" 5年1858	2俵25	4俵21				1俵3
" 6年1859	1俵41△					1俵04△
万延元年1860	2俵02△	4俵21				1俵07△
文久元年1861	2俵25	4俵21				1俵3
" 2年1862						
" 3年1863	2俵25		1俵38			1俵3
元治元年1864	1俵60△	2俵10△	1俵38			
慶応元年1865	2俵25	4俵21	1俵38			1俵3
" 2年1866	2俵05△	4俵01	1俵38		2俵76	1俵23△
" 3年1867	2俵25	4俵21	1俵38			1俵3
明治元年1868	2俵25	4俵21	1俵32			1俵3
" 2年1869	2俵09△	7俵32△		1俵26△	0俵52△	
" 3年1870	2俵25	8俵26				
" 4年1871	2俵25	8俵26		1俵38	1俵13	

(1俵は4斗2升入り、俵以下の単位は斗升、△は不作用捨、空白は記載なし)



伊勢松
 外に金二兩と
 米一俵
 三百二十二文
 四二入り
 二口締め金二十二兩一步(分)と
 六百一文
 この分さきの足(たし)分差し引き

元治2年(1865) 梅谷家文書
 米の通い帳

元治二年
 米の通い
 丑八月吉日

小横帳

(裏表紙) 伊勢松

(前半2枚切り取り、欠落)

(締め) 金二十兩二分と

(銀) 十匁なり

寅(慶応2年) 正月二十五日 二〇五

外に金二兩と 米一俵

(銭) 三百二十二文 四二入り

二口締め金二十二兩一步(分)と

六百一文

この分さきの足(たし)分差し引き

寅年二月三日
 金三両なり
 二月二十六日
 金二両と六匁
 二十五日
 金三分
 四月七日
 五百五十文
 四月二十二日
 金一兩二分
 六月二十三日
 金三兩なり
 二十四日
 二十五匁
 二十日分
 金一兩なり
 五月四日
 九匁なり
 同
 五百文
 同
 金二朱なり
 十三日
 十三匁八分

寅年二月三日
 金三両なり
 二月二十六日
 金二両と六匁
 二十五日
 金三分
 四月七日
 五百五十文
 四月二十二日
 金一兩二分
 六月二十三日
 金三兩なり
 二十四日
 二十五匁
 二十日分
 金一兩なり
 五月四日
 九匁なり
 同
 五百文
 同
 金二朱なり
 十三日
 十三匁八分
 二斗ずつ
 米一俵、四二入り
 酒引き
 そだ引き
 二口分
 大豆一俵、四二入り
 同
 二俵、四二入り
 酒五升
 清吉へ
 あさり引き、立て替え
 二口
 糯(もち)白、三升
 そだ引き
 たばこ引き
 一三
 白米、三升

五月十六日
 入金三兩と十三匁八分
 六月十四日
 入金五兩一分二分(朱)と
 同二匁、四二入り
 二十六日
 二匁六分四厘
 一金二兩なり
 七月十八日
 六匁文
 煙草(たばこ) 入れ
 □「だちんカ」
 浅草へ拂(払)い
 一五
 七月二十四日
 一金一兩一分二朱と一匁五分
 米二斗、一斗
 一五
 八月三日
 一金一兩なり
 六日
 百二十四文
 榎二□(束カ)
 締め金二十四兩二分と
 七十六匁七分四厘
 錢一貫七百七十四文
 この分さきの足分差し引きに出す
 (この後、数枚(白紙か)切り取り、欠落)
 六月廿四日
 六匁文
 煙草(たばこ) 入れ
 □「だちんカ」
 浅草へ拂(払)い
 一五
 七月二十四日
 一金一兩一分二朱と一匁五分
 米二斗、一斗
 一五
 八月三日
 一金一兩なり
 六日
 百二十四文
 榎二□(束カ)
 締め金二十四兩二分と
 七十六匁七分四厘
 錢一貫七百七十四文
 この分さきの足分差し引きに出す
 (この後、数枚(白紙か)切り取り、欠落)

仕切法以て

白米四俵 辰五郎舟
二四分 三八入り

この金六両一分と五匁なり
八月十日 巳太郎舟
一同 六俵 三八入り

八月十日 辰五郎舟
一同 一俵 三八入り
二五五分

この金十両一分二朱と
三匁三分五厘
締め金十六両二分二朱と
八匁三分五厘預かり

八月十日分付けたり
白一俵 辰五(郎)舟
二五五 三八入り

この金一両一分二朱と七匁なり
八月二十六日 伴蔵舟
白十俵 三八入り

二四分
この金十五両三分と五匁なり
二十七日 勘助舟
白二俵 三八入り
二四分

この金三両二朱と二匁五分五厘

Handwritten notes and signatures in the top left corner, including names like 辰五郎 and 勘助舟.

九月廿九日
 九月廿八日
 九月廿七日
 九月廿六日
 九月廿五日
 九月廿四日
 九月廿三日
 九月廿二日
 九月廿一日
 九月二十日
 九月十九日
 九月十八日
 九月十七日
 九月十六日
 九月十五日
 九月十四日
 九月十三日
 九月十二日
 九月十一日
 九月十日
 九月九日
 九月八日
 九月七日
 九月六日
 九月五日
 九月四日
 九月三日
 九月二日
 九月一日

二十九日 辰五郎舟
 白三俵 三八入り
 二四分
 この金四兩三分
 九月朔日(ついたち)
 白一俵 伴藏舟
 二四分 三八入り
 これ一兩二分と五匁
 七日 岩吉
 白一俵 三八入り
 二二五
 この金一兩二分二朱と三匁八分
 九日 善五郎
 白一俵 三八入り
 二二五
 この金一兩二分二朱と六匁一分二厘
 十三日 巳吉舟
 白二俵 三八入り
 二一五分
 この金三兩二分と二匁一分
 白もち四俵 同舟
 四十七貫二百目(匁)
 十九日、二十日分
 この金二兩一分二朱と二匁一分

十九日、二十日分
 白玄米三俵、二(俵は)四二入り、一(俵は)四斗入り
 □□
 二三五
 この金五両一分と一匁五分九厘
 白もち四俵 二十九貫四百
 同「」
 この金一両一分二朱と一匁五厘
 二十六日
 白同 四俵 三十一貫二百匁
 「」
 この金一両二分二朱と一匁二厘
 二十二日
 白金二両三朱なり 請け取り
 締め金四十六両一朱と三十七匁七分八厘
 前預かりとも
 惣(総)締め金六十二両二分三朱と四十六匁一分二厘
 この分三分と一匁一分三厘預かり
 八月晦日(みそか) 分付けおちあり
 一白米二俵 岩吉舟
 二四五
 この金三両二朱と二匁七分一厘
 八月十日 辰五郎舟に積み分
 米一俵 四入り
 この金一両一分と五匁なり
 総締め金六十七両三分一朱と
 八匁八分四分(厘か) 入り預かり

中野 勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

中野 勘十郎
勘十郎

勘十郎
勘十郎

勘十郎

内金五十七兩三分と六百文

差し引き締め分 十兩一分と三百七十二文預かり

十一月十九日預かり 巳吉舟

一金九兩三分と二百七十文 五俵口、金預かり

十二月三日 辰五郎舟

一金七兩一分と 二〇五

四百八十三文 四俵、三七六入り

十二月七日 辰五郎舟

一金五兩三分と 二〇五

二百三十六文 白米、三俵、三七五入り

十二月十二日 二二二

一金三兩一分と 同二俵、三七入り

五匁五分 岩吉

締め金三十四兩三分三朱と一貫三百文

銀五匁五分預かり

内金二十二兩一分と六百一文

ただし前口高出す

差し引き締め分十二兩三分二朱と五分二厘預かり

十二月四日
 幸吉舟
 米もち二俵、十八貫六百目
 寅吉舟
 もち白米二俵
 品々分、別紙
 差し合わせ預かり分
 一九五
 精白一俵、三七入り
 六月二十六日分
 一金一兩三分二朱と三匁一分五厘
 総締め金十九兩二分一朱と
 十三匁一分三厘
 銀(錢)八十三文
 預かり
 前品々引き
 一 金二十四兩二分と
 七十六匁七分四厘
 一貫七百七十四文
 同締め金五兩二分二朱と
 一貫九百七十八文
 この金五兩一分二朱と
 二匁六分四厘
 六月十四日 米二俵、間違い分引く
 寄せ締め金一分と
 一貫六百八十四文

金五兩二分
 一貫九百七十八文



長兵衛
 大坂屋
 右は当卯小作米なり
 樋(たしか)に受け取り皆済申し候。以上
 (安政二年)
 十一月十六日
 長兵衛(印)上総八幡、大長
 大坂屋
 梅谷家文書

安政2年(1855) 梅谷家文書
 年貢判取り帳

御 乙 安政二年
 年 判取り帳
 貢 卯 六月吉日

半横帳

覚
 一米二俵と 四(斗)二(升)入り
 二斗五升
 右は当卯小作米なり
 樋(たしか)に受け取り皆済申し候。以上
 (安政二年)
 大坂屋
 長兵衛(印)上総八幡、大長
 十一月十六日

二斗五升
右は当辰小作米なり
十月十八日

内斗五升

右は当辰小作米なり

十月十八日

長兵衛

二斗

右は当辰小作米なり

十月十八日

右は当辰小作米なり

十月十八日

長兵衛

之

右は当辰小作米なり

十月十八日

長兵衛

二斗

右は当辰小作米なり

十月十八日

長兵衛

覚

一米二俵と二斗五升 小作米

内二斗用捨

右は当辰小作米なり

たしかに受け取り皆済申し候。以上

(安政三年)

大坂屋
長兵衛(印)

覚

一米四俵と二斗一升 小作米

右は当辰小作米たしかに受け取り

皆済申し候。以上

(安政四年)

已十月十七日

米屋
徳右衛門(印)

覚

一米二俵と外に二斗五升 四二入り

右のとおり已の小作米

たしかに請け取り申し候。以上

已(安政四年)の

十月十九日

大坂屋
長兵衛(印)

覚

一米一俵と一斗

右は当辰上地

御年貢米たしかに受け取り申し候。

安政已(四年)

十二月十二日

年番名主
佐右衛門(印)

斗
由
米
斗

斗
斗
斗

斗
斗
斗

斗
斗
斗
斗

斗

斗
斗
斗
斗

斗
斗
斗

斗
斗
斗
斗

斗
斗
斗
斗

覚

一米四俵二斗一升 当午小物(作力)米
右はたしかに受け取り申し候。

(安政五年) 米屋
午九月二十七日 徳右衛門(印)米徳)

覚

一米一俵と三斗
右は浜本伊助分入り付け
割田御年貢たしかに受け取り
皆済申し候。以上

(安政五年) 名主
午十月八日 太右衛門(印)

覚

一米二俵と二斗五升
右は当午小作米
たしかに皆済申し候。以上

(安政五年) 大長(印)
十月十五日

記

一米二俵と二斗五升 四二入り
内米二斗六升用捨
引き残して

米一俵と四斗一升
右は当午小作米たしかに受け取り
皆済申し候。以上

安政六年 大坂や
十一月十八日 長兵衛(印)

是
 一石五斗
 二石
 三石
 四石
 五石
 六石
 七石
 八石
 九石
 十石

是
 一石五斗
 二石
 三石
 四石
 五石
 六石
 七石
 八石
 九石
 十石

覚
 一米一俵と
 三斗
 内米二斗六升
 大雨につき御用捨
 引き締め米一俵と
 四升
 右は当未の割田
 御年貢伊助分たしかに
 受け取り申し候。以上
 未(安政六年)の
 十一月十八日
 太右衛門(印)

覚
 一米一俵と
 三斗
 内一斗二升用捨引き
 右は当申割田分たしかに
 受け取り申し候。以上
 万延元年
 十一月二十六日
 勘次郎(印)

覚
 一米一俵と
 三斗
 内一斗二升用捨引き
 右は当申割田分たしかに
 受け取り申し候。以上
 万延元年
 十一月二十六日
 勘次郎(印)

7

米二俵

少斗五升

内米二斗三升用捨引き

引き残して

米二俵と二升

右当申小作米たしかに受け取り
相済み申し候。以上
(万延元年)

十一月二十六日

長兵衛(印)

覚
十一月二十七日
米徳(印)

覚

米二俵と二斗五升

内米二斗三升用捨引き

引き残して

米二俵と二升

右当申小作米たしかに受け取り
相済み申し候。以上
(万延元年)

十一月二十六日

長兵衛(印)

覚
十一月二十七日
米徳(印)

十二月三日

新田 巳之助(印)

覚

米二俵と二斗五升

内米二斗三升用捨引き

引き残して

米二俵と二升

右当申小作米たしかに受け取り
相済み申し候。以上
(万延元年)

覚

十一月二十六日

長兵衛(印)

覚

十一月二十七日

米徳(印)

新田 巳之助(印)

覚

十二月三日

新田 巳之助(印)

大長(印)

送
一
山武右衛門
少中平

山武右衛門
少中平
伊助殿分
文久元年

市主
伊助殿分
文久元年

石原右衛門
少中平
伊助殿分
文久元年

覚
山武右衛門
少中平

山武右衛門
少中平
伊助殿分
文久元年

市主
伊助殿分
文久元年

石原右衛門
少中平
伊助殿分
文久元年

覚

一入り付け米四俵と二斗一升 四二入り
右は当西の小作米たしかに受け取り
残らず皆済申し候。以上
文久元西
十月二十二日 米屋徳右衛門 (印)

一米一俵と三斗 伊助殿分

右は当西の上地小作米
たしかに受け取り皆済申し候。

文久元年
名主
十一月七日 市兵衛 (印)

覚

一米二俵と二斗五升
右は当亥小作米たしかに
請け取り皆済申し候。以上
文久三
亥十一月十六日 大長 (印)

覚

米一俵と三斗八升 四二入り
右は当亥小作米たしかに
請け取り皆済申し候。以上
亥 (文久三年) 十一月十八日
山武 (印) 山武

覚

一斗三升下

伊助分

右は当亥割田小作米たしかに

受け取り皆済し候。以上

文久三年

亥十一月二十一日

勘次郎 (印)

覚

右の儀見立

伊助分

一斗三升

一斗三升

一斗三升

一斗三升

一斗三升

覚

一米一俵と三斗

伊助分

右は当亥割田小作米たしかに

受け取り皆済申し候。以上

文久三年

亥十一月二十一日

記

一米二俵二斗五升

内米六斗四升八合五勺

引き残して

米四斗四升一合五勺

右は当子の小作米たしかに

請け取り皆済申し候。以上

元治元年

十二月日

覚

一入り付け米四俵二斗一升 四二入り

内米二俵

一斗〇五合引き

引き締め米二俵

一斗〇五合

右は当子の小作米

たしかに請け取り皆済申し候。以上

元治元

甲子十二月八日

米屋

徳右衛門 (印)

(以降、明治はじめまでの原文を一括紹介し、解説は省略しました)

下石を南より山作米好格
元治元年
長
徳右衛門

右の儀見立
伊助分
一斗三升
一斗三升
一斗三升

右の儀見立
伊助分
一斗三升
一斗三升
一斗三升

右の儀見立
伊助分
一斗三升
一斗三升
一斗三升

右の儀見立
伊助分
一斗三升
一斗三升
一斗三升

呈

二月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日

呈
三月三日
三月三日
三月三日

呈

呈
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日
三月三日



七月廿八日晦迄
 之形帳 伊勢松
 信松
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄

集代 伊勢松
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄
 八月廿九日迄

嘉永2年(1849) 八幡梅谷家文書
 日掛取集請受け取り帳

嘉永二己酉年
 日掛取集請受け取り帳
 七月吉日

横 帳

七月二十日より同晦日(みそか)まで
 六軒組 預かり主 伊勢松
 四百十二文なり
 八月二十九日まで
 集銭一貫八十四文
 九月みそかまで
 集銭一貫百二十四文
 十月みそかまで
 集銭一貫百二十四文
 霜月二十九日まで
 集銭一貫と二十四文 受け取り

才海通

集錢五百六十文

成りし海と

集錢五百六十文

三りし海と

集錢五百六十文

成りし海と

三りし海と

集錢五百六十文

才海通

集錢五百六十文

成りし海と

集錢五百六十文

三りし海と

集錢五百六十文

成りし海と

集錢五百六十文

成りし海と

才海通

集錢五百六十文

成りし海と

集錢五百六十文

成りし海と

十二月みそかまで 集錢一貫六十文

戌(嘉永3年)正月みそかまで 集錢一貫六十文

同二月二十九日まで 集錢一貫と二十四文

二口ノ(締め)二貫八十四文

正、二(月)分 三口二月分

集錢一貫八百四十二文 受け取り

三軒組 預かり主 熊吉

七月二十日より同みそかまで 二百七十二文

八月二十九日まで 集錢四百八十文

九月みそかまで 錢九百八十八文 受け取り

八、九両月分 勝之助分

十月みそかまで 集錢五百文受け取り

霜月二十九日まで 集錢四百八十文 受け取り

(以下次ページ原文分)

五軒組 預かり主 直蔵

五軒組 預かり主 甚蔵

四軒組 預かり主 石屋

四軒組 預かり主 万屋

四軒組 預かり主 清五郎

三軒組 預かり主 半兵衛

四軒組 預かり主 伊之助

(この分の集金明細の解説を省略しました)

牙下

集茂

成三

此

集茂

牙下

集茂

成三

集茂

成三

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

成三

牙下

集茂

成三

集茂

牙下

集茂

成三

牙下

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

成三

牙下

集茂

成三

集茂

牙下

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

成三

牙下

集茂

成三

集茂

牙下

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

成三

牙下

集茂

成三

集茂

牙下

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

集茂

成三

中子才

集談

二月九日

集談

才

集談

二月九日

才

集談

二月九日

集談

才

集談

才

集談

中子才

集談

二月九日

集談

才

集談

二月九日

才

集談

二月九日

集談

才

集談

才

集談

中子才

集談

二月九日

集談

才

集談

二月九日

才

集談

二月九日

集談

才

集談

才

集談

中子才

集談

二月九日

集談

才

集談

二月九日

才

集談

二月九日

集談

才

集談

才

集談

中子才

集談

二月九日

集談

才

集談

二月九日

才

集談

二月九日

集談

才

集談

才

集談

春大土 甲寅 三月十日
 秋大土 甲寅 三月十日
 夏小土 甲寅 三月十日
 冬小土 甲寅 三月十日
 一 金一分三朱なり 杉板「以下欠落」
 一 金一朱と一匁七分五（厘）
 一 四百五十六文 釘の代
 一 三十二文 右同断
 一 金二朱と二匁三分 杉板二坪代
 一 春大土 甲申より庚巳まで十日間、家作は三か年
 栄えず、冒（おか）する時は主人死するなり
 一 秋大土 甲寅より癸亥まで 右同断
 一 夏小土 庚子より丁未まで八日間、家作七か年栄えず
 おかする時は主人死するなり
 一 冬小土 庚午より丁丑まで八日間、家作右同断
 覚
 三月十日より閏三月晦日まで分
 時貸造用とも入り七百六十文 商賈物「以下欠落」
 〆（締め）金一兩三分と二百三十六文
 四月朔日 一 六十四文 備用
 二日 一 百文 右同断
 同日 一 三百五十文 薬湯代備用
 五日 一 五十文 右同断
 六日 一 十二文 菓子代
 七日 一 十二文 右同断
 同日 一 百十二文 備用
 九日 一 百五十文 薬湯代備用
 十三日 一 百文 右同断
 一金一分と四匁五分 四月朔日より十二「以下欠落」造用
 締め金一分一朱と一貫二百七十六文
 惣（総）締め金二兩一朱と一貫二百七十六文

春大土 甲寅 三月十日
 秋大土 甲寅 三月十日
 夏小土 甲寅 三月十日
 冬小土 甲寅 三月十日
 一 金一分三朱なり 杉板「以下欠落」
 一 金一朱と一匁七分五（厘）
 一 四百五十六文 釘の代
 一 三十二文 右同断
 一 金二朱と二匁三分 杉板二坪代
 一 春大土 甲申より庚巳まで十日間、家作は三か年
 栄えず、冒（おか）する時は主人死するなり
 一 秋大土 甲寅より癸亥まで 右同断
 一 夏小土 庚子より丁未まで八日間、家作七か年栄えず
 おかする時は主人死するなり
 一 冬小土 庚午より丁丑まで八日間、家作右同断
 覚
 三月十日より閏三月晦日まで分
 時貸造用とも入り七百六十文 商賈物「以下欠落」
 〆（締め）金一兩三分と二百三十六文
 四月朔日 一 六十四文 備用
 二日 一 百文 右同断
 同日 一 三百五十文 薬湯代備用
 五日 一 五十文 右同断
 六日 一 十二文 菓子代
 七日 一 十二文 右同断
 同日 一 百十二文 備用
 九日 一 百五十文 薬湯代備用
 十三日 一 百文 右同断
 一金一分と四匁五分 四月朔日より十二「以下欠落」造用
 締め金一分一朱と一貫二百七十六文
 惣（総）締め金二兩一朱と一貫二百七十六文

享保七年七月晦日
 一判金 目方四十九匁
 天保八年十一月朔日
 一金五兩判 目方九匁
 同月十五日
 一小判一兩 目方三匁
 同日より
 一金一判 目方七分五厘
 天保三 十月二十四日
 一金二朱 目方四分三厘七毛三才
 同八酉十二月二十二日
 一分銀 目方三匁三分
 嘉永元寅三月二十四日
 一朱銀 目方五分
 天保八酉十二月十八日
 一保字丁銀 目方不定
 同日より
 一小玉銀 目方不定
 天保六未十月朔日
 一当百銀 目方不定
 安政三辰十月二十七日
 一金二分判 目方一匁五分
 「この間一部欠落」
 本兩替屋 三井組
 竹原文右衛門
 中井新右衛門
 村田七左衛門

享保七年七月晦日
 一判金 目方四十九匁
 天保八年十一月朔日
 一金五兩判 目方九匁
 同月十五日
 一小判一兩 目方三匁
 同日より
 一金一判 目方七分五厘
 天保三 十月二十四日
 一金二朱 目方四分三厘七毛三才
 同八酉十二月二十二日
 一分銀 目方三匁三分
 嘉永元寅三月二十四日
 一朱銀 目方五分
 天保八酉十二月十八日
 一保字丁銀 目方不定
 同日より
 一小玉銀 目方不定
 天保六未十月朔日
 一当百銀 目方不定
 安政三辰十月二十七日
 一金二分判 目方一匁五分
 「この間一部欠落」
 本兩替屋 三井組
 竹原文右衛門
 中井新右衛門
 村田七左衛門

享保年中御吹き増し
 一判金 目方四十匁なり、代金不定
 天保八酉十一月朔日より
 一金五兩判 目方九匁なり
 嘉永七寅七月晦日、同年十月限り通用
 同月十五日より
 一小判一兩 目方三匁なり、百兩包み三百目(匁)
 同日より
 一金一判 目方七分五厘、五十兩包み百五十目
 天保三 十月二十四日より
 一金二朱 目方四分三厘七毛三才、五兩包み百七十五匁なり
 同八酉十二月二十二日より
 一分銀 目方三匁三分、二十五兩三百三十目
 嘉永元寅三月二十四日より
 一朱銀 目方五分、二十五兩二百目
 天保八酉十二月十八日より
 一保字丁銀 目方不定
 同日より
 一小玉銀 目方不定
 天保六未十月朔日(さくじつ)より
 一当百銀 目方不定
 安政三辰十月二十七日より
 一金二分判 目方一匁五分
 「この間一部欠落」
 本兩替屋 三井組
 竹原文右衛門
 中井新右衛門
 村田七左衛門

(以下大半破損のため解説を省略しました)

子

屋

右
右
右

右

右

右

嘉永3年(1850) 八幡・梅谷家文書
柏屋手間賃受け取り

覚

一金三両二朱と

錢四百七十五文

右は四十八人

手間賃、雑用代なり

右のとおり勘定礎(たしか)に受け取り申し候

嘉永三年戌八月十五日

柏屋三郎兵衛

(印 上総市原、柏屋)

南町 御世話人衆中様

美
 一之乃森子
 市川庄司
 足袋代
 市川庄司
 御世話人中様

江戸後期（年号無記） 八幡梅谷家文書
たび代金証文

覚

一 六百六十四文

松島

足袋（たび）代

右のとおり儲（たしか）に受け取り申し候。
八月二十日

市川庄司（印）

御世話人中様

受

金

一三六文

右のとおりござ候。鐵(たしか)に受け取り申し候。以上

八月十六日

上

江戸後期(年号無記) 八幡・梅谷家文書
かじや受け取り

覚

一金二朱なり 鉄わ(輪) 八つ

一三六文 釘 四本

右のとおりござ候。鐵(たしか)に受け取り申し候。以上

八月十六日

片町 かじや

彦兵衛(印 八幡・梅谷家文書)



江戸後期（年号無記） 梅谷家文書
越後屋受け取り

覚

一 三十二匁なり

御品代相済み申し候

西陣織の分

この金二分と二匁

以上

六月晦日

幸口（蔵または三良カ）

文七

伊勢屋彦左衛門様

二分二朱と五百九十二文

相済み

印（江戸駿河町北側、南側、越後屋八郎右衛門、
現銀かけねなしほか）

八幡村南町
 御世話人衆中様
 兵(表)具屋 平三郎(印)
 桃燈(ちようちん)十二
 町またぎ
 二貫九百文 二百四十文替え
 覚
 江戸後期成年(年号無記) 八幡・梅谷家文書
 表具屋受け取り

成八月十三日

はまのむら

兵(表)具屋 平三郎(印)

八幡村南町 御世話人衆中様

この外一分二朱と五百文
右のとおり慥(たしか)に受け取り申し候。以上

費

一 幟 梓子持獅子彫り 二枚

木口の上より下り、槻（つき）にて
外箱共入る

代金五両なり
内金三両なり 借用

右のとおり儘（たしか）に請け取り申し候。

七月二十八日

彫物師

後藤三次郎

（印）日本橋通四丁目、彫三

伊勢松様

伊勢松様

彫物師
後藤三次郎
印



江戸後期戌年（年号無記） 八幡梅谷家文書
 神田打物細工所受け取り

覚

一金二両一分なり

極上の錫杖（しゃくじょう）立棒

二本

（縮め）

右のとおり髓（たしか）に受け取り申し候

戊七月二十七日 勝元

印（神田鍛冶町二丁目、万打物細工所、
 勝元瀧治郎）

上総八幡南町
 伊勢松様

江戸後期 戊午年 (年号無記) 八幡梅谷家文書
 木挽き作業明細
 覚
 八月四日より
 同 五日
 同 八日
 同 九日
 同 十日
 同 十一日
 同 十六日
 同 十三日
 同 十四日
 一文、皮むき
 一文、皮むき
 一文、二わ
 一文、二わ
 一文、二わ
 一文、はしら
 三文、二つ、うでき
 一文、柱に成る
 一文半

（締め）十二文半

この手間賃、諸用代

七百二十文 金二分二朱と四百六十文
 九尺丸太二本
 宇手木二本
 四尺小割り二本
 から横一本

締め金三分と三百六十八文

右のとおり

酉八月十六日 板屋
 三郎左衛門

町内 御世話人様

借用金子証文

一金十兩なり

右は此のたび扱ひよんどころなく金子入用につき、貴殿へ御
借用仕作候儀、後日返済仕るべく候、若しその節違乱仕
候はば我等所持田畑質に相渡し申すべく候、もしその節違乱仕
候はば

天行候に及ばぬ候、其旨及至候
御用仕作候儀、後日返済仕るべく候、若しその節違乱仕
候はば我等所持田畑質に相渡し申すべく候、もしその節違乱仕
候はば

安政元年

十二月

上総海保村
徳彦
同国同村
請け人 林蔵(印)
同 重兵衛(印)
同 健治殿

安政元年(1854) 八幡梅谷家文書
金子借用証文

借用金子証文のこと

一金十兩なり

右はこのたび扱(よんどころ)なく金子入用につき、貴殿へ御
無心申し

借用仕り、ただいま借(たしか)に請け取り申すところ実正な
り、ただし利息の儀は

年三十兩一分の割合をもつて貴殿御入用の節は
元利とも急度(きつと)返済仕るべく候、若(もし)その節違
滞に及び

候はば我等所持田畑質に相渡し申すべく候、もしその節違乱仕
候はば

加判人引き請け、貴殿へ少しも御苦勞相掛け
申すまじく候、後日のため金子証文、よつてくだんのごとし。

安政元年

寅十二月

上総海保村
借り主 ○○○○(印)
同国同村
請け人 林蔵(印)
同 重兵衛(印)
同 健治殿
江戸深川高橋にて

美

七月二十五日

ろう足 一丁

八月十五日

ろう足 二丁

八月二十七日

ろう足 一丁

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

右のとおり

桶屋元吉

江戸後期成年(年号無記) 八幡・梅谷家文書
桶屋受け取り

覚

七月二十五日

一 百文

大ろう(蠟) 二丁

同

一 百文

ろう足(蠟燭) 六丁

同

一 四十八文

ろう足 三丁

一 八月十五日

ろう足 七丁

一 百十六文

同

同

一 四十八文

大ろう 一丁

一 八月二十七日

ろう足 一丁

一 十六文

同

同

一 三十二文

ろう足 二丁

一 二十八日

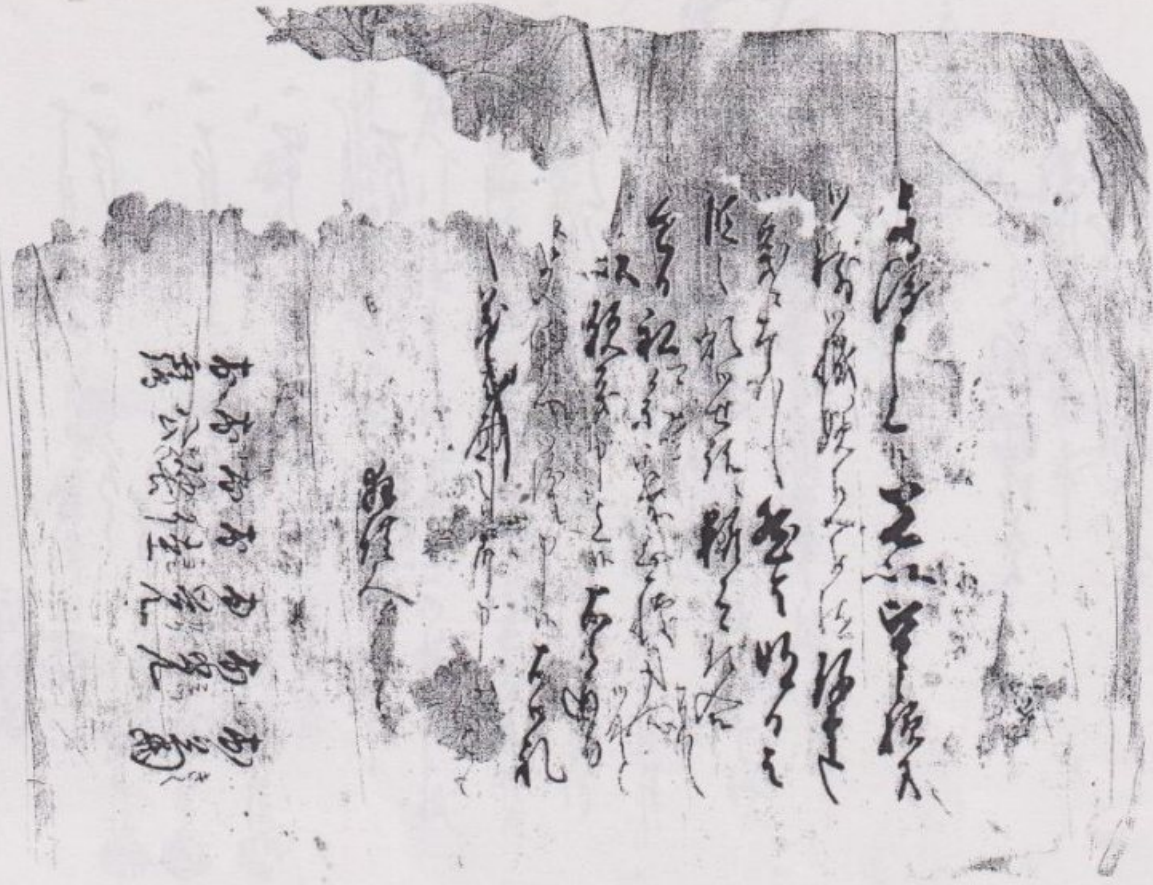
ろう足 一丁

一 十六文

同

一 (締め) 四百〇十文

右のとおり儘(たしか)に請け取り申し候
戊八月十九日 桶屋元吉(印)



江戸後期（年号無記） 八幡梅谷家文書
奉公人拝借証文書状

鳥渡（ちょっと）申し上げ候、まずもって皆々様方
 お揃いご機嫌克（よく）遊ばされ、珍重の
 御儀に存じ奉り候、しからば明（昨カ）日は
 段々お世話に預かり、ありがたき仕合（幸せ）に存じ奉り候
 今日私参るべく筈のところ拠（よんどころ）なき用向きござ候
 （まずもってカ）願いの儀申し上げ候、右のとおりにて
 （証文カ）この者にお渡し申し候、右お礼
 の儀、貴面の節申し上げ候。以上

拝借人

お菊、お光、お覚、お佳、お啓、お公、お鶴

お菊、お光、お覚、お佳、お啓、お公、お鶴

立木相掛之申

一居屋敷内建(立)木一本 七尺五寸丸
用木取りならびに枝葉残らず

右は親類一同立ち会いの上代金
二両一分二朱と銭四百文に相定め、貴殿へ

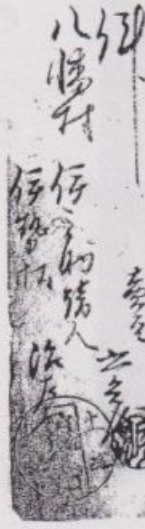
賣り渡し申し候、右代金残らずただいま懃(たしか)に究(き)
め取り申し候。

もつとも根切りの儀は勝手次第に仕るべく候、
しかる上は右建木につき何方(いずかた)よりも故障申す者
ござなく候、万一外より彼是(かれこれ)申す者ござ候わば

加判の我等罷(まかり)出、急度(きつと)埒(らち)明け、
貴殿へ少しも
ご苦勞相掛け申すまじく候、後日のため
証文よつてくだんのごとし。

八幡村伊之助
治左衛門(印)

伊勢松



江戸後期(年号無記) 八幡梅谷家文書
立木売り渡し証文

売り渡し申す楨(まき)のこと

一居屋敷内建(立)木一本 七尺五寸丸

用木取りならびに枝葉残らず

右はこのたび我等金子入用につき、書面の建木

一本は親類一同立ち会いの上代金

二両一分二朱と銭四百文に相定め、貴殿へ

賣り渡し申し候、

右代金残らずただいま懃(たしか)に究(き)
め取り申し候。

もつとも根切りの儀は勝手次第に仕るべく候、
しかる上は右建木につき何方(いずかた)よりも故障申す者
ござなく候、万一外より彼是(かれこれ)申す者ござ候わば

加判の我等罷(まかり)出、急度(きつと)埒(らち)明け、
貴殿へ少しも
ご苦勞相掛け申すまじく候、後日のため
証文よつてくだんのごとし。

八幡村伊之助
伊勢松
売主 六兵衛(印)
請け人 治左衛門(印)

覺
 一 根切り代
 金二分二朱と二百文
 一 引き割り代
 金一分二朱と四百文
 内金一分取り
 枝代一分二朱と四百文
 金一両一分なり
 内金一分二朱取り
 酒代二百文渡し
 惣ノ(総締め)金一両二分二朱と四百文なり
 金二分二朱
 右のとおり儲(たしか)代金受け取り申し候。以上
 丑(または巳)十一月十七日
 平田村 市蔵
 世話人中
 十一月十七日
 金二朱 世話米升代渡し 三田六兵衛

江戸後期(年号無記) 八幡梅谷家文書
根切り代金証文

覺

一 根切り代 木挽き手間

金一分二朱と二百文

内金一分取り

枝代一分二朱と四百文

一 引き割り代

金一両一分なり

内金一分二朱取り

酒代二百文渡し

惣ノ(総締め)金一両二分二朱と四百文なり

金二分二朱

右のとおり儲(たしか)代金受け取り申し候。以上

丑(または巳)十一月十七日

平田村 市蔵

世話人中

十一月十七日

金二朱 世話米升代渡し 三田六兵衛

千葉縣平民

伊藤林孫

梅谷千代

明治七年四月

八年八月

下等小學第級卒業候事

第廿二中學區

上徳園市原郡八幡宿

第百九十三番

八幡小學

明治七年四月廿六日

初期の八幡小学校関係資料

領收之証	
第百九十三番	明治七年二月八日
伊藤林孫	梅谷千代

納人	川上千代下 梅谷千代
千葉縣下市原郡八幡宿 八幡小學	

伊藤林孫
明治七年二月八日
梅谷千代

川上千代下
梅谷千代

明治七年四月廿六日

八幡小學



明治七年四月廿六日

八幡小學

川上千代下

梅谷千代

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

勝間・深山家文書

勝間・深山甚蔵家文書
市原市勝間531

江戸後期の勝間村は村高283石、所領内訳は幕府直轄天領202石、旗本曾根氏領81石の2給であった。その変遷と概要は第4集を参照されたい。深山家は

①寛永ころ〜享保10年 旗本800石大番格杉浦領

杉浦親俊(寛永ころ〜万治3年)勘定改め、先鉄砲頭ほか

〃 近成(万治3年〜延宝7年)小姓組、大番

〃 親茂(延宝7年〜元禄元年)大番

〃 親相(元禄元年〜享保5年)大番組頭

〃 親愛(享保5年〜10年)大番

②享保10年〜享保18年 幕府直轄天領上総代官支配

③享保18年〜慶応4年 旗本2500石両番格曾根領

曾根長友(享保18年〜宝暦10年)新番頭、小姓組番頭ほか

〃 長員(宝暦10年〜11年)

〃 次武(11年〜文化文政)日向守、先鉄砲頭ほか

〃 次孝(文化文政〜天保6年)日向守、大隅守、京都町奉行ほか

〃 次徳(天保6年〜元治元年)使番、大坂目付代

〃 銳之助(元治元年〜慶応4年)講武所奉行支配

④慶応4年(明治元年)房総知事芝山典支配

⑤明治元年〜明治4年 菊間5万石水野藩領

水野忠敬(明治元年〜明治4年)出羽守

の各代にわたって勝間村名主を勤めた旧家で、昭和63年調査の

『市原市近世文書目録』に旧名主文書など451点が登録されて

いる。本会では先の第4集に年貢割付、皆済文書、村高帳、

宗門人別帳などを収載、本集では天保14年(1843)と15年

旗本曾根領触書廻状と明治3年(1870)菊間藩御用留めな

どを紹介する。

120 旗本曾根組触書廻状写し(天保14年=翌帳)

「触書」は江戸時代領主が交付した命令や連絡を、「廻状」

は村から村へ用件を伝達する書状のことをいう。曾根家は君津

の小糸川上流域20か村1734石を知行し、その中心地である

市場村(本貫209石)の名主根岸家を代官所としていた。

享保18年2000石だった長友に500石が加増され、勝間村

82石、山木村300石、中村25石、白塚村29石、茂原の小土呂

村の5か村が与えられたが、この分も「新領5か村」として根

岸代官所の支配地に加えられた。

根岸家は元安房里見家の旧臣で、小田原北条氏との戦いに敗

れた後土着したとされる。代々又左衛門を名乗り、士分

根岸重次(郡太夫=享保18年から支配、元文3年9月没)

〃 重広(又左衛門=明和3年2月没)

〃 重宣(〃=文化10年3月没)

〃 重栄(〃=天保2年11月没)

〃 重直(〃=明治7年没)(清和村史)

と続いた。

廻状は主に根岸代官所から「新領5か村」にあてた触書で、

同じ曾根組村や組合村親村の潤井戸村からの廻状なども書き留

めている。廻状は回覧村順に添って一巡、最後の村が発行者に

返却する仕組みになっていた。また、緊急文書は「昼夜に限ら

ず刻付けをもって順達」などとする。刻付けは受け取った時刻

を書けということと停滞は許されなかった。また名主に押印を

指示、「請書」を兼ねさせてもいた。

本帳には12代將軍家慶時代、天保14年正月から翌15年1月ま

でを記載、主な内容は

①1月13日小糸代官所=正月心得

②5月22日潤井戸村組合=関東取締出役在方取り締まり

③9月18日代官所、江戸知行所=田反別取り調べ

④閏9月18日知行所、代官所=日光参詣国役金割りほか

⑤ 10月12日代官所 川々普請入用割り

⑥ 12月23日潤井戸村 取り締まり方案内ほか入用割り

⑦ 12月24日代官所 年貢皆済ほか

⑧ 1月5日仲村 年頭番入用割り

などになっている。

①は天保の改革下、水野忠邦の厳しい質素儉約政策が庶民生活にまで及んでいる様子が伺える。④は吉宗以来67年ぶりに再興した家慶の日光社参の経費負担、幕府の威信を天下に誇示した一大イベントも庶民の多大な犠牲の上にあった。このころが忠邦の全盛期、一方で行き過ぎる取り締まりや幕府中心政策に人心が離れ、改革は徐々に崩壊していった。

②の関東取締出役(八州廻り)は文化2年に創設された警察組織で、関東8か国の公私領を巡回して任務にあたった。文政10年、関8州に「御改革組合(寄場組合、二十五郷組合)」が組織された。「天明の飢饉」を契機に関東は農村荒廢が著しく、高利貸し地主が成長する一方で水飲み百姓や出稼ぎ者が増え、無宿者が横行して封建制度の根幹にあたる領主支配秩序を揺るがしていた。制度は所領に関係なく近隣5、6か村で小組合を作り、小組合を連合させて大組合とするもので、上総にそれより早く存在した助郷グループをモデルにしている。組合村は当初こそ在地の治安取締りを目的としたが、天保期には経済統制や社会風俗統制などにも力を発揮した。勝間村は「潤井戸村寄場組合」の一員として親村の強い影響も受けている。

132 旗本曾根組廻書廻状写し(天保15年 縦帳)

表題は天保15年(弘化元年)だが、この年はなく翌弘化2年と3年など。天保15年、いったん失脚した水野忠邦が再び首席老中に復帰、しかし「上知令」を契機に反対、不満の嵐が全国に沸き上がった。幕府権力はもはや庶民の反発を抑えることができなほど弱体化していた。忠邦は文字どおり「石もて追われ」ながら政治の舞台から消えた。徳川幕府再興をかけた大改

革も結実しない。幕府崩壊まで23年、最後の日がひっそりと忍び寄ってもいた。

廻状の主要項目は

① 弘化2年1月代官所、知行所 正月心得

② 8月16日代官所 海岸防御御用

③ " " 江戸城本丸工事高割り

④ 8月29日関東取締出役 米穀買い占め、締め売り取り締まり

⑤ 9月28日代官所 川々普請入用割り

⑥ 11月22日 " 年貢取り立てほか

⑦ 11月26日 " 江戸廻米

⑧ 弘化3年5月21日八幡村 鷹匠かすみ賄い

⑨ 5月25日代官所 五人組、人別帳

⑩ 8月11日小田部村 華麗な催しの自粛

⑪ 10月25日代官所 年貢米念入り計り立て

⑫ " " 川々普請入用割り

⑬ 11月22日 " 年貢取り立てほか

⑭ " " 山木村 年頭番

⑮ 11月24日八幡村問屋 鷹匠かすみ割り

⑯ 月日、差し出し人無記 外国交易御用外国貨幣の通用

などで、政治向け事情が触書にも反映している。

日本は200年以上に渡って鎖国政策を続けたが、隣の清国(中国)が天保11年に始まったイギリスとの「アヘン戦争」に敗れて香港を割譲されたなどの情報も得ていた。このころ日本近海を外国船がひんばんに出没したので、天保13年これまでの「異国船打ち払い令」を緩和、異国船への薪、水、食料の給与を許可して穏便に返すことに方針変更していた。②に海岸防御御用の文字が見える。③は天保15年5月に炎上した江戸城本丸再建工事の経費負担、高100石につき2両、ちなみに絵工事費総額は165万両であった。

⑮は鷹匠かすみ賄い、本書にはとくに記載ないが、勝間村は

潤井戸村と六地藏村の助郷経費も分担しており、庄政に悩まされた庶民生活を垣間みせてもいる。

④は悪徳商人による米穀の買い占め警告、不作でもないこの年の米価が高騰、締め売り、せり買いを曲事としている。最後の「外国貨幣の通用」は年月を欠くが、各国と「修好通商条約」を結んだ安政5年ころの後筆といえる。

372 享保13年、17年、20年検地帳（明治2年＝豎帳）

本誌第3集に収載した勝間・沢田家文書の文化13年『勝間村当村明細帳』では「検地帳はこれなく名寄せ帳を用う」とある。同じ第3集沢田家文書に文禄3年の『上総国市西郡勝馬の村御検地帳』を載せたが、当時所在不明になっていたのではないか、現存した享保時代の検地帳3本を写本している。

① 享保17年検地＝勝間村竹御林跡

② “ 13年検地 “ “ 見取り場＝5石余

③ “ 20年検地 “ “

巻末の野田三郎左衛門と原新六郎は幕府上総代官で松波筑後守は勘定奉行、検地された新田は幕府直轄領に組み込まれた。検地は百姓が立ち会い、2辺の平均値を掛けた2点法で計算されている。享保13年分には集計があり高5石、下田の石盛り（1反の標準收穫斗）は5（5斗代）、下の下田4、下畑3、下の下畑2であった。

384 菊間藩御用覚え（明治3年＝豎帳）

明治元年、徳川宗家16代を継承した徳川家達の駿府移封に伴い沼津5万石の水野忠敬が市原に転封、菊間台地を城地に選んで菊間藩を称した。本書御用控えの「御用」は藩の用事の意味、前書「触書」にくらべ言葉はやさしいが同意。明治3年の2月21日から3月28日までの廻状を記録している。発行元は菊間藩と割元会所の2とおりある。割元は藩から数か村の支配を命じられた大庄屋（肝入り名主）のことで、これより藩の領村支配は割元を中間に配したピラミット型で、従前の組合村を再編成

したものと考えられる。グループは菊間村、上古市場村、草刈村、大厩村、久々津村、荻作村、小田部村、勝間村、武士村、新堀村、福富村で構成、資料に割元名はないが後出資料が八幡宿新一郎としている。

廻状の主要項目は

① 明治3年2月21日発行元無記＝一の宮藩継ぎ立て

② 2月22日山木村＝村郷集會報告、大手新道5か村高割りほか

③ 2月23日割元会所＝大手新道入札

④ 2月菊間藩＝東京府布令、役船御用賃銀改定

⑤ 日付無記菊間藩＝知農局見回り出役の者

⑥ 3月6日割元会所＝大手新道入札結果

⑦ 3月10日無記＝瘡瘡（ほうそう）種痘

⑧ 3月28日無記＝かご草刈り鎌（かま）止めなどを記している。

②は山木村名主が荻作村、勝間村、小田部村、能満村、市原村、山木村を総代して出席した「郡中郷集會」の報告、大手新道の諸経費負担などに触れている。これは八幡の菊間出途から菊間台に通じる新坂工事のことで、現在、坂下に水野忠敬が開いたこと記す「由来碑」が立っている。③に工事の入札スケジュールを、⑥で入札結果があり、十五沢村弁次が399両余で落札したことや②で村々が人足を勤めたいと申し出たなど興味深い記述もある。

⑤は当今悪党どもが領内を徘徊（はいかい）、悪事を働いているので知農局付属の者を見回りさせていること、⑦はほうそうの予防注射を菊間藩庁で行なうので「期日どおり医局にまかり出、接種相受け申すべきこと」とある。「菊間藩士岡田程八日記」ある水野藩士の生活記録」にある「雲の境には2階建ての医局も建設されていた」具体的な記述として資料的価値が高い。

393 菊間藩御用留め（明治3年＝豎帳）

タイトルは「御用写し」から「御用留め」と微妙に変わるが同意。前項の続きで4月22日から7月18日まで。主要事項は

- ① 4月22日菊間藩役所＝沼津助郷
 - ② 4月21日無記＝無宿罪人の引き渡し
 - ③ 4月22日無記＝水野忠敬公の村々巡見
 - ④ 4月28日六地藏村伝馬所＝一の宮藩土通行継ぎ立て
 - ⑤ 5月8日菊間藩＝沼津助郷
 - ⑥ 4月回漕会社＝蒸気郵船規則
 - ⑦ 5月15日無記＝沼津助郷参会相談
 - ⑧ 月日無記菊間藩＝人別帳
 - ⑨ 月日無記菊間藩＝皆済目録
 - ⑩ 5月29日無記＝牛馬渡世の者鑑札
 - ⑪ 6月4日伝馬所＝継ぎ立て人足
 - ⑫ 6月7日菊間藩＝年貢米の菊間御蔵への付け出し
 - ⑬ 6月12日海土有木村＝沼津宿助郷嘆願書
 - ⑭ 6月18日郷宿＝若宮八幡宮神楽
 - ⑮ 6月19日八幡宿＝大手新道入用立て替え
 - ⑯ 6月24日長柄山村＝鶴舞藩土継ぎ立て助郷
 - ⑰ 6月27日菊間藩役所＝富くじ禁止
 - ⑱ 7月9日割元＝困いもみ立てすり
 - ⑲ 7月10日菊間藩庁＝宮谷県破牢人相書
 - ⑳ 7月13日割元会所＝大手筋新道普請出来、祝い目録
- ①と⑤、⑦、⑬は沼津助郷の一件、東海道の沼津宿助郷を命じられたことに対する減免嘆願で、次項の詳細を参照されたい。
- ③は知事水野忠敬の領内巡見、忠敬は明治2年7月26日始めての国入り、しかし直前6月の「版籍奉還」で身分も大名から「菊間知藩事」へと代わっていた。明治3年4月23日供揃いを整えて湿津地区を巡見、通常なら5万石格式の大名行列だが当然簡略されたものとみられる。予告スケジュールによると、午

前8時ころ菊間藩庁を出発、午前は上古市場村、草刈村、久々津村、萩作村を回り小田部村で昼食、午後は勝間村、大厩村で小休止して菊間に帰る予定になっている。村々役人は地境まで出迎えて村内を先導すること、昼食、休止の村々には湯茶の用意を依頼し、差し出し物は一切不要であり心得違いのないようと念押ししている。このころ所領すべてを巡見したものと考えられるが詳細は伝わっていない。

395 沼津駅増助郷免除嘆願書（明治3年＝巻紙）

前項⑬の嘆願書控え。発行者は海土有木村、勝間村など10か村であて先は菊間藩役所になっている。この年3月新政府駅通司役所から水野家の旧領にあたる東海道沼津宿の助郷を申し付けられたことに対する嘆願、村々は「自国助郷だけでも難儀のところ累年凶作が続きご用捨米でようやく凌いでいる」とし、減免について「ひとえに嘆願奉り候、右願いのとおりに御聞き済みに相成り候わば莫大の御仁恵と一同ありがたき幸せに存じ奉り候」と決まりことばで結んでいる。残念ながら結果の記載はないが、10か村の具体的な助郷内容も掲載されており、資料的価値は大きいといえる。

413 菊間藩御用留め（明治3年＝豎帳）

明治3年11月22日からおおむね年末までの御用留め。

主な項目は

- ① 11月17日割元会所＝大手新道諸入用割り
- ② 11月17日菊間藩＝嫁取り、養子の願い出
- ③ 11月24日菊間藩＝年貢米の仮御蔵所付け出し
- ④ 11月23日菊間藩＝年貢など上納
- ⑤ 11月30日菊間藩庁＝火事火元の出頭
- ⑥ 12月8日割元会所＝夫人足割合
- ⑦ 12月19日拝見太政官＝駅法改正
- ⑧ 12月17日割元会所＝公廩（くがい）上棟につき備え餅くださる
- ⑨ 12月18日菊間郷宿＝諸願い、届けの三役連印

⑩ 12月20日割元会所 夫金上納割り

⑪ 12月25日菊間藩 農業休日

⑫ " " 未年年頭御札

⑬ " " 無記 ぐがいの出来、引き移り

⑭ 月日無記菊間藩 平民乗馬
などである。

③は年貢米の蔵入れ指示、④は金納分、分納のため年貢総額ではない。⑥は小人(こびと)、夫(ぶ)人足割合、小人は武家の使い走り、夫人は水汲みなどの労役をいう。各村1人、勤務地を江戸、菊間詰めとしている。こうした雑役が村々に課されていたことがわかる。

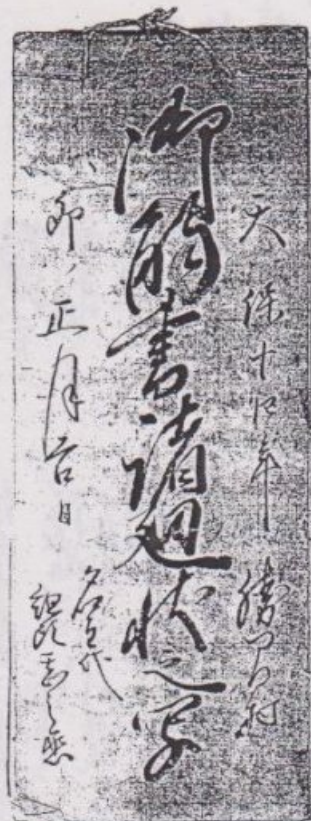
⑧と⑬は公廩(ぐがい)の上棟と竣工、ぐがいは庁舎のこと、「明後(12月)27日御引き移りに相成る」とある。これまで藩庁舎は『岡田程八日記』から土台を回した段階で中止されたことになっていた。あるいは仮庁舎であろうか、整合は今後の課題としたい。⑫の年頭御札は「村々名主1人ずつ麻上下着用、正月2日朝5ツ時(8時ころ)藩庁へまかり出御札申し上げべく候」としている。

⑭は「村々農業休日」の達し、正月3か日などを指定、ただし休業しない者があってもよいとする一方で天長祭(明治天皇の誕生日)や新なめ祭(収穫神事)はだめ、天皇の神格化が進み日本は「軍事大国」への道を歩むことになる。

明治3年の「御用留め」は3点、残念ながら慶応4年の「明治維新期」や明治2年の「版籍奉還」明治4年の「廃藩置県」時のものは現存していない。

深山家にはこのほか多量の「名主文書」などを保管されている。その明細は前出『市原市近世文書目録』を参照されたい。本誌では、以上をもって一応の区切りとします。改めて深山家にお札を申し上げます。

天保十四年(1843) 深山家文書120
 触書諸廻状



天保十四年 勝間村
 御書諸廻状の写し 名主代
 卯の正月吉日 組頭甚之丞

横 帳

御書諸廻状
 天保十四年
 卯の正月吉日
 組頭甚之丞

御書諸廻状
 天保十四年
 卯の正月吉日
 組頭甚之丞

猶以(なおもって)一村限り、名主、組頭、百姓代
 この廻状へ名前認(したため)印形致し、
 差し出すべく候こと。
 廻状をもって申し入れ候。しからば前々
 公儀よりも仰せ出され候博奕(ばくえき)の義(儀)
 この度小系表ならびに新御知行所の内、
 名主、組頭初めとして小前の
 者にて、聊(いささか)前々御書付の
 趣、心得違(い)これなきよう相守り、最
 早(もはや)正月にも相成り候ことゆえ日待ち
 など相成らず、その外寄合、諸勝
 負は勿論(もちろん)酒、肴(さかな)すべて奢(おごり)が
 ましき儀これなきよう、いささかのこと杯(など)と
 心得、ゆるみ出候ては相済まざる儀に
 つき、名主、組頭ども、得(とく)と心得、
 若年の者どもへ心付け、決して
 諸勝負(こと)御知行所において致させまじく候。

一當時

公儀御政事向き嚴重に

仰せ出され候ては百姓などに至るまで、

善悪、行状はもちろん、悉（ことごと）く

御穿鑿（せんさく）もこれあり候えども、相

心得農業專一に相励むべく候、

右の趣、洩れざるよう小糸表、

新御知行所村々の者相守り

申すべく候。かつ廻状留り村より江戸

御屋敷へ相返すべきものなり。

天保十四年

卯正月十三日

根岸又左衛門
河村喜平

在方取締向きの儀につき、

御奉行所より仰せ渡され候儀

これあり申し渡し候間、明二十二日昼八つ

時、組合村々残らず名主、組頭

印形持参、大小惣（総）代一同、八幡

町御用先へ罷（まかり）出候よう申し通し

滞りなくまかり出らるべく候。以上

関東御取締出役 山崎信太郎
潤井戸村月番

右のとおり急ぎ御用状今二十二日辰
上刻到着仕り候間、写し相廻し
申し候、同日昼八つ時までに残らず名主、
組頭印形持参、八幡町御出役成られべく候。以上
五月二十二日 巳中刻請（受け）取り
廻状をもって申し達し候、しからは先だつて
中、御物成取り調べ江戸表へ差し
出し候ところ、なおまた一村限り田反別

一當時、公儀御政事向き嚴重に
仰せ出され候ては百姓などに至るまで、
善悪、行状はもちろん、悉（ことごと）く
御穿鑿（せんさく）もこれあり候えども、相
心得農業專一に相励むべく候、
右の趣、洩れざるよう小糸表、
新御知行所村々の者相守り
申すべく候。かつ廻状留り村より江戸
御屋敷へ相返すべきものなり。
天保十四年
卯正月十三日
根岸又左衛門
河村喜平
在方取締向きの儀につき、
御奉行所より仰せ渡され候儀
これあり申し渡し候間、明二十二日昼八つ
時、組合村々残らず名主、組頭
印形持参、大小惣（総）代一同、八幡
町御用先へ罷（まかり）出候よう申し通し
滞りなくまかり出らるべく候。以上
関東御取締出役 山崎信太郎
潤井戸村月番

取調を以て之を以て取調
系より致息上

九月十八日 根岸又左衛門

次第
御前
仲打
書立
存之申

此物面紙を以て之を以て止

意は廻り代は以て之を以て止
存之申
書立
御前
仲打
次第
取調を以て之を以て取調
系より致息上

取調を以て之を以て取調
系より致息上

九月十八日 根岸又左衛門

次第
御前
仲打
書立
存之申

意は廻り代は以て之を以て止
存之申
書立
御前
仲打
次第
取調を以て之を以て取調
系より致息上

取り調べ仰せられ候、早々取り調べ持
参致されべく候。以上

九月十八日 根岸又左衛門
山木村、勝間村、仲村、小土呂村
名主中

廻状留り村より相返されべく候。以上

急ぎ廻状をもって御意を得候、冷氣
相成り候えども愈（いよいよ）各々（おのおの）様御平
安なられべくござ候、賀し奉り候、随（したがっ）て
別紙、日光御用御廻状

順達仕り候間、刻付け早々御順
達なられべく候、かつ右につき納め方
の儀、御談事申し上げたく候間、

来る二十一日五つ時、揃いにて参会仕り
たく候間、ご苦労ながら御出會

なられべく候、かつこの廻状刻付け同
様御順達、留り村よりご返脚（却）
なられべく候。以上

潤井戸村
月番
卯九月十八日

右は当四月、日光山
御参詣につき関八州村々の内、
宿、助郷その外子細これある分
これを除き、先規寄せ人馬触当て
べきところ、このたびは兼ねて御触のとおり
御主法替えをもって請け負い、通し
人馬に相成り、右雇い賃御入用

此迄如之余書面通了
 則今尚書に在りて近
 年書交り可合可消用
 取日光御用調所は
 上納了致は世廻り村に
 清事ト云々は是等前
 了在りたる也
 日光御用
 卯九月廿二日 調所

卯九月廿二日 日光御用調所
 一合之旨ト 日光御用調所
 日光御用調所

町下飛脚入り入介御用
 附合御用書替其村方

町下飛脚入り入介御用
 附合御用書替其村方
 町下飛脚入り入介御用
 附合御用書替其村方
 町下飛脚入り入介御用
 附合御用書替其村方

卯九月十八日
 河村喜平
 持参
 卯九月十八日
 河村喜平

御差し加え、その余、書面どおり高
 割金、当二十四日より二十六日まで
 相違なく馬喰町御用屋
 敷、日光御用調所へ持参、
 上納致すべく候、この廻状村下へ
 請印の上、早々順達、留り村より相返すべきものなり。
 卯九月二十四日 日光御用調所

追って組合村々の内、小金
 高上納の村方、遠路まかり
 出候ては往還諸雑用費も
 相有るべきにつき、最寄り申し合わせ惣（総）
 代をもって相納め候ても苦しからず候間、
 その旨相心得べく候。以上
 卯九月御上納仕り候 曾根様御知行所分
 一金三分と 日光御参詣につき
 永五十七文五分 国役金相当り

町飛脚をもって申し入れ候、しからば御貸
 付金拝借御書替え、その村方
 引き当てに相成り候間、大儀ながら来る
 二十三日まで当御屋敷へ相越さるべく候、
 もっとも名主、組頭、百姓代三人
 印形持参、出府致されべく候、
 これをもって申し入れべく、かくのごとく候。恐々謹言
 閏九月十八日 河村喜平
 勝間村、名主、久左衛門方
 なおもって山木村へも同断の趣申し遣わし候。
 かつまた飛脚賃当方にて相払い申し候。
 これをもって念のため申し遣わし候。以上

以廻状申上事高印奉
川々普請此入用左廻

乙卯年三月

根岸又左衛門

申上事高印奉

乙卯年三月

右廻状申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

根岸又左衛門

長男月改

此廻状申上事高印奉
川々普請此入用左廻

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

申上事高印奉

乙卯年三月

廻状をもって申し達し候。当卯年
川々御普請この入用、左のとおり。
高百石につき

銀二十匁(もんめ)なり
外に七分諸掛り

都合銀二十匁七分

右のとおり高百石につき割り合

相掛り候。十月十六日までに取り立て、

小糸役所まで相納め候よう致すべく候。

廻状留り村より相返さるべく候。以上

卯十月三日順達仕り候

根岸又左衛門

辰正月改め

なおなお一村限り名主、組頭、百姓代

この廻状へ名前認(したた)め入れ印形いたし

差し出し候こと。

廻状をもって申し入れ候。しからは御知行

所内名主、組頭始め小前の

者にて前々御書付の

趣、いささかも心得違ひこれなきよう相守り

申すべく候。もはや正月にも相成り候

ことゆえ日待ち等相成らず、人寄り

合ひ、諸勝負または酒盛りすべて

奢(おごり)がましき儀これなきよう、いささかのこ

たりとも存じゆるみ出候ては

相済まざる儀につき、その段名主、

組頭とも得と心得おり

弱(若)輩の者どもへも心付けて
諸勝負事、御知行所において致させまじく候、右の趣

石濱様中系表新

御知行所村々のもの

相守り申すべく候。廻状留り村より

江戸御屋敷へ相返すべきものなり。

正月十四日順達

根岸又左衛門

河村喜平

以上表。是は表裏

右割合の儀、十月二十五日まで

持参これあるべく候。廻状早々順達留り村より

相返すべく候。以上

辰十月十二日着

小系表

右のとおり高百石につき

国役割合相掛け申し候。

右割合の儀、十月二十五日まで

持参これあるべく候。廻状早々順達留り村より

相返すべく候。以上

辰十月十二日着

小系表

根岸又左衛門

河村喜平

以上表。是は表裏

右割合の儀、十月二十五日まで

持参これあるべく候。廻状早々順達留り村より

相返すべく候。以上

洩れざるよう小系表ならびに新御知行所村々のもの相守り申すべく候。廻状留り村より江戸御屋敷へ相返すべきものなり。正月十四日順達

根岸又左衛門 河村喜平

廻状をもって申し達し候、しからば当

辰年川々御普請につき

諸入用割り左のとおり。

一高百石につき

銀二十九匁九分

外に諸掛り七分ずつ

都合銀三十匁六分

右のとおり高百石につき

国役割合相掛け申し候。

右割合の儀、十月二十五日まで

持参これあるべく候。廻状早々順達留り村より相返すべく候。以上

辰十月十二日着

小系表

根岸又左衛門

山形村の御意を得候、各々様
方ご安泰にござ成られ珍
重の御儀に存じ奉り候。しから
ば御取締様方道案
内料、外に繩入用都合金三両
この割り一か村につき

高百石につき七貫百八十文
右のとおり割合仕り候、来る二十
五日御出銭成られべく候、なおこの廻
状早々順達、留り村より御返し
下さるべく候。以上

辰十二月二十三日出
壬(潤)井戸村 月番

廻状をもつて申し達し候、しからは当
辰年小糸御年貢取り立て
石代相場両に六斗四升
三合、この段相心得申されべく候。
一かねて御触れ置き候嵯峨法輪寺勸化、当辰
年限り、しかるところその村
々未だ何とも申し出(いで)ず候。
一御新領五か村御年貢
皆済の儀、来る正月十
五日までに小糸表へ名主
まかり出きつと皆済
致されべく候、江戸御屋敷
年頭番の村方は出府
前にその段小糸表へ申し出べく候
こと、右の段以来相心得

山形村の御意を得候、各々様
方ご安泰にござ成られ珍
重の御儀に存じ奉り候。しから
ば御取締様方道案
内料、外に繩入用都合金三両
この割り一か村につき

高百石につき七貫百八十文
右のとおり割合仕り候、来る二十
五日御出銭成られべく候、なおこの廻
状早々順達、留り村より御返し
下さるべく候。以上

辰十二月二十三日出
壬(潤)井戸村 月番



此の村限り名主組頭百姓
 代此の村限り名主組頭百姓
 以下に記す事
 以て此の村限り名主組頭
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事

以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事
 以下に記す事

天保15年(1844) 〓深山家文書132
 触書諸廻状

天保十五年
 御触書諸廻状写し
 辰正月吉日

横 帳

猶以(なおもって)一村限り、名主、組頭、百姓
 代この廻状へ名前認(したた)め入れ、請印
 いたし、差し出し申すべきこと
 廻状をもって申し入れ候、しからは前々
 公儀よりも
 仰せ出され候博奕(ばくえき)の儀、この度
 小糸ならびに御新領の内、名主、
 組頭初(始め)として小前の者にて
 も、聊(いささか)前々御書付の趣、心得
 違ひこれなきよう相守り申すべく候、最早
 正月にも相成り候ことゆえ日待ちなど
 相成らず、人寄り合い諸勝負
 または酒盛りその外奢(おごり)がましき
 義(儀)これなきよう、いささかのことと存じ候て
 ゆるみ出候ては相済まざる儀につき、
 その所名主、組頭ども、得(とく)と心

弘化元年辰年
 十二月
 根岸又左衛門
 河村喜平

弘化元年辰年
 十二月
 根岸又左衛門
 河村喜平

得おり弱（若）輩の者どもへ心付け、
 決して諸勝負事御知

行所において致させまじく候、ことに去々
 寅年より別して公儀御政道向き嚴重

仰せ出され候、ついでには弱若（若輩力）の者に
 至るまで善悪、行状のことごとく

御穿鑿（せんさく）もこれあるべく候間、
 その旨よくよく相心得、農

業第一に相励み、右の趣、小糸ならびに
 御新領村々もの相守り申すべく候。

かつ廻状留り村より江戸
 御屋敷へ相返すべきものなり。

弘化元年辰年十二月
 同二年乙巳
 根岸又左衛門
 河村喜平

（後筆）正月十一日
 根岸又左衛門
 河村喜平

廻状をもって申し達し候。しからば去る辰
 極月十六日（二日）年号弘化と

相改まり申し候。この段、以来心得
 違いこれなきよう致さるべく候。

一江戸屋敷内田喜佐右衛門
 儀、去る暮れ二十三日御知行所

掛り再勤御用人仰せ付けられ候、
 以来心得違いこれなきよう相心

得申さるべく候、右の段相達し候。
 廻状滞りなく早々順達
 留り村より早々小糸表へ相返されべく候。以上

弘化二年
 小糸御役所
 根岸又左衛門

石之通取之九月

限少米所近所近持系

中後廻行

百取

弘化二年

也

小糸表

根岸又左衛門

中

志業

取

相

廻

廻

廻

の油取

廻

廻

廻

及

廻

廻

廻

廻

廻

廻

廻

廻

廻

廻

右のとおり取り立て、九月十五日
限り小糸御役所まで持参
致されべく候、廻状早々順達
留り村より相返されべく候。以上
弘化二年

巳八月十六日、(後筆) 拜見仕り候

小糸表
根岸又左衛門

申し渡し

当年は不作と申すにもこれなき処、不

順の季(気)候、右来年丙午に

相当たり候など、取り留めざる筋より手段を

廻し、(締め)売りいたし候か、米穀追々

糶(せり)上がり、小前百姓難儀におよび候由、

自然この上人気穏やかならざる次第に

至り候やも計りがたく候間、組合

村々の内穀商いたし候者ならびに

穀類所持のもの、または締め売り、

せり買いいいたし候者どもは惣代ならびに村

役人などより得と申し諭し候よういたすべく候、

今年作方悉(ことごと)く不熟にもこれなき

処、にわかに米価候は奸商の業に

もこれあるべきやにつき、追々廻村の

上相探り、締め売り、せり買いいいたし候もの

ども、組合、追って聞き込み候ても召し

捕り申すべく候、一体穀類所持の者

または穀商いたし候もの、酒

造人等は大小の身上ありや
の儀にて、万一不作の年柄は窮民取り救い方の心掛けをも

可成り可成り手振。成し
 酒造り等、増造り等企て締め売り、せり
 買いたし候ものこれあるまじく不埒
 に候、この節柄厚き心を用い正路に
 いたし候よう、漏れ落ちなく申し諭すべく候。
 右は今般御奉行所より御沙汰の趣きもこれあり
 申し渡し候条、惣（総）代村役人より精々
 申し諭し、もし取用ざるものもこれあり候
 わば、最寄り廻村先へ名前取り調べ
 申し聞けべく候、もつとも追々廻村の上相探り
 召し捕り候積りに候間、右の趣、組合
 村々へ急速、申し通し村々役人より
 □□（虫食い）洩れ落ちなく早々申し通し候よう致すべく候。

別紙申し渡しの趣、一村限り給々
 村役人一人宛、請印取り集め
 中山誠一郎方へ差し越され、
 この廻状宿村下へ調印いたし、
 昼夜に限らず刻付けをもって順達、留り
 村より相返されべく候。以上

巳八月二十九日 関東御取締出役
 西山普四郎、桑山圭助、中山誠一郎
 右のとおり書き上げ申し候、控え

人相書
 当正月十八日夜、三十堀二町目
 国治郎店、権四郎ならびに同人悴（せがれ）
 豊三郎、娘美代を殺害におよび候

一 年令二十五才よりふけ候方
 一生国下総国匝瑳郡登戸村
 一 中せい(背) 中肉、筋骨太き方
 一 顔丸き方、頬骨高く頬こけ候方
 一 色赤黒く
 一 眼中尖(するど)く丸き方、右の眼より
 二分ほど下り耳方へかけ横に一寸
 五分ほどの古切疵(傷) 跡これあり
 一 眉毛濃き方
 一 鼻筋しゃく、先丸き方
 一 耳常体
 一 歯並び揃い、色白き方
 一口大きく弁舌荒く少し鼻へ
 かけ、笑い候節歯ぐき出候方
 一 百会(ひやくえ)より後口へかけ一寸ほどの
 古切り傷跡三か所これあり
 一 月代(さかやき)常体、右の鬢(びん)薄き方
 一 左の足向こうずねよりふくら脛(はぎ)へ
 かけ、巾一寸八寸ほどの古切り傷これあり
 一 その節の衣類、木綿藍堅
 縞綿入れ、同組茶堅縞羽織
 を着し、小納戸色股引きを
 はき、紺、茶堅縞小倉帯を
 締め罷(まかり)あり
 右のとおりものこれあるにおいてはその所に
 留め置き、御料は御代官、私領は
 領主、地頭へ申し出、それより江戸に

体(てい)にて欠(かけ)落ちいたし候召仕
 惣七、人相書

一 年令二十五才よりふけ候方
 一生国下総国匝瑳郡登戸村
 一 中せい(背) 中肉、筋骨太き方
 一 顔丸き方、頬骨高く頬こけ候方
 一 色赤黒く
 一 眼中尖(するど)く丸き方、右の眼より
 二分ほど下り耳方へかけ横に一寸
 五分ほどの古切疵(傷) 跡これあり
 一 眉毛濃き方
 一 鼻筋しゃく、先丸き方
 一 耳常体
 一 歯並び揃い、色白き方
 一口大きく弁舌荒く少し鼻へ
 かけ、笑い候節歯ぐき出候方
 一 百会(ひやくえ)より後口へかけ一寸ほどの
 古切り傷跡三か所これあり
 一 月代(さかやき)常体、右の鬢(びん)薄き方
 一 左の足向こうずねよりふくら脛(はぎ)へ
 かけ、巾一寸八寸ほどの古切り傷これあり
 一 その節の衣類、木綿藍堅
 縞綿入れ、同組茶堅縞羽織
 を着し、小納戸色股引きを
 はき、紺、茶堅縞小倉帯を
 締め罷(まかり)あり
 右のとおりものこれあるにおいてはその所に
 留め置き、御料は御代官、私領は
 領主、地頭へ申し出、それより江戸に

御役所へ罷り越し年頭ならびに御年
 貢皆済目録差し出し申されべく候。
 一畑沢、吾妻、小糸、年頭例
 年のとおり、もつとも御年貢皆済
 の儀は極月二十日限り
 一江戸御屋舗(敷)積み上げ廻米の儀、都合何十、何俵積み
 上げ候趣、御屋敷より請(受)け取り書
 持参、皆済まかり出申されべく候
 一来る午正月江戸御屋敷
 年頭番名主、出府前に
 その段小糸御役所へ相届け
 出府致されべく候、もつとも忌服
 これあるもの出府無用に候
 一月迫りにおよび、すべて諸勝負
 事相好み候ものこれあるべきや、
 右等の儀、これなきよう村役人にて
 厳しく申し渡されべく候
 一搏感(突)打ち類、または行衛(方)
 しれざるもの村内へ差し置き
 申さざるようこの段、別してのことにつき
 猶々(なおなお)申し付けらるべく候、もしまた内々と
 申し差し置き候ものこれあり候とも、先
 方村役人より送り書これなきにおいて
 は当人ならびに組合の者ども名主
 宅へ早々呼び寄せ、きつとその所
 立ち去り候よう、村役人より申し渡さるべく候。
 右の条々相心得申されべく候、
 廻状滞りなく順達留め村より

御役所へ罷り越し年頭ならびに御年
 貢皆済目録差し出し申されべく候。
 一畑沢、吾妻、小糸、年頭例
 年のとおり、もつとも御年貢皆済
 の儀は極月二十日限り
 一江戸御屋舗(敷)積み上げ廻米の儀、都合何十、何俵積み
 上げ候趣、御屋敷より請(受)け取り書
 持参、皆済まかり出申されべく候
 一来る午正月江戸御屋敷
 年頭番名主、出府前に
 その段小糸御役所へ相届け
 出府致されべく候、もつとも忌服
 これあるもの出府無用に候
 一月迫りにおよび、すべて諸勝負
 事相好み候ものこれあるべきや、
 右等の儀、これなきよう村役人にて
 厳しく申し渡されべく候
 一搏感(突)打ち類、または行衛(方)
 しれざるもの村内へ差し置き
 申さざるようこの段、別してのことにつき
 猶々(なおなお)申し付けらるべく候、もしまた内々と
 申し差し置き候ものこれあり候とも、先
 方村役人より送り書これなきにおいて
 は当人ならびに組合の者ども名主
 宅へ早々呼び寄せ、きつとその所
 立ち去り候よう、村役人より申し渡さるべく候。
 右の条々相心得申されべく候、
 廻状滞りなく順達留め村より

小糸御役所へ早々相返し
申されべく候。以上

弘化二年

己丑月廿二日 根岸又左衛門

小糸表

根岸又左衛門

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

弘化二年

己丑月廿二日 根岸又左衛門

小糸表

根岸又左衛門

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

御事奉仕居申上候
御事奉仕居申上候

小糸御役所へ早々相返し
申されべく候。以上

弘化二年己十一月二十二日

(後筆) 拝見仕り候、翌二十三日順達仕り候

小糸表

根岸又左衛門

廻状をもって申し達し候、しからば当巳
御年貢江戸廻米何村は

□(虫食い) 都合何俵積み上げ候や、
右俵数申し上ぐべく候よう江戸表より

仰せ越され候、これにより廻米
俵高書面に認め取り急ぎ

小糸御役場へ態(わざ)と
飛脚をもって差し出し申されべく候、

右の段、江戸表より御取り
急ぎにつき等閑(なおざり)なく相心得

申されべく候。以上

己十一月二十六日 (後筆) 拝見、翌二十七日継ぎ立て

小糸表
根岸又左衛門

飛札をもって啓上せしめ候、荷懸の
砌(みぎり)におのおの様方御清栄の由、

賀し奉り候、しからば去る二月
御鷹匠様方御止宿御村々

霞暗い順番の廻状

御調印これあり候えども
今もって御出これなくもし御着

相割ハ事ハ有ル事ハ也
 若シトモ入ル味ハ也
 人ハ内ノ事ハ也
 石ハ後ノ事ハ也
 中ノ事ハ也
 面ノ事ハ也
 潤ノ事ハ也
 柳ノ事ハ也
 家ノ事ハ也
 后ノ事ハ也
 從ノ事ハ也
 弘化三丙午八月十一日

勝間村、大作村、葉地村、滝口村

自レ後ニ事ハ也
 百ノ石ハ後ノ事ハ也
 不レ利ニ事ハ也
 不レ趣ニ事ハ也
 中ノ事ハ也
 下ノ事ハ也
 潤ノ事ハ也
 柳ノ事ハ也
 家ノ事ハ也
 后ノ事ハ也
 從ノ事ハ也
 弘化三丙午八月十一日

相制し候儀にはこれあるべく候えども、
 若ものども聞き入れず、中には村役
 人の内にも差し加わり候ものも
 これあるやにつき、もつての外の儀につき、
 右様の類、風聞たりとも承り候
 わば早速大小惣代どもより差し
 留（止）めもし相用いず候わば、その段取り
 調べ申し聞かされべく候、すでに水難これある
 村々は田畑作物等もちろん、
 家屋敷まで亡所に相成り住
 居相成りがたく、
 公儀も厚く御救い、御手当て等
 成し下され、広大の御仁恵、領
 主、地頭においても、領分、知行
 両様の儀、それぞれ救い手当て等
 これあり、右様の折柄ともども
 相愁うべきところ、余り豊熟に候とて
 御趣意を相背き、後日糺
 明受け後悔におよび詮なき義につき、とくと
 小前末々まで心得違い致さざるよう
 申し諭されべく候、右のとおり御書付
 潤井戸村より写しをもって相廻し申すべき
 趣、申し越され候につき、すなわち相廻し申し候、
 なお、廻状早々御順達、留り
 村より御返し下さるべく候。以上
 弘化三丙午八月十一日
 小田辺（部）村名主より廻状相廻し候

高年御年貢米の儀

切米に相成らざるよう念入り計り立て

等閑(なのおざり)なく早々積み上げ申さるべく候。以上

午十月二十五日 (後筆) 継ぎ立て仕り候

根岸又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

当午年御年貢米の儀、

切米に相成らざるよう念入り計り立て等閑(なのおざり)なく早々積み上げ申さるべく候。以上

午十月二十五日 (後筆) 継ぎ立て仕り候

根岸又左衛門

廻状をもって申し達し候、しからば当午

年川々御普請、この入用割り

左のとおり。

一高百石につき銀二十九匁九分

外に七分上納、諸掛り

都合銀三十匁六分

右のとおり国役割合相掛り候、

来る十一月十日までに持参、小糸役所へ

相納め申されべく候、廻状滞りなく早々

順達、留り村より相返すべく候。以上

午十月二十五日 (後筆) 継ぎ立て仕り候

根(岸)又左衛門

根(岸)又左衛門

宅間伊織様内

岩瀬一学様

一右は明四日、御通行遊ばされ候

につき、御継ぎ立て人足仰せ付けられ

これによりその村方へ書面のとおり

触当て申し候間、明四日曉七つ時

年頭番名主出府前に
 出府致されべく候、もつとも忌服
 此段の儀これなきよう村役人より
 厳しく申し渡されべく候
 一月内行衛（ゆくえ）知れざるもの差し
 置き申さず候よう、この段、村役人より
 厳しく申し渡し致されべく、廻状
 早々順達留り村より早々相返されべく候。以上
 根岸又左衛門
 弘化三年丙午十一月二十二日、（後筆） 拝見仕り候

年頭番名主出府前に
 出府致されべく候、もつとも忌服
 此段の儀これなきよう村役人より
 厳しく申し渡されべく候
 一月内行衛（ゆくえ）知れざるもの差し
 置き申さず候よう、この段、村役人より
 厳しく申し渡し致されべく、廻状
 早々順達留り村より早々相返されべく候。以上
 根岸又左衛門
 弘化三年丙午十一月二十二日、（後筆） 拝見仕り候

年頭番名主出府前に
 出府致されべく候、もつとも忌服
 此段の儀これなきよう村役人より
 厳しく申し渡されべく候
 一月内行衛（ゆくえ）知れざるもの差し
 置き申さず候よう、この段、村役人より
 厳しく申し渡し致されべく、廻状
 早々順達留り村より早々相返されべく候。以上
 根岸又左衛門
 弘化三年丙午十一月二十二日、（後筆） 拝見仕り候

積り、吹き立て直し、
 銀追って吹き立て直し、
 仰せ出さるべく候えども、それまでは
 受けらる銀錢とも、両替え滞りなく通
 用致すべきものなり。
 一 小判、一分判、この度
 吹き立て仰せ付けられ候条、
 両替えの儀はこれまで
 のとおり相心得、
 金銀受けられ通
 用致すべし、もつとも同銀の儀は
 おつて沙汰におよぶべく候。
 一 保字小判、一分
 判の儀、追つて停止
 仰せ出さるべし、それまで
 の間保字小判は
 一兩一分、一分
 判は一分一朱の
 積りをもつて受けられ通
 用たるべく候こと

明治二年

検地帳

己八月日

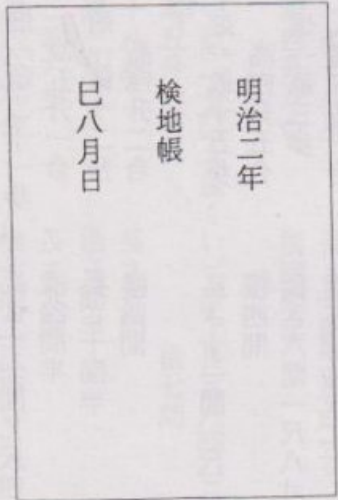
山下
一 下畑一畝九步
長六間五尺四寸
横五間一尺二寸
又兵衛

同所
一 下畑一畝九步
長六間五尺四寸
横五間一尺二寸
又兵衛

山下
一 下畑二十一歩
長八間半
横二間半
新兵衛

山下
一 下畑十八歩
長八間半
横二間六寸
小兵衛

明治二年 (1869) 深山家文書 372
享保13年、17年、20年勝間村検地帳



縦帳

- 山下
一 下畑一畝六歩
長六間五尺四寸
横五間一尺二寸
重右衛門
- 同所
一 下畑一畝九歩
長六間五尺四寸
横五間一尺二寸
又兵衛
- 同所
一 下畑一畝九歩
長六間五尺四寸
横五間一尺二寸
又兵衛
- 同所
一 下畑二十一歩
長八間半
横二間半
新兵衛
- 山下
一 下畑十八歩
長八間半
横二間六寸
小兵衛

一、細様八日
長七升五合
横四間半
久左衛門

一、細様七下
長八升
横五間半
金右衛門

一、細様七上
長六升五合
横五間半
新左衛門

一、細様六下
長九升五合
横六間半
権左衛門

一、細様九下
長七升五合
横五間半
治右衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
利右衛門

一、細様七下
長七升五合
横五間半
作右衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七下
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七下
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七下
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七下
長七升五合
横五間半
彦左衛門

一、細様七上
長七升五合
横五間半
彦左衛門

山下（以下、同所を省略した）

一下畑十八歩
長七間一尺二寸
久左衛門

高一升八合
横二間半
金右衛門

一下畑二十七歩
長八間
新左衛門

高二升七合
横三間二尺四寸
新左衛門

一下畑二十一歩
高二升一合
横三間二尺四寸
権左衛門

一下畑一畝三歩
高三升三合
横三間半
権左衛門

一下畑一畝九歩
高三升九合
横三間三尺六寸
治右衛門

一下畑一畝二十七歩
高五升七合
横三間三尺六寸
利右衛門

一下畑一畝二十七歩
高五升七合
横四間六寸
作右衛門

一下畑一畝二十一歩
高五升一合
長十一間二尺四寸
作右衛門

一下畑一畝十二歩
高四升二合
横四間半
彦左衛門

高四升二合
横四間
彦左衛門

一下畑一畝十五歩
長十一間一尺二寸
権兵衛

高四升五合
横四間
権兵衛

一下畑一畝三歩
長六間一尺八寸
与右衛門

高三升三合
横五間一尺二寸
与右衛門

一下畑一畝六歩
長七間一尺八寸
三右衛門

高三升六合
横五間
三右衛門

一下畑一畝歩
長八間半
八郎兵衛

高三升
横三間半
八郎兵衛

以下
一畑 長八間一尺二寸 利兵衛
三斗六合

以下
一畑 長八間 新右衛門
三斗六合

以下
一畑 長九間 長三衛
三斗六合

以下
一畑 長九間 惣左衛門
三斗六合

以下
一畑 長八間一尺二寸 庄左衛門
三斗六合

以下
一畑 長七間 庄左衛門
三斗六合

以下
一畑 長九間 惣右衛門
三斗六合

右之寄

中畑 長八間一尺二寸 三斗代
三斗六合

右者上総国市原郡勝間村竹御林跡開発場
検地係々、作付之代を合同、廿一斗五升五合

三斗六合之程相成者也
御代官

野田三郎左衛門印
子十月

一下畑一畝六歩 長さ八間一尺二寸 利兵衛
高三升六合 横四間半

一下畑一畝六歩 長さ八間 新右衛門
高三升六合 横四間半

一下畑一畝十二歩 長さ九間 長兵衛
高四升二合 横四間四尺二寸

一下畑一畝十八歩 長さ十間三尺六寸 惣左衛門
高四升八合 横四間半

山下

一下畑一畝二十口(虫くい)歩 長さ八間一尺二寸 庄左衛門
高五升七合 横七間

一下畑十八歩 長さ五間 庄左衛門
高一升八合 横三間半

一下畑二畝六歩 長さ九間 惣右衛門
高六升六合 横七間二尺四寸

右の寄せ
下畑二反八畝九歩 三斗代
高八斗四升九合

右は上総国市原郡勝間村竹御林跡開発場
検地、仰せ付けらるるにより、六尺一分間竿をもって一反
三百歩のつもり、相極(決)めるものなり。

享保十七年 御代官 野田三郎左衛門印
子十月 手代

石合元右衛門印
村上郡八印

案内 金右衛門印
新左衛門印
久左衛門印

日 新右衛門
日 惣右衛門

かなくそ

一下の下畑四畝九歩 長さ十二間三尺六寸 与右衛門

高八升六合 横十間一尺八寸

一下の下畑一畝二十四歩 長さ十間一尺二寸 作右衛門

高三升六合 横五間一尺二寸

向坂 一下の下畑八畝十八歩 長さ十六間一尺二寸 彦左衛門

高一斗七升二合 横十六間

一下の下畑六畝三歩 長さ十四間一尺二寸 龍性院

高一斗二升二合 横十二間四尺八寸

一下の下畑三畝二十七歩 長さ十九間四尺二寸 権左衛門

高七升八合 横六間

東台 一下の下畑四畝二十一步 長さ十五間一尺二寸 小兵衛

高九升四合 横九間一尺二寸

一下の下畑五畝三歩 長さ十六間三尺六寸 新左衛門

高一斗二合 横九間一尺八寸

いやの谷

一下の下畑十五歩 長さ六間一尺二寸 利兵衛

高二升 横二間一尺二寸

一下の下畑二十七歩 長さ五間一尺八寸 三右衛門

高三升六合 横五間

一下の下畑十五歩 長さ四間

高二升 横三間二尺四寸 利兵衛

桑山

一下田一畝三歩 長さ六間三尺 新左衛門

高五升五合 横五間六寸

一下田二十一歩 長さ十八間三尺 次右衛門

高三升五合 横一間六寸

一下田十五歩 長さ八間四尺八寸 惣左衛門

高二升五合 横一間二尺四寸

一下田二十四歩 長さ五間四尺二寸 三右衛門

高四升 横四間

一下田九歩 長さ五間 利兵衛

高一升五合 横一間三尺六寸

一下田十二歩 長さ四間一尺二寸 同人

高二升 横二間三尺六寸

ひる喰場 一下の下田一畝十二歩 長さ八間六寸 同人

高五升六合 横五間

一下の五反目 一下畑一畝三歩 長さ八間五尺四寸 彦兵衛

高三升三合 横三間四尺八寸

しなの 一下の下田三畝二十七歩 長さ十九間四尺二寸 三右衛門

高一斗五升六合 横六間

兔谷 一下の下畑三畝二十七歩 長さ十二間 同人

高三升八合 横九間四尺八寸

上のこいたい 長さ五間 同人

一下田十八歩 横三間四尺八寸

高三升 長さ五間四尺八寸 同人

一下田九歩 横一間一尺八寸

高一升五合 長さ五間二尺四寸 新右衛門

上の五反目 横三間一尺八寸

一下田十八歩 長さ二間 利兵衛

高三升 長さ二間

一下田三歩 横一間一尺二寸

高五合

高五合

一下田三歩 長さ三間 同人

高五合 横一間二尺四寸

一下田一畝二十四歩 長さ十六間 彦兵衛

高九升 横三間一尺八寸

一下田九歩 長さ三間 利兵衛

高一升五合 横二間四尺二寸

柿の木台 長さ十間二尺四寸 治右衛門

一下の下畑三畝十五歩 横十間一尺二寸

高七升 長さ十間三尺 庄左衛門

大六天合 横四間

一下畑一畝十二歩 長さ十六間 久左衛門

高四升二合 横四間四尺二寸

一下畑二畝十五歩 長さ十間四尺二寸 作右衛門

高□升五合 横十間六寸

卯ヶ谷 長さ二十二間四尺二寸 長兵衛

一下畑三畝十八歩 横七間三尺

高一斗八合 長さ二十間四尺二寸 利右衛門

だらくぼ 横十間

一下畑五畝二十一歩 長さ十三間 惣右衛門

がき塚 横四間

一下畑六畝二十七歩 長さ八間三尺六寸 利右衛門

高二斗七合 横五間

一下畑一畝二十一歩 長さ五間三尺六寸 同人

高五升一合 横一間二尺四寸

小廻り山 長さ五間三尺六寸 同人

一下田一畝十二歩 長さ五間三尺六寸 同人

高七升 長さ五間三尺六寸 同人

一下田九歩 高一升五合

一下田一畝三歩 長さ五間四尺二寸 八郎兵衛

高五升五合 横五間四尺二寸

一下田六歩 長さ四間 惣右衛門

高一升 横一間四尺八寸

一下の下畑一畝六歩 長さ六間六寸 金右衛門

高二升四合 横五間四尺八寸

一下田二十一歩 長さ六間 庄左衛門

高三升五合 横三間四尺二寸

一下田二十一歩 長さ十間四尺二寸 同人

高三升五合 横二間

大廻り山 長さ五間一尺二寸 久左衛門

一下の下田十五歩 横三間

高二升 長さ六間四尺八寸 同人

一下田九歩 横一間三尺

一下田三畝三歩 長さ九間四尺二寸 同人

高一升五合 横九間三尺六寸

下ごいたい 長さ十五間一尺二寸 利兵衛

一下の下田五畝二十一歩 横十一間一尺八寸

高二斗二升八合 長さ九間一尺二寸 三右衛門

一下の下田一畝二十四歩 横六間

高七升二合 長さ七間四尺二寸 利兵衛

一下の下田一畝十二歩 横五間二尺四寸

高五升六合 長さ七間四尺八寸 金右衛門

みそはぎ 横三間四尺八寸

一下田一畝歩 長さ九間三尺 同人

高五升 横七間

一下田二畝六歩 高一斗一升

高七升 高五升

一下田四畝十二歩 長さ十五間一尺二寸 龍性院

高二斗二升 横八間三尺六寸

一下の下畑六畝三歩 長さ二十二間一尺二寸 吉右衛門

高一斗二升二合 横八間一尺二寸

沢又

一下田一畝二十一歩 長さ十間三尺 権左衛門

高八升五合 横四間四尺八寸

一下田四畝二十七歩 長さ十六間五尺四寸 吉右衛門

高二斗四升五合 横八間四尺二寸

一下田十八歩 長さ五間 彦左衛門

高三升 横三間一尺八寸

こいど 長さ三間一尺二寸 同人

一下田九歩 横三間

宮のうしろ 長さ十一間 三右衛門

一下の下田一畝十八歩 横四間一尺八寸

高六升四合 長さ二十五間 同人

一下の下田五畝十五歩 横六間三尺六寸

高二斗二升

すげの沢 長さ六間四尺二寸 彦左衛門

一下の下田一畝六歩 八合 横五間一尺二寸

西の谷 長さ十八間 作右衛門

一下田五畝十八歩 横九間二尺四寸

高二斗八升 長さ二十間 同人

一下田一畝二十七歩 横二間五尺四寸

高九升五合 長さ七間四尺二寸 金右衛門

一下の下田二十四歩 横三間六寸

高三升二合

こうのす

一下田二畝二十一歩 長さ十一間三尺 彦左衛門

高一斗三升五合 横七間

一下田一畝十二歩 長さ六間五尺四寸 小兵衛

高七升 横六間一尺二寸

一下田一畝二十一歩 長さ九間 与右衛門

高八升五合 横五間四尺八寸

一下田一畝六歩 長さ十一間一尺二寸 長兵衛

高六升 横三間六寸

ほそ田 長さ八間 惣左衛門

一下田十八歩 横二間一尺二寸

いどくぼ 長さ七間四尺八寸 与左衛門

一下の下田一畝歩 横三間四尺八寸

西原 高さ四升 長さ十三間三尺 新右衛門

一下の下畑四畝十八歩 横十間一尺八寸

高九升二合

右之券

下田四反五畝十八歩
 高二石二斗八升
 下田二反六畝二十一歩
 四斗代
 高一石六升八合
 下畑二反二畝二十七歩
 三斗代
 高六斗八升七合
 下の下畑五反三畝二十四歩
 二斗代
 高一石七斗六合
 高合わせ五石一斗一升一合

御勘定
 藤田三郎左衛門印
 布施弥市郎印
 菅沼久次郎印
 磯勘助印
 下村治兵衛印
 林又七郎印
 川島平内印
 作藤新八郎印
 雜賀源藏印
 諸井仲右衛門印
 新居清太夫印

高合右左

右者上総国市原郡勝間村見取り場検地依

作付六反六畝四斗七升三合三厘

相控有也

享保十三年申七月

市代定

野田三郎左衛門

右の通り検地相決り有也

寛播磨守印

享保十三年申七月

右の寄せ

下田四反五畝十八歩
 高二石二斗八升
 下田二反六畝二十一歩
 四斗代
 高一石六升八合
 下畑二反二畝二十七歩
 三斗代
 高六斗八升七合
 下の下畑五反三畝二十四歩
 二斗代
 高一石七斗六合
 高合わせ五石一斗一升一合

右は上総国市原郡勝間村見取り場検地
 仰せ付けらるるにより、六尺一分間竿をもって一反三百歩のつも
 り相極(決)めるものなり。

享保十三年申七月

御代官 野田三郎左衛門印
 御勘定 布施弥市郎印
 菅沼久次郎印
 同 磯勘助印
 下役 磯勘助印
 同 下村治兵衛印
 同 林又七郎印
 同 川島平内印
 同 作藤新八郎印
 帳付役 作藤新八郎印
 同 雜賀源藏印
 同 諸井仲右衛門印
 同 新居清太夫印
 同 安(案)内 八郎兵衛印
 同 金右衛門印
 同 新左衛門印
 同 久左衛門印

寛播磨守印

享保十三年申七月

一坪
林畑三畝十八歩
長三十九間三尺
三右衛門

一林畑四畝六歩
長十一間三尺
八郎兵衛

一田十八歩
長六間
又兵衛

右之寄

下田十八歩

林畑七畝二十四歩

高合一斗五升六合

右は上総(国)市原郡勝間村見取り場検地

作付之土を市原同等以て至五斗五升六合
天也

御代官 原新六郎印
御勘定 村上作五左衛門印
同 吉岡権右衛門印
下役 作藤庄八印

一の坪

一林畑三畝十八歩
長三十九間三尺
三右衛門

高七升二合
横五間三尺

兎谷

一林畑四畝六歩
長十一間三尺
八郎兵衛

高八升四合
横十一間

長さく

一下田十八歩
長六間
又兵衛

高三升
横三間

右の寄せ

下田十八歩
五斗代

高三升

林畑七畝二十四歩
二斗代

高一斗五升六合

高合一斗五升六合

この反別八畝十二歩

右は上総(国)市原郡勝間村見取り場検地

仰せ付けらるにより、六尺一分間竿をもって一反三百歩のつも

り相極(決)めるものなり。

享保二十年卯十二月

御代官 原新六郎印
御勘定 村上作五左衛門印
同 吉岡権右衛門印
下役 作藤庄八印

〃 津田英彦守下

〃 渡邊用助守下

〃 田村玄春守下

〃 申六忠 守下

〃 松井小右衛門守下

〃 田邊弁藏守下

〃 池上政右衛門守下

〃 甚之丞

〃 甚之丞

〃 利兵衛

〃 重右衛門

〃 庄左衛門

右之通 檢地相控者也

松波筑後守下

享保二十年閏十一月

檢地帳三冊

紙二十八枚

右之通 家之

明治二年巳八月吉日吉日字之

甚之丞

右のとおり檢地、相決めるものなり。

松波筑後守印

享保二十年卯十二月

檢地帳三冊

紙二十八枚

右のとおりこれを写す

明治二年巳八月吉日これを写す 名主 甚之丞

明治三年

竹田覺

二月廿九日

一宮藩

松崎省吾様
乗松一也様

右の者御通行につき六地(蔵)村へ勤めること
午二月二十一日

道杯増中より返し暖氣の候に
先以存御意の勤役と申す所を度し
候より(御意)候と申す所先新道切
開き一条につき一統の集評罷(まかり)あり候ところ、正人足
に(締め)相勤め申したき趣お願い候間、右の段、御割元へ
相願い候ところご承知斯(かく)あらせられ候間、左にご承知
下されべく候、ついてはかねて申し上げおき候昨歳(年)中

明治3年(1870) 深山家文書384
菊間藩御用留

明治三年
御用覚え
午二月二十一日

豎帳

一宮藩

松崎省吾様
乗松一也様

右の者御通行につき六地(蔵)村へ勤めること
午二月二十一日

廻状をもって御意を得候、追々暖氣に相なり候ところ
まずもって各々(おのおの)様方ますます御勤役お揃い遊ばさ
れ大慶の
至り存じ奉り候、然者(しからば)今般大手先新道切り
開き一条につき一統の集評罷(まかり)あり候ところ、正人足
に(締め)相勤め申したき趣お願い候間、右の段、御割元へ
相願い候ところご承知斯(かく)あらせられ候間、左にご承知
下されべく候、ついてはかねて申し上げおき候昨歳(年)中

引き方悪金引き替え一条、郡中村郷集會
につき下拙（げせつ）惣（総）代にまかり成り諸入用外に小田部
村、
荻作村両村一件お見舞い、なおまた今般
大手先新道一条につき立て替え金割合左に。

二貫一又
小田部村一件
荻作村一件
高割り
引き方悪金一条
諸入用
五か村高割り
小田部村一件
ただし酒四升代

一金一兩一朱と
二百七十二文
高割り
引き方悪金一条
諸入用
五か村高割り
小田部村一件
ただし酒四升代

二貫一又
小田部村一件
荻作村一件
高割り
引き方悪金一条
諸入用
五か村高割り
小田部村一件
ただし酒四升代

一 九貫六百三十二文
一 十三貫と三十一文
一 五貫六百三十三文
一 七貫八百七十五文
一 八貫四十二文
一 十四貫三百八十文
一 縮め三兩三分三朱と

荻作村
小田部村
能満村
市原村

（一）同一分
縮め三兩三分三朱と
十四貫三百八十文
八貫四十二文
七貫八百七十五文
五貫六百三十三文
十三貫と三十一文
九貫六百三十二文

荻作村
小田部村
能満村
市原村

奉り申上り

右の通り御用度方より

奉り申上り

右の通り御用度方より

右村々

御用度方より奉り申上り候へども、先頃よりたびたび相達し候
大旨先新道御普請の儀、いよいよ明後二十五(日)
入札と取り極(決)まり候間、請け負い望みの者は九つ時まで
にまかり出、入札いたし候よう相達し申すべく候、
この状、村名下請印の上、弁(わきまえ)をもって村早々
順達、留りより相返し下されべく候。以上

右村々

西中

草薙(刈)村
大厩村
久々津村
荻作村
小田部村

右村々
名主衆中

九貫五百五十七文

山木村

右のとおり割り、取り調べ差し上げ候あいだ

ご出金の上、早々次村へご願(順)達留りより

抽村へお返し下されべく候。

二月二十二日

山木村

名主金右衛門印

右村々

御名主衆中

廻状をもって申し入れ候、しからは先頃よりたびたび相達し候
大手先新道御普請の儀、いよいよ明後二十五(日)
入札と取り極(決)まり候間、請け負い望みの者は九つ時まで
にまかり出、入札いたし候よう相達し申すべく候、
この状、村名下請印の上、弁(わきまえ)をもって村早々
順達、留りより相返し下されべく候。以上

二月二十三日

割元会所

西中

菊間村
上古市場村
草薙(刈)村
大厩村
久々津村
荻作村
小田部村
勝間村
武士村
新堀村
福増村

右村々
名主衆中

御布令案

近年諸色ならびに手間運送賃とも、都(すべ)て格別高直(値)に相成り候については、当午より五か年の間、役船御用相勤め候賃銀(金)御定めの間、値段へ七割増し加え御払い下げ相成り候につき、船賃加上納役永銭も右に準じ、七割増し御年貢銭ばかり上納の船は二倍増し、日除(よけ)船は一倍増しをもつて同様、年限りとも上納なさるべく、この旨東京ならびに関八州川筋へ乗り入れ、相稼ぎ候船所持の者へ洩れざるよう触れ知らせべきものなり。

明治三年二月

東京府

別紙のとおり御布令出候間、村々役人その意を得、小前一同へ洩れざるよう申し聞け、もつとも社寺へも申し通すべくこの廻状村名下請印令(せしめ)早々順達、留りより相返すべきものなり。

菊間藩

上総国市原郡

- 菊間村 武士村
- 上古市場村 新堀村
- 草刈村 福増村
- 大厩村 右村々
- 久々津村 名主
- 荻作村 組頭
- 小田部村 百姓代
- 勝間村

- 兼名村
- 寺前村
- 大蔵村
- 久々津村
- 荻作村
- 少田部村
- 勝間村
- 兼名村
- 寺前村
- 大蔵村
- 久々津村
- 荻作村
- 少田部村
- 勝間村

別紙通り御布令出候間、村々役人その意を得、小前一同へ洩れざるよう申し聞け、もつとも社寺へも申し通すべくこの廻状村名下請印令(せしめ)早々順達、留りより相返すべきものなり。

上総国市原郡

出状書向藩殿

貴令所迄所悪事ども徘徊

民家へ押し入り、盗み、悪事等

業これあり、これにより取り締まりとして

知農局付属の者、不時見廻り

出役致し候の条、村々役人

その意を得、小前末々まで洩れざるよう通

達致すべきものなり。

追って出役の者、名前心得のため左のとおり。

内野繁太郎 宮本弁次郎

辻邑 栄 杉山弥門

深沢為之祐 岩崎喜代次

細谷貢太 高野千太郎

久保直四郎 杉浦軍次

佐藤民次郎 林 四郎

この主締め十四人

廻状をもつて申し入れ候、しからは大手筋新道御普請の趣、

かねて相達し候とおり、御支配所内請負人ども御入

札致させ、先月二十七日御役所において開札致し候ところ

別紙のとおり十五沢村弁次へ落札、この段相達し

申し候、廻状村名、請印せしめ早々順達留り村より

返却給うべく候。以上

午三月五日 割元会所

内野繁太郎 宮本弁次郎

辻邑 栄 杉山弥門

深沢為之祐 岩崎喜代次

細谷貢太 高野千太郎

久保直四郎 杉浦軍次

佐藤民次郎 林 四郎

この主締め十四人

廻状をもつて申し入れ候、しからは大手筋新道御普請の趣、

かねて相達し候とおり、御支配所内請負人ども御入

札致させ、先月二十七日御役所において開札致し候ところ

別紙のとおり十五沢村弁次へ落札、この段相達し

申し候、廻状村名、請印せしめ早々順達留り村より

返却給うべく候。以上

午三月五日 割元会所

菅内村
子古橋村
菅内村
大厩村
久津村
産地村
子古橋村

菅内村
或古村
新堀村
福増村
水口
右津村

別紙のとおり仰せ付けられ候間、相達し申し候、
この廻状村名下へ請印の上、早々
順達、留り村より返却給うべく候。以上
午三月六日
割元会所

割元
会所

菅内村
古橋村
菅内村
大厩村
久津村
産地村
子古橋村

水口弁造
持田□馬
神谷仲次郎

右の人去月十五日

知農付け使部本役仰せ付けられ候
午三月

右の人去月十五日
知農付け使部本役仰せ付けられ候
午三月

菊間村
上古市場村
草刈村
大厩村
久々津村
荻作村
小田部村
勝間村

勝間村
武士村
新堀村
福増村
右村々
役人衆中

水口弁造
持田□馬
神谷仲次郎

燒

一金三百九十九兩一朱と錢二百七十二文 十五沢村 弁次

一金四百三十九兩一分と同一貫文 菊間村 佐兵衛

一金五百七十四兩三分二朱と五百四十文 上古市場村 庄助

一金五百二十六兩十四文なり 八幡 万造

先

二宮宮藩 權少參事

右の者御通行につき六地藏村へ勤めること
午三月十一日 人足三人

覚

一金三百九十九兩一朱と錢二百七十二文 十五沢村 弁次

一金四百三十九兩一分と同一貫文 菊間村 佐兵衛

一金五百七十四兩三分二朱と五百四十文 上古市場村 庄助

一金五百二十六兩十四文なり 八幡 万造

覚

一の宮藩 權少參事
右の者御通行につき六地藏村へ勤めること
午三月十一日 人足三人

先般

朝廷より御分(布)令あらせられ候とおり痘瘡(ほうそう)の儀は

小児の大厄難に候ところ、方々種痘良法これを望み候えども末々の者に至り候ては等閑(なわざり)に打ち過ぎ候より、自然瘡(はやりほうそう)にかかり□□の死におよび、

あるいは
不具の姿に相成り候者少なからざる趣に相聞け不便(ふびん)の至りにつき、なお種痘の儀厚く御世話あらせられ、

普(あまね)く天下の生民を御救助遊ばされべくとの厚き御仁恵に基づき奉り当藩においても□□

免許、種痘相続き候条、各(おのおの)その旨を感戴、期日どおり医局へまかり出、種痘相受け申すべきこと。

種痘日割り
三月十三日、十九日、二十五日
四月一日、七日、十三日、十九日、二十五日
午三月十日出

種痘日割り

三月十三日、十九日、二十五日
四月一日、七日、十三日、十九日、二十五日
午三月十日出

種痘日割り

種痘日割り

此の通り申す所は、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ

右の通り申す所は、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ
 御用度申上り候へば、御村々へ

三月二十八日

長柄山村
 滝口村
 勝間村
 海士村
 有木村
 中谷原村

廻状をもって貴意を得候、おのおの様方ますます御勤役の条、
 喜び存じ奉り候、
 しからは当村野地、籠(かこ)草刈り取り方機(期)に相成り
 候について
 「一」筋として相成り申さず、よって□□急度(きつと)
 改められ村方はもちろんその御村々とも鎌(かま)留め致し置
 き
 たく候、もつとも明け方の儀は追って
 ご沙汰申し上げべく候、当年柄の
 ことゆえなるたけ取り急ぎご沙汰申し上げべく候、
 右の趣、御村々御一統衆へ洩れざるよう
 ご通達方お取り計らい願ひ上げ候、かつご承知これなき
 御村方はそれまで互いに御□合候儀につき、ご承引の上は御村
 名下
 請印せしめ早々順達留りより
 お返し下されべく候。以上

三月二十八日

長柄山村
 滝口村
 勝間村
 海士村
 有木村
 中谷原村

明治三年

竹用為

四月二十二日

八幡宿、五所村、五井宿、大坪村、
海土有木村、山倉村、西広村、荻作村、
小田部村、勝間村、
右村々沼津助郷の儀につき、申し渡し義（儀）
これあり候あいだ、明二十二日四つ時罷（まかり）出べく候
この廻状請印令（せしめ）、早々順達留りより相返すべき
ものなり。
午四月二十二日
菊間藩御役所

右村々無宿源藏儀、引き渡しのため明二十二日
早朝、付属の者村方へ差し遣わし
候あいだ、縄取り番非人一人、村役人の内
一人、同々（道）致し、宮谷県へ引き渡し
申すべく候、この書付請印せしめ追って相返すべきものなり。
午四月二十一日
右村
名主、組頭、百姓代

明治3年(1870) 深山家文書393
菊間藩御用留

明治三年
御用留
四月二十二日

縦 帳

知事公、明二十三日五つ時御供揃いにて
 その村々、御巡見仰せ出され候あいだ、
 村々役人地境へまかり出、御先立ち
 致すべく候、もつとも小田部村にて屋御弁当所に
 相成り、かつ草刈村、勝間村、大厩村にて
 御小休に相成り候あいだ、湯茶の用意
 致し置き申すべし、その外差し出し物等決して
 相成らず候あいだ、村々役人心得違ひ
 これなきよう致すべく候、この廻状刻付けをもって
 村名下請印せしめ、即刻順達、
 留りより相返すべきものなり。
 四月二十二日
 菊間、上古市場、草刈、久々津、荻作
 小田部、勝間、大厩
 右村々名主
 組頭
 百姓

右の通り、御巡見仰せ出され候あいだ、
 村々役人地境へまかり出、御先立ち
 致すべく候、もつとも小田部村にて屋御弁当所に
 相成り、かつ草刈村、勝間村、大厩村にて
 御小休に相成り候あいだ、湯茶の用意
 致し置き申すべし、その外差し出し物等決して
 相成らず候あいだ、村々役人心得違ひ
 これなきよう致すべく候、この廻状刻付けをもって
 村名下請印せしめ、即刻順達、
 留りより相返すべきものなり。
 四月二十二日
 菊間、上古市場、草刈、久々津、荻作
 小田部、勝間、大厩
 右村々名主
 組頭
 百姓

右の通り、御巡見仰せ出され候あいだ、
 村々役人地境へまかり出、御先立ち
 致すべく候、もつとも小田部村にて屋御弁当所に
 相成り、かつ草刈村、勝間村、大厩村にて
 御小休に相成り候あいだ、湯茶の用意
 致し置き申すべし、その外差し出し物等決して
 相成らず候あいだ、村々役人心得違ひ
 これなきよう致すべく候、この廻状刻付けをもって
 村名下請印せしめ、即刻順達、
 留りより相返すべきものなり。
 四月二十二日
 菊間、上古市場、草刈、久々津、荻作
 小田部、勝間、大厩
 右村々名主
 組頭
 百姓

右の通り、御巡見仰せ出され候あいだ、
 村々役人地境へまかり出、御先立ち
 致すべく候、もつとも小田部村にて屋御弁当所に
 相成り、かつ草刈村、勝間村、大厩村にて
 御小休に相成り候あいだ、湯茶の用意
 致し置き申すべし、その外差し出し物等決して
 相成らず候あいだ、村々役人心得違ひ
 これなきよう致すべく候、この廻状刻付けをもって
 村名下請印せしめ、即刻順達、
 留りより相返すべきものなり。
 四月二十二日
 菊間、上古市場、草刈、久々津、荻作
 小田部、勝間、大厩
 右村々名主
 組頭
 百姓

知事公、明二十三日五つ時御供揃いにて
 その村々、御巡見仰せ出され候あいだ、
 村々役人地境へまかり出、御先立ち
 致すべく候、もつとも小田部村にて屋御弁当所に
 相成り、かつ草刈村、勝間村、大厩村にて
 御小休に相成り候あいだ、湯茶の用意
 致し置き申すべし、その外差し出し物等決して
 相成らず候あいだ、村々役人心得違ひ
 これなきよう致すべく候、この廻状刻付けをもって
 村名下請印せしめ、即刻順達、
 留りより相返すべきものなり。
 四月二十二日
 菊間、上古市場、草刈、久々津、荻作
 小田部、勝間、大厩
 右村々名主
 組頭
 百姓

一の宮藩六地藏村
 右は明二十九日御通行御継ぎ立て書面の状々、
 高白石につき人足二人ずつの割合をもって明二十九日
 暁（あけ）六つ時まで、当触れ参着仕るべく候よう、お差し遣
 わし
 成され候、もつとも才（宰）領一人相添え印形持参
 下さるべく候。
 四月二十八日
 御伝馬所
 勝間村人足五人
 滝口村人足三人

其の御座候所、右助、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

三刻、沼津御座候之儀、申付、御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

菊間藩
沼津御座候

一、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

一、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

一、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

一、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候
申付、御座候所、沼津御座候

その村々沼津宿助郷一件の儀（に）つき
申し聞け儀これある間、即刻まかり出べく候、
御廻状刻付けをもって早（々）順達、留りより
相返すべきものなり。

菊間藩

その村々沼津助郷の儀につき申し聞け儀
これある間、明九日五つ時まかり出べく候、
この廻状請印せしめ刻付けをもって早々
順達留りより相返すべきものなり。

午上刻出 菊間藩

- 菊間村
- 上古市場村
- 草刈村
- 大厩村
- 久々津村
- 荻作村
- 小田部村
- 勝間村
- 武士村
- 新堀村
- 福増村
- 右村々
- 名主、組頭、百姓（代）

菊間御役所

蒸気郵（船）規則

一郵船出定日の儀は一日と相定め、甲乙二艘（そう）をもつて（以下を省略しました）

此書先とて是敷是段内村の村に
生を親しむるに之より右同日持参相納むべく候。
一云と年皆済目録相渡し候あいだ、小手形
持参まかり出べく候、もつとも御年貢米、金納
残りこれある村々は追って相渡し候条、
その意を得べく候。以上
菊間藩

世話儀は
世話人名前

定三月御布告のとおり牛馬渡世の
者へ鑑札相渡し、冥加金上納仰せ付けられ候あいだ、
名前取り調べ、来る六月二日までに差し出すべく候、
もつとも右渡世の者これなき村方は
その段届け出べく候、この廻状村名下請印せしめ、
早々順達、留りより相返すべきものなり。
午五月二十九日

此書先とて是敷是段内村の村に
生を親しむるに之より右同日持参相納むべく候。
一云と年皆済目録相渡し候あいだ、小手形
持参まかり出べく候、もつとも御年貢米、金納
残りこれある村々は追って相渡し候条、
その意を得べく候。以上
菊間藩

世話人名前
世話人名前

此書先とて是敷是段内村の村に
生を親しむるに之より右同日持参相納むべく候。
一云と年皆済目録相渡し候あいだ、小手形
持参まかり出べく候、もつとも御年貢米、金納
残りこれある村々は追って相渡し候条、
その意を得べく候。以上
菊間藩

追ってこれまで定式、夏成納め来たり候村々は
先規のとおり取り立ての上、右同日持参相納むべく候。
(一) 去る巳年皆済目録相渡し候あいだ、小手形
持参まかり出べく候、もつとも御年貢米、金納
残りこれある村々は追って相渡し候条、
その意を得べく候。以上
菊間藩

このたび儀(議)定の書

世話人名前

島田佐四郎、行間七之助、津田米次郎
金子福太郎、中川惣兵衛、村井祐太郎
小池弓之助、西井見太郎
下筋取締方 藤枝半兵衛
午四月十五日改め

なおなおこのたび先の世話人ども子細これあり「
」の者残らず世話人相□り候あいだ、以来、右名前何よう
の儀申し上げ候とも仕切りの儀、お取り合い下さるまじく候、
よつてはこの段お改め申し上げ置き候。

議定世話人印

小田部村、勝間村、瀧口村

当三月中御布告のとおり牛馬渡世の
者へ鑑札相渡し、冥加金上納仰せ付けられ候あいだ、
名前取り調べ、来る六月二日までに差し出すべく候、
もつとも右渡世の者これなき村方は
その段届け出べく候、この廻状村名下請印せしめ、
早々順達、留りより相返すべきものなり。
午五月二十九日

とありて書か

静岡藩

右は今晩当村へ止宿遊ばされ候につき御継ぎ立
人足仰せ付けられ、これにより書面の村々高(百)石につき
人足二人ずつの割合をもつて今晚当村々次々に参
着仕るよう御差し出し相成り候趣、幸領一人相添え印形持
参すべき候こと。
午六月四日

御伝馬所
瀧口村人足三人
勝間村五人
右村々御役所

御役所
女形
大坂所

追ってこの廻状村下へ請印せしめ、早々順達
相返すべく候
右は去る巳御年貢米の内、書面の俵数、
明九日菊間御蔵前へ付け出し、村役人
差し添え相納めべく候、この廻状、村名下請印せしめ、
早々順達留りより相返すべきものなり。
六月七日

菊間藩出

- 一米十一俵荻作村、米五十一俵勝間村
- 一米二俵新堀村、米二俵福増村
- 一米百五十俵海土有木村、米八十三俵
- 大坪村、米三十一俵西広村、米三十俵
- 新生村、米二俵糸久村、米二十八俵
- 高坂村 (縮め)

外國輸出蚕卵紙の儀、二月二十日まで
 製作員数およそ積（つもり）申し立ての上、一輸出免許
 の鑑札願ひ請けべき段、先般相達し置き候ところ、
 右申し立て遺漏の分もこれあり、期限に差しかかり
 それぞれ締めさせ輸出成らず候てはその者ども
 難波させべく候につき、当年の儀は右期
 限に拘（か）かわら）ず申し立て次第、免許致すべく候こと。
 かねて御布告これあり候とおり、牛馬渡
 世の者へ御鑑札相渡し候あいだ、
 冥加金三分ずつ持参、村役人差し添え
 印形これを持ち、来る十五日四つ時上納致すべきものなり。

菊間藩庁 庚午六月十一日

上総市（国）市原郡菊間村 清藏、岩次郎
 甚五郎伴（せがれ）兼吉
 上古市場村 多七

上総市 市原郡
 海土有木村
 名主弥三郎
 多七

此の儀の通り、追つて暑氣相増し候えども各々（お
 のおの）様ますますご清栄御勤役の条、欣然（きんぜん）の至
 りに存じ奉り候
 しからば沼津宿一条、態（わざわざ）示談不行き届き候につき、
 組合助郷苦情書き上げべき旨、仰せ渡され候につき昨日
 嘆願書差し上げ候ところ、今日書面御下げ相成り、
 右は朝廷へ差し上げ候書面につき、村ごと名主調印
 致すべき旨、仰せ渡（され）候につき明早朝差し上げ候、
 右の段申し上げ候、よって明十三日朝六つ時、印形持参
 ご苦労ながらご名代なく郷宿へご入来下されべく候。
 まずは右の段御意を得たく廻状刻限をもって順達、
 留りより御村その節ご返却下さるべく候。以上
 庚午六月十二日

申上刻 海土有木村、名主弥三郎

武土村
 勝間村
 小田部村
 荻作村
 右御村々 御名主中
 御出張下さるべく候。以上

追って申し上げるは右刻限いずれ御村方は菊間郷宿へ
 御出張下さるべく候。以上

御同道ご入費ならびに臨時入用立て替え共、割見前
 より仕分帳に書き出し□候につき、篤(とく)とご相談の上、
 ご接
 抄仕りたく存じ奉り候、ご苦労ながら来る二十三日晴雨とも
 朝時、当宿大橋屋へご出会くだされたく希(こいねがい)奉り
 候、廻状ご披見合し順達下され候。已(以)上

午六月十九日
 八幡宿 名主 嘉市郎
 末筆ながら申し上げ候、御組の内未だご決体(定)にも成られ
 ず御村方は当日までにご談決の上ご出席仕るべく候。以上

武土村、勝間村、小田部村、荻作村

右御村々 御名主中

追って申し上げるは右刻限いずれ御村方は菊間郷宿へ
御出張下さるべく候。以上

廻状をもってその意を得候、とかく不揃いの時候にてご同意
困り入り候、しからば過日参上仕りお願い申し上げ候、か
ねて若

宮八幡宮御神楽講いよいよもって明十八日四つ時より

御神楽興行いたし、相済み次第、本齋(くじ)

切り始め申し候あいだ、この段ご通達成し下され候よう

右社役人より相願われ候につき、この段急ぎ廻状を
もってご沙汰申し上げ候。以上

六月十八日 郷宿 清之兵衛より

写

廻状をもって御意を得候、まずもって向暑の砌(みぎり)にこ

ざ候、□弥(いよいよ)各々(おのおの)様方益(ますます)

ご勇健あらせられお勤役

限りなく不斜(ななめならず)賀し奉り候、しからば今般、菊

間大手先新道

御同道ご入費ならびに臨時入用立て替え共、割見前

より仕分帳に書き出し□候につき、篤(とく)とご相談の上、
ご接

抄仕りたく存じ奉り候、ご苦労ながら来る二十三日晴雨とも

朝時、当宿大橋屋へご出会くだされたく希(こいねがい)奉り

候、廻状ご披見合し順達下され候。已(以)上

午六月十九日 八幡宿 名主 嘉市郎

末筆ながら申し上げ候、御組の内未だご決体(定)にも成られ
ず御村方は当日までにご談決の上ご出席仕るべく候。以上

村々において当暮れ、一会講と唱え富籤(くじ)らしき
こと発行致し候やの風聞専らこれあり、
右は兼々(かねがね)御法度筋儀にて第一下々
不人氣に相成る基にてよろしからざる儀につき、向後
右よりの催しこれあるにおいては発起
人は申すにおよばず、右へ携わり候者はきつと
取り調べ、臨時廻り先においてご容赦なく
召し捕り、嚴重吟味におよぶべく候、仮令(たとえ)他支配の
者

右は御方様当駅へ止宿に相成り、すなわちその御村方へ
人馬触れ当て申し候間、今泊り役に人馬御差し出し候ところ、
もつとも定例のとおり幸領一人相添え印形
ご持参下さるべく候、かつこの廻状受印致し、
早々順達留り村より相戻し下さるべく候。

八戸、石巻少属様
右は御方様当駅へ止宿に相成り、すなわちその御村方へ
人馬触れ当て申し候間、今泊り役に人馬御差し出し候ところ、
もつとも定例のとおり幸領一人相添え印形
ご持参下さるべく候、かつこの廻状受印致し、
早々順達留り村より相戻し下さるべく候。

六月二十七日 菊間藩 御役所

右は御方様当駅へ止宿に相成り、すなわちその御村方へ
人馬触れ当て申し候間、今泊り役に人馬御差し出し候ところ、
もつとも定例のとおり幸領一人相添え印形
ご持参下さるべく候、かつこの廻状受印致し、
早々順達留り村より相戻し下さるべく候。

右は御方様当駅へ止宿に相成り、すなわちその御村方へ
人馬触れ当て申し候間、今泊り役に人馬御差し出し候ところ、
もつとも定例のとおり幸領一人相添え印形
ご持参下さるべく候、かつこの廻状受印致し、
早々順達留り村より相戻し下さるべく候。

龍の口村 人足四人
勝間村 人足五人、馬一匹

右は御方様当駅へ止宿に相成り、すなわちその御村方へ
人馬触れ当て申し候間、今泊り役に人馬御差し出し候ところ、
もつとも定例のとおり幸領一人相添え印形
ご持参下さるべく候、かつこの廻状受印致し、
早々順達留り村より相戻し下さるべく候。

廻状をもって申し入れ候、陳(のぶれ)は昨已御年貢米の内、
その御村方へお預け仰せ付けられ候、御囲い初め、
ご都合もあらせられ候につき、来る十六日までに摺立て置き、
一俵米四斗山五合入りの納めに仰せ付けられ候あいだ、この段
相達し

上総市原郡 勝間村 年番名主 直右衛門

大厩村

久々津村

荻作村

小田部村

勝間村

武士村

新堀村

福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

菊間村、上古市場村、草刈村、

大厩村、久々津村、荻作村、

小田部村、勝間村、武士村

新堀村、福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

上総市原郡 勝間村 年番名主 直右衛門

大厩村

久々津村

荻作村

小田部村

勝間村

武士村

新堀村

福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

菊間村、上古市場村、草刈村、

大厩村、久々津村、荻作村、

小田部村、勝間村、武士村

新堀村、福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

上総市原郡 勝間村 年番名主 直右衛門

大厩村

久々津村

荻作村

小田部村

勝間村

武士村

新堀村

福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

菊間村、上古市場村、草刈村、

大厩村、久々津村、荻作村、

小田部村、勝間村、武士村

新堀村、福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

上総市原郡 勝間村 年番名主 直右衛門

大厩村

久々津村

荻作村

小田部村

勝間村

武士村

新堀村

福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

菊間村、上古市場村、草刈村、

大厩村、久々津村、荻作村、

小田部村、勝間村、武士村

新堀村、福増村

右村役人衆中

割元出

午七月九日出し

十日参

追って申し入れ候もみ立て摺(すり)人足、ご手配下され置かれ候あいだ
念のため申し入れ候。以上

上総(国)市原郡
勝間村 年番名主

一米一俵勘之丞方より七月八日夜盗み取られ候。
上総国市原郡

勝間村
年番名主 直右衛門

一東京府口宮門町
無宿 勝五郎 午二十五才

一武州長柄郡貝塚村
無宿 政吉 午十六才

顔丸く色白く、背低く肥肉
顔長く色白く、中背中肉

(この間を省略しました)
(縮め) 十三人

右の者ども一昨六日夜半、宮谷県破牢取り逃げに及び候につき
自然御支配所立ち廻り申すべき哉（や）も計りがたく、右体
（てい）の見
当たり次第手当て致し、即刻訴え出べく候、この廻状受印せし
め、早々順達、留りより相返すべきものなり。

午七月十日

菊間藩庁

上総国市原郡

- 菊間村、上古市場村、草刈村、大厩村
- 久々津村、荻作村、小田部村、勝間村
- 武士村、新堀村、福増村
- 右村々 名主、組頭、百姓代

廻状をもって申し入れ候、然者（しからば）大手筋新道御普請
の儀、出来申し上げにて出精相勤め候段、寄（奇）特のことに
思召（おぼしめ）され
候、これにより一か村金百足ずつ御目録頂戴（ちようだい）仰
せ付けられ

預かり置き候間、ついで節まかり出、請け取り候よう致した
く候、この廻状村名下請印の上、早々順達留りより
返却給（たまう）べく候。以上

七月十三日

割元会所印

- 菊間、上古市場、草刈（刈）、大厩、久々津
- 荻作、小田部、勝間、武士、新堀、福増

追って申し入れ候八幡宿割元新一郎方へ、
印形持参まかり出候よう致したく候。以上
廻状をもって申し入れ候、しからは御囲靱（もみ）すり立ての
儀、先日相達し申し置き候、右米明後十九日、菊間御
役所前へ付け出し、村役人差し添え、改めを受け相納め
申すべき旨仰せ渡され候あいだ、この段申し入れ候、廻状村名
請印せしめ、早々順達留りより返却たまうべく候。以上

午七月十八日

割元会所

右の者ども一昨六日夜半、宮谷県破牢取り逃げに及び候につき
自然御支配所立ち廻り申すべき哉（や）も計りがたく、右体
（てい）の見
当たり次第手当て致し、即刻訴え出べく候、この廻状受印せし
め、早々順達、留りより相返すべきものなり。

午七月十日

- 菊間村、上古市場村、草刈村、大厩村
- 久々津村、荻作村、小田部村、勝間村
- 武士村、新堀村、福増村
- 右村々 名主、組頭、百姓代

御普請の儀、出来申し上げにて出精相勤め候段、寄（奇）特のことに思召（おぼしめ）され候、これにより一か村金百足ずつ御目録頂戴（ちようだい）仰せ付けられ

預かり置き候間、ついで節まかり出、請け取り候よう致したく候、この廻状村名下請印の上、早々順達留りより返却給（たまう）べく候。以上

追って申し入れ候八幡宿割元新一郎方へ、印形持参まかり出候よう致したく候。以上
廻状をもって申し入れ候、しからは御囲靱（もみ）すり立ての儀、先日相達し申し置き候、右米明後十九日、菊間御役所前へ付け出し、村役人差し添え、改めを受け相納め申すべき旨仰せ渡され候あいだ、この段申し入れ候、廻状村名請印せしめ、早々順達留りより返却たまうべく候。以上

午七月十八日

割元会所

正徳書付出納願書

御支配所上総国市原郡海士有木村

外九か村役人惣代右々々々々々々

一同申上候事

新堀村、武士村四か村の儀は往古より

係村に還口と長柄郡長柄山村

六地藏村、定助相勤め、右場所遠路、

山坂多分にて往還八、九里これあるにつき、一人

荷物二人、三人に振り分け、昼夜の差別なく

所用相勤め、かつ一役相勤め候には両日相かかり

明治3年(1870) 深山家文書 395
菊間藩沼津駅増助郷免除嘆願書

恐れながら書付をもって御嘆願申し上げ奉り候
御支配所上総国市原郡海士有木村
ほか九か村役人惣(総)代、右名前の者ども
一同申上げ奉り候、海士有木村ほか福増村、
新堀村、武士村四か村の儀は往古より
総村(伊南通り)往還、同国長柄郡長柄山村、
六地藏村へ定助相勤め、右場所遠路、
山坂多分にて往還八、九里これあるにつき、一人
荷物二人、三人に振り分け、昼夜の差別なく
御用相勤め、かつ一役相勤め候には両日相かかり

難波罷(まかり)あり、そのほか五井駅へは加助郷
相勤め来たり、大坪村、西広村、山倉村の儀は
五井駅へ助郷勤め来たり、そのみならず海士有木村
の儀は総付脇往還にて、磯ヶ谷村、
今富村、五井村、郡本村へ臨時諸御用
御継ぎ立て人馬相勤め来たり、勝間村の儀は
同様長柄山駅、六地藏駅へ定助遠路
難波の場所勤め来たり、荻作村、小田部村
の儀は同国市原郡潤井戸駅へ定助、
小組、小高の村々にて勤め来たり候ところ、近年
追々諸家様方御通行多く難波の
折柄(おりがら)、累年連作打ち続き別して土地柄
悪く水旱(かん)の憂(うれい)少なからず、かつ山海に離れ
農業一流、ほかに農間稼ぎこれなく、大小の
百姓疲弊困に苦しみ堪えざるにつき、手明き村々へ
増助郷願いあげたく存じおり候内、去る辰年御頓(討)征
御官軍御通行につき、東海道神奈川
宿より人馬助郷致すべき旨、江川様御役所より
御印章をもって御達しに相成り候につき、自役難波の
折柄驚き入り候えども報い奉るべく、御国恩など

追々諸家様方御通行多く難波の
折柄(おりがら)連作打ち続き別して土地柄
悪く水旱(かん)の憂(うれい)少なからず、かつ山海に離れ
農業一流、ほかに農間稼ぎこれなく、大小の
百姓疲弊困に苦しみ堪えざるにつき、手明き村々へ
増助郷願いあげたく存じおり候内、去る辰年御頓(討)征
御官軍御通行につき、東海道神奈川
宿より人馬助郷致すべき旨、江川様御役所より
御印章をもって御達しに相成り候につき、自役難波の
折柄驚き入り候えども報い奉るべく、御国恩など

右神奈川宿に在りて

一人に御銀を御用玉に御用

脱走士当国へ入り込み候につき、右追符（捕）して

御官軍御同勢数千人御発差し向けに

相成り、当国市原郡所々戦争に相成り、

右継ぎ兩人馬相嵩み候ところ、長柄郡長柄山駅は

柳原殿御通行、潤井戸駅は

御旅館に相成り、御継ぎ立て御用人馬相勤め候内、

耕作手当て等相後れ、ほとんど難渋にまかりあり候ところ、

去る三月東海道駿河国駿東郡

沼津宿より私ども村々新付属仰せ付けられ、

これより去る辰五月より昨巳五月まで勤め埋め

致すべき旨、駅通司御役所より御印章をもって

右宿役人どもより掛け合いに及ばれ村々驚き入り、

御印章へ対し候ては恐縮の至りに存じ奉り候えども、

前件自国御継ぎ立て数分、難儀の折り柄

勤めかね候につき、御免除願いあぐべくと存じ、かねて

昨四月中往古組合後、鶴舞御支配

沼津宿へ御用玉に御用

脱走士当国へ入り込み候につき、右追符（捕）して

御官軍御同勢数千人御発差し向けに

相成り、当国市原郡所々戦争に相成り、

右継ぎ兩人馬相嵩み候ところ、長柄郡長柄山駅は

柳原殿御通行、潤井戸駅は

御旅館に相成り、御継ぎ立て御用人馬相勤め候内、

耕作手当て等相後れ、ほとんど難渋にまかりあり候ところ、

去る三月東海道駿河国駿東郡

沼津宿より私ども村々新付属仰せ付けられ、

これより去る辰五月より昨巳五月まで勤め埋め

致すべき旨、駅通司御役所より御印章をもって

右宿役人どもより掛け合いに及ばれ村々驚き入り、

御印章へ対し候ては恐縮の至りに存じ奉り候えども、

前件自国御継ぎ立て数分、難儀の折り柄

勤めかね候につき、御免除願いあぐべくと存じ、かねて

昨四月中往古組合後、鶴舞御支配

沼津宿へ御用玉に御用

右割高の内十分の一の出銀仕るべき段、右

宿役人へ折り入って掛け合いにおよび候えども行き届き申さず、

しかしながら

一天朝御用も相勤め、父母妻子凍たいの

場合に隔(陥力)り候を相救い養育手当ても仕りたく存じ

候えども、実もって前件の次第累年凶作疲弊

耕し、扶喰(夫食)数分引きたらず売代成るべき品も

これなく進退ことごとく難波至極につき、去る辰巳

両年続き多分のご用捨米下しおかれ、

おかげをもつて国民の疾苦ようやく相凌ぎ候仕合せ、なにと

ぞ

御憐察成し下され、右高あたり(締め)高の内

十分の一を出銀仕り御免除相成り、大小の百姓

御確定に相成り候まで、自己相対の取り引き

致すまじくなど御達しにつき、安心まかりあり候内、

今般民部省御庁より御達しの品もこれあり、

静岡御藩御役人様方へ沼津宿役人

付き添い、去る五月より当午三月晦日までの人馬ならびに

諸入費滞り金など書き頭(あらわし)急速出銀否

申し上ぐべき旨、嚴重仰せ渡され一同恐縮奉り今

当感仕り候のみにて、前後の目的もつき申さざる次第に

候えども、大切の御通行継人馬諸入費の儀につき

難波続きには候えども調達行き届候だけ相勤めべきよう

小前の者どもへ精々出銀仕るべき旨、利(理)解申し聞け

御確定に相成り候えども自己相対の取り引き

静岡御藩御役人様方へ沼津宿役人

付き添い、去る五月より当午三月晦日までの人馬ならびに

諸入費滞り金など書き頭(あらわし)急速出銀否

申し上ぐべき旨、嚴重仰せ渡され一同恐縮奉り今

当感仕り候のみにて、前後の目的もつき申さざる次第に

候えども、大切の御通行継人馬諸入費の儀につき

難波続きには候えども調達行き届候だけ相勤めべきよう

小前の者どもへ精々出銀仕るべき旨、利(理)解申し聞け

御確定に相成り候えども自己相対の取り引き

静岡御藩御役人様方へ沼津宿役人

付き添い、去る五月より当午三月晦日までの人馬ならびに

諸入費滞り金など書き頭(あらわし)急速出銀否

申し上ぐべき旨、嚴重仰せ渡され一同恐縮奉り今

御確定に相成り候えども自己相対の取り引き

静岡御藩御役人様方へ沼津宿役人

付き添い、去る五月より当午三月晦日までの人馬ならびに

諸入費滞り金など書き頭(あらわし)急速出銀否

申し上ぐべき旨、嚴重仰せ渡され一同恐縮奉り今

当感仕り候のみにて、前後の目的もつき申さざる次第に

候えども、大切の御通行継人馬諸入費の儀につき

難波続きには候えども調達行き届候だけ相勤めべきよう

小前の者どもへ精々出銀仕るべき旨、利(理)解申し聞け

御確定に相成り候えども自己相対の取り引き

静岡御藩御役人様方へ沼津宿役人

付き添い、去る五月より当午三月晦日までの人馬ならびに

諸入費滞り金など書き頭(あらわし)急速出銀否

申し上ぐべき旨、嚴重仰せ渡され一同恐縮奉り今

当感仕り候のみにて、前後の目的もつき申さざる次第に

候えども、大切の御通行継人馬諸入費の儀につき

難波続きには候えども調達行き届候だけ相勤めべきよう

小前の者どもへ精々出銀仕るべき旨、利(理)解申し聞け

御確定に相成り候えども自己相対の取り引き

安穩に相統相成り候ようひとえに嘆願奉り候、右願いのとお

り

安穩に相統相成り候ようひとえに嘆願奉り候、右願いのとお

御支配所

明治三年
五月十二日

福増村

新堀村

武士村

勝間村

小田部村

荻作村

山倉村

西広村

大坪村

海士有木村

菊間藩
御役所

菊間藩
御役所

明治三年

五月十二日

安穩に相統相成り候ようひとえに嘆願奉り候、右願いのとお
り
御聞き済みに相成り候わば莫大の御仁恵と
一同ありがたき仕合わせ(幸)に存じ奉り候。以上

御支配所

上総国市原郡

福増村

新堀村

武士村

勝間村

小田部村

荻作村

山倉村

西広村

大坪村

海士有木村

右村々惣(総)代

此酒中系通り九間隔
 三間、この請け負い第一、二十七両一朱、銭
 百七十二文なり、御模様替えにて三分の出来、残り
 二分御見合せに相なり候、分引く
 金五十八両三朱、銭五百二文
 これは惣(総)人数千四百二十一一人ならびに
 殿(玄)米にて一人につき米五合ずつ
 この石七石一斗五合、ただし両に一斗二升
 二合替えにて七月十二日御下げに相なり候につき
 引く、二口引く
 締め金三百三十一両三朱と銭二百十四文
 銀十九貫八百七十二匁五厘七毛
 高二万二千九百八十九石九斗一升四合四勺二才
 内
 高二百四石九斗三升七合六勺九才
 菊間、山木、大厩三か村 御用地潰れ高引き
 残高二万二千七百八十四石九斗七升六合七勺三才
 高百石につき
 ただし銀八十七匁二分一厘七毛
 一 金十七兩二分二朱と銭六百七十文
 一 金三兩と銭四百二十六文
 一 同五兩一分三朱と銭二百十二文
 一 同五兩三分と銭四十二文
 一 同三分二朱、銭二百八十六文
 一 同三兩三分二朱と銭六百一文
 一 同三兩一分一朱と銭九十文
 一 同四兩一朱と銭六百七十九文
 一 同二兩三朱と銭二百九文
 一 同八兩三朱と銭八十一文
 一 同四兩三朱と銭百七十八文

此酒中系通り九間隔
 三間、この請け負い第一、二十七両一朱、銭
 百七十二文なり、御模様替えにて三分の出来、残り
 二分御見合せに相なり候、分引く
 金五十八両三朱、銭五百二文
 これは惣(総)人数千四百二十一一人ならびに
 殿(玄)米にて一人につき米五合ずつ
 この石七石一斗五合、ただし両に一斗二升
 二合替えにて七月十二日御下げに相なり候につき
 引く、二口引く
 締め金三百三十一両三朱と銭二百十四文
 銀十九貫八百七十二匁五厘七毛
 高二万二千九百八十九石九斗一升四合四勺二才
 内
 高二百四石九斗三升七合六勺九才
 菊間、山木、大厩三か村 御用地潰れ高引き
 残高二万二千七百八十四石九斗七升六合七勺三才
 高百石につき
 ただし銀八十七匁二分一厘七毛
 一 金十七兩二分二朱と銭六百七十文
 一 金三兩と銭四百二十六文
 一 同五兩一分三朱と銭二百十二文
 一 同五兩三分と銭四十二文
 一 同三分二朱、銭二百八十六文
 一 同三兩三分二朱と銭六百一文
 一 同三兩一分一朱と銭九十文
 一 同四兩一朱と銭六百七十九文
 一 同二兩三朱と銭二百九文
 一 同八兩三朱と銭八十一文
 一 同四兩三朱と銭百七十八文

そし

去る二十三日夜、神田町前校お雇入れの
英国人及び傷兵者有之府下嚴密御
吟味相成り候につき、当管内とも同様取り締まり
致すべく、府下において逃悲(避)の者油断なく追うべし、
搜索に仰せ出され候については村々において精々
吟味を遂げ申すべし、かつ浦に海岸、まさに旅籠(はたご)屋
など出入り多の場所はなおさら嚴密を加え、身元
鑑(たしか)ならざる者見当たり候わば取り押さえ置き迅速訴
え出で申すべし。万一隠し置き致し、後日相頭(あらわ)れ候
においては

きつと嚴科取り調べ候条、この旨相心得申すべきものなり。
ただし取り締まり方の儀、猶(なお)回りの者より相達すべき
儀もこれあるべく候条、これまた心得申すべきものなり。
右のとおり仰せ出され候間、村々役人その意を得、小前一同へ
洩れざるよう申し聞け、もっとも寺院へも申しとおすべく候、
この廻状村名下請印せしめ、刻付けをもって早々順達
留りより相返すべきものなり。

菊間藩庁
庚午 十一月晦日 酉の下刻拜見仕り候
一の宮藩 花井香藏様
右は明七日御通行遊ばされ候につき、御継ぎ立て
人足仰せ付けられ、これにより書面の村々
高百石につき人足二人ずつ割合を
もって明七日正六つ時まで、当駅へ刻
限遅滞なく御差し出しなればべく候、もっとも
宰領一人相添え印形持参なられべく候。

二宮後 花井香藏様
右は明七日御通行遊ばされ候につき、御継ぎ立て
人足仰せ付けられ、これにより書面の村々
高百石につき人足二人ずつ割合を
もって明七日正六つ時まで、当駅へ刻
限遅滞なく御差し出しなればべく候、もっとも
宰領一人相添え印形持参なられべく候。

六地蔵駅 御伝馬所
澁口村人足三人、勝間村人足五人
順達、留り村より持参なられべく候。以上

覚

去る二十三日夜、神田町において南校お雇入れの
英国人に刃傷に及び候者これあり、府下嚴密御

吟味相成り候につき、当管内とも同様取り締まり
致すべく、府下において逃悲(避)の者油断なく追うべし、
搜索に仰せ出され候については村々において精々
吟味を遂げ申すべし、かつ浦に海岸、まさに旅籠(はたご)屋
など出入り多の場所はなおさら嚴密を加え、身元
鑑(たしか)ならざる者見当たり候わば取り押さえ置き迅速訴
え出で申すべし。万一隠し置き致し、後日相頭(あらわ)れ候
においては

きつと嚴科取り調べ候条、この旨相心得申すべきものなり。
ただし取り締まり方の儀、猶(なお)回りの者より相達すべき
儀もこれあるべく候条、これまた心得申すべきものなり。
右のとおり仰せ出され候間、村々役人その意を得、小前一同へ
洩れざるよう申し聞け、もっとも寺院へも申しとおすべく候、
この廻状村名下請印せしめ、刻付けをもって早々順達
留りより相返すべきものなり。

菊間藩庁
庚午 十一月晦日 酉の下刻拜見仕り候
一の宮藩 花井香藏様
右は明七日御通行遊ばされ候につき、御継ぎ立て
人足仰せ付けられ、これにより書面の村々
高百石につき人足二人ずつ割合を
もって明七日正六つ時まで、当駅へ刻
限遅滞なく御差し出しなればべく候、もっとも
宰領一人相添え印形持参なられべく候。

六地蔵駅 御伝馬所
澁口村人足三人、勝間村人足五人
順達、留り村より持参なられべく候。以上

以上は...
 以上は...
 以上は...

以上は...
 以上は...
 以上は...

以上は...
 以上は...
 以上は...

以上は...
 以上は...
 以上は...

廻状をもって申し入れ候、しからば去る十五日
 御公麻(くがい)御上棟につき郡中前々
 お備え餅一組ずつ下し置かれ候あいだ
 明後十九日四つ時印形
 持参致し遅延なく割元会所へ
 ご出張なられべく候、廻状村名下
 調印せしめ、刻付けをもって早々順達、
 留りより返却給うべく候。以上
 十二月十七日午下刻 割元会所

廻文をもって貴意を得候、しからば
 菊間藩庁より口達の覚え
 以来居村より諸願い、届け向き給して
 三役連印のこと、ただし三役連印これなき
 書面御取り上げこれなし、もっとも出先において願
 届けべき書面は差し
 添え役人連印にて苦しからず候こと。
 右のとおり仰せ出され候あいだ
 この段廻文をもって申し上げ候。以上

- 庚午十二月十八日 菊間郷宿 中島徳太郎
 八幡宿、菊間、大厩村、草刈、久々津、山木村
 能満、荻作、小田部村、勝間、武士、新堀
 福増、海土有木、山倉、大坪
 右御村々御役人衆中

この廻状早々順達下されべく候、
 留り村よりご返却下されべく候。以上
 高百石につき 銀六十二匁四分二毛
 右は夫金御上納割り
 高百石につき銀百匁八分二厘三毛

右は夫金村々足(たし)給割り

別紙割合の通り長和しす向りて
其の節御給金相渡し申すべく候、この廻状村名下へ調印の上刻
付けをもつて早々順達留りより返却給うべく候。以上
庚午十二月二十日 割元会所出

追つて申し入れ候、その村々の内来未年分
夫人東京詰め書き置き日限の儀趣
間違ひこれなきよう取り計らい申すべく候。

村々農事休日

正月元日より三日まで、同七日、十五日、十六日、二月初午、
三月三日、四月八日、五月五日、七月七日、十四日、十五日、
十六日、八月朔日、十五日、九月九日、天長節九月二十二日、
新嘗(にいなめ)祭十一月中の卯の日、村鎮守祭礼両日
右のほか臨時申し合わせ休業など決して相ならず候こと。
ただし天長節、新なめ祭、村鎮守
祭礼当日のほかは耕作の都合により休業いたさざる者これあ
り候とも勝手儀につき、村内の
者相咎め合い候ようの儀これなきよう致すべきこと
右のほか村々において余儀なき休日などは兼ねて申し出づべく
こと。右の趣、村々役人その意を得、小前
一同へ洩れざるよう申し聞かすべきものなり。
来る未年頭御礼の儀、村々名主一人ずつ麻上下着用、正月二日
朝五時藩庁へまかり出御礼申し上げべく候、もつとも名主
差し合いの村々は組頭、百姓代の内、羽織袴着用まかり出
お礼申し上げべく候、この廻状受印せしめ早々順達留りより
相返すものなり。

正月三日、四月八日、五月五日、七月七日、十四日、十五日、
十六日、八月朔日、十五日、九月九日、天長節九月二十二日、
新嘗(にいなめ)祭十一月中の卯の日、村鎮守祭礼両日
右のほか臨時申し合わせ休業など決して相ならず候こと。
ただし天長節、新なめ祭、村鎮守
祭礼当日のほかは耕作の都合により休業いたさざる者これあ
り候とも勝手儀につき、村内の
者相咎め合い候ようの儀これなきよう致すべきこと
右のほか村々において余儀なき休日などは兼ねて申し出づべく
こと。右の趣、村々役人その意を得、小前
一同へ洩れざるよう申し聞かすべきものなり。
来る未年頭御礼の儀、村々名主一人ずつ麻上下着用、正月二日
朝五時藩庁へまかり出御礼申し上げべく候、もつとも名主
差し合いの村々は組頭、百姓代の内、羽織袴着用まかり出
お礼申し上げべく候、この廻状受印せしめ早々順達留りより
相返すものなり。

十二月二十五日出

菊間藩

會員募集

市原の古文書研究会

*

古文書学習会

内容 古文書講座

月1回、第3日曜日13時30分から

講師 秋葉 平先生

市原市立八幡公民館

初心者歓迎

市原の古文書研究会の主な刊行物

第1集 今関勘四郎・鶴舞井上藩仮藩邸御用留

第2集 金杉浜塩田資料集成

第3集 勝間、能満、君塚、八幡村文書

第4集 飯香岡八幡宮文書、八幡・満徳寺文書、

勝間・深山家文書、畑木・高石家文書

(以上既刊)

*

第6集 (平成23年刊行予定) 〓

飯香岡八幡宮、寺嶋家文書 (続き)

金杉浜新田・今井家文書 (旧名主文書)

古都辺・秋葉家文書 (旧名主文書)

勝間・佐野家文書

引き続き解読中の文書 (順次刊行予定)

八幡・旧片町町有文書

菊間・根本家文書 (旧神官文書)

菊間・岡田家文書 (旧菊間藩士文書)

八幡・教育センター南洞文庫文書 (菊間藩五井村割付)

五所・藤田家文書 (旧富士信仰文書)

本書制作にあたり左記の方々のご協力をいただきました。
謹んでお礼を申し上げます。

*

市原市立八幡公民館

古文書学習会

八幡史学館名所百選チーム

飯香岡八幡宮

千葉県文書館

寺嶋千鶴子様

寺嶋滋夫様

梅谷佳弘様

深山甚蔵様

小出惣治様

板倉 満様

北嶋勝代様

鷺津寛子様

滝本平八様

山越正臣様

菅 勇栄様

今井公子様

入間印刷所

「古文書」を『広辞苑』で引くと「過去の時代の史料となる古い文書」とあり、差出人、受取人、用件、日付などを備えた公文書、私文書は古記録とともに史料としてもっとも重要としている。江戸時代、領主地頭所の出先機関として村政を取り仕切った旧名主家に多くの地方（じかた）古文書が集中したのは当然のことだろう。

市原の「正史」ともいえる『市原市史』をみると史料の大半が内陸地区の名主文書で占められ、かつて水陸交通の要衝として市原の中心地であったはずの八幡地区や五井地区などがほとんど皆無なことに気付く。沿岸部、JR内房線沿いの市街区は明治維新後旧名主家の多くが没落し、明治期の火災や戦後経済成長期の海岸埋め立てにともなう都市化で旧宅や蔵が取り壊されたことなども起因したといえる。

郷土の古文書に興味を持った私たちの小さな活動が今回、第5集を数えた。郷土史料を掘り起こし活字として保存したい、との趣旨に賛同し応援して下さる人たちの輪が広がり、近年、八幡地区を中心に貴重な地方文書が相次いで見つかった。今集から始まった旧八幡村名主「寺嶋家文書」には維新混乱期の第1級史料が多い。旧幕義軍府に呼応した、乱暴人どもが泊まってユスったり、抜き身で横行したなど緊迫した村の様子が記録されたほか、房総知県事として赴任した柴山文平の八幡本陣などこれまであまり知られていない歴史にも触れている。

次集予定の「今井家文書」は金杉浜塩田の名主文書で、教育会館「南洞文庫」の水野藩五井村「年貢割付」には、菊間藩庁の朱印が押されている。このほか菊間・根本家の旧宅では旧若宮八幡宮神官文書を掘り起こし、一般の旧家からも貴重な古文書多数が寄せられた。関係各位に改めてお礼を申し上げたい。

古文書は先祖が残してくれたメッセージで、数百年をへてなお多くのことを教えている。私たちは貴重な文化遺産を守り記録し、次の世代に伝えていきたいと思う。（山岸弘明）

市原の古文書研究会メンバー紹介

秋葉 平 〓 市原市古都辺 165

*

上田洋子 〓 市原市青葉台 2-1-16

佐野 彪 〓 市原市勝間 380

高澤恒子 〓 市原市五井 2-1-73-1

代表（編集発行人）

山岸弘明 〓 市原市八幡北町 2-12-12-501

（考察担当）

市原の古文書研究*第5集

*

飯香岡八幡宮文書

八幡・寺嶋家文書

八幡・梅谷家文書

勝間・深山家文書

*

発行日 〓 平成22年4月1日

*

非売品（限定配付）

*

著者、発行人など 〓 上記参照

*

市原の古文書研究会

郵便番号 290-0069

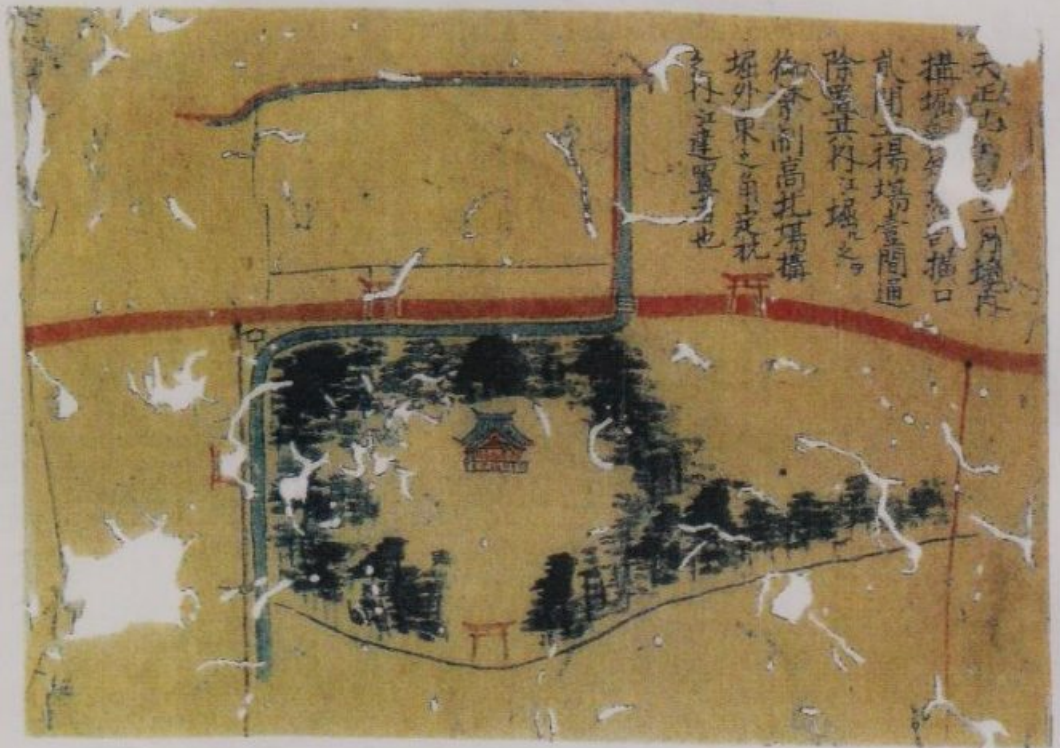
市原市（上記参照、山岸方）

所属サークル

市原市立八幡公民館・古文書学習会

DVD BY 塚原 茂

上田洋子
佐野 彪
高澤恒子
山岸弘明



表紙 = 五所、市原、八幡村水争い裁許絵図（部分 = 寛文9年）

裏表紙 = 飯香岡八幡宮書き上げ絵図付図（部分 = 天正20年）